令和7年5月27日判決言渡 令和6年(行ケ)第10033号 審決取消請求事件 口頭弁論終結日 令和6年12月18日

> 判 決

同訴訟代理人弁護士 小 松 陽 一 悠 方 次 方 次 方 次 方 次 方 方		. •	, ,	
同訴訟代理人弁護士 小 松 陽 一 版 方 版 方 版 方 版 方 版 方 版 方 版 方 版 方 方	5	原 告	沢 井 製 薬 株 式 会 社	Ė
同				
10 同 乗 ま も す 中 上		同訴訟代理人弁護士	小 松 陽 一 郎	3
同		同	原悠介	
15 中 田 健 15 中	10	司	千 葉 あすか	7
被告 東レ株式会 同訴訟代理人弁護士 国 長谷部 陽		司	小 山 秀	i J
15 同訴訟代理人弁護士 重 富 貴 長 谷 部 陽		同	中 田 健 -	-
15 同訴訟代理人弁護士 重 富 貴 長 谷 部 陽				
同 重 重 重 量 同 長 谷 部 陽		被告	東レ株式会社	Ė
同長谷部陽	15			
		同訴訟代理人弁護士	重富贵光	<u> </u>
同 康		司	長谷部陽平	己
		司	秋 田 康 博	亨

- 同
- 同訴訟代理人弁理士
 - 主 文
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

20

特許庁が無効2021-800083号事件について令和6年2月28日に

水

皆

野

Ш

真

量

孝

之

した審決を取り消す。

第2 事案の概要

15

20

1 事案の要旨

本件は、特許権の存続期間延長登録の無効審判請求について請求不成立とした審決に対する取消訴訟である。争点は、無効理由(平成28年法律第108号による改正前の特許法125条の2第1項1号、3号(現行法の125条の3第1項1号、3号)該当性)についての審決の判断の誤りの有無である。関連する条文は、別紙「関連法令」記載のとおりである。

2 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、発明の名称を「止痒剤」とする発明について、平成9年11月2 1日(優先権主張・平成8年11月25日、日本)を国際出願日とする特許 出願(特願平10-524506号。以下「本件特許出願」という。)をし、 平成16年3月12日、設定登録を受けた(乙6。特許第3531170号 〔請求項の数36〕。以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本 件特許権」といい、本件特許の特許請求の範囲各請求項に係る発明を、請求 項の番号を付して「本件発明1」などといい、これらを併せて「本件発明」 という。また、本件特許の願書に添付した明細書(甲2)を「本件明細書」 という。)。
- (2) 被告は、厚生労働大臣に対し、平成28年3月31日付けで、「ナルフラフィン塩酸塩」を成分に含むレミッチOD錠2.5μgについて、令和元年法律第63号(令和2年9月1日施行)による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)14条1項に規定する医薬品に係る同項の承認を申請し、平成29年3月30日、当該承認(以下「本件承認」という。)を得た(甲96)。
- (3) 被告は、平成29年6月29日、本件特許権について存続期間延長登録の 出願(甲3。出願2017-700154号。以下「本件延長登録出願」と

いう。)をし、拒絶査定、拒絶査定不服審判請求の不成立審決(甲4)、当該審決の取消判決(甲32)等を経て、令和3年8月11日、延長登録(以下「本件延長登録」という。)がされた。

なお、平成28年法律第108号附則2条により、同法の施行日(平成30年12月30日)以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、なお従前の例によることとされるので、本件特許権の存続期間の延長については、同法による改正前の特許法(以下、単に「特許法」という。)の例によることになる。

- (4) ①本件延長登録に係る延長の期間及び②特許法67条2項(現行法の67条4項)の政令(平成30年政令第325号(同年12月1日施行)による 改正前の特許法施行令2条2号イ)で定める処分(以下「本件処分」という。) の内容は次のとおりである(甲1、96)。
 - ①延長の期間 4年11月26日
 - ②本件処分の内容

15

20

25

- ア 特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分 本件承認
- イ 処分を受けた日平成29年3月30日
- ウ 処分を特定する番号22900AMX00538000
- エ 処分の対象となった医薬品(以下「本件医薬品」という。)

販売名 レミッチOD錠2.5μg

有効成分 ナルフラフィン塩酸塩(一般名称 INN nalfura fine)(有効成分に関し、レミッチOD錠2.5 μ gの添付文書〔延長の理由を記載した資料の参考文献4〕〔組成・性状〕には、ナルフラフィン塩酸塩2.5 μ g [ナルフラフィンとして2.32 μ g] と記載されている。)

- オ 処分の対象となった医薬品について特定された用途 次の患者におけるそう痒症の改善(既存治療で効果不十分な場合に限る) 血液透析患者、慢性肝疾患患者
- (5) 原告は、令和3年9月29日、被告を被請求人として、本件延長登録につき延長登録無効審判(以下「本件無効審判」という。)を請求した(甲164)。特許庁はこれを無効2021-800083号事件として審理し、令和4年8月19日には口頭審理を実施した(甲172)。
- (6) 特許庁は、令和6年2月28日、本件無効審判の請求につき請求不成立との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は同年3月7日、原告に送達された。
- (7) 原告は、令和6年4月3日、本件審決の取消を求める本件訴訟に係る訴えを提起した。
- 3 特許請求の範囲

15

20

- (1) 本件特許の特許請求の範囲の記載(請求項の数36)は、別紙特許公報中の「特許請求の範囲の記載」のとおりである。
- (2) このうち、請求項1は、一般式(I)で表される「オピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤」とするものである。

また、請求項10は、一般式(II)で表される「オピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤」とするものである。

また、請求項15は、一般式(Ⅲ)で表される「オピオイド κ 受容体作動性化合物又はその薬理学的に許容される酸付加塩を有効成分とする止痒剤」とするものである。

一般式 (I) —般式 (II)

R¹ O R² O R³ (III)

一般式 (Ⅲ)

4 本件審決の理由の要旨

(1)

10

15

原告が主張した無効理由1から無効理由3までのうち、無効理由1及び無効理由3に対する本件審決の理由の要旨は、次のとおりである(原告は、無効理由2については、本件訴訟において本件審決の取消事由としては主張しないことを明らかにしているので、その理由の要旨の記載は省略する。)。

(11)

(1) 無効理由1 (特許法125条の2第1項1号該当性)

ア 本件医薬品の成分と請求項1に記載された化合物の一般式の対応関係に ついて

本件医薬品の成分である塩酸ナルフラフィンは、ナルフラフィンの塩酸塩であって、本件明細書において、実施例10及び12で止痒効果を示すことが確認された、実施例9の右の式で示される化合物7に相当するものである。

そして、ナルフラフィンは、本件特許の請求項1の一般式(I)において、式中の \dots が「単結合」を表し、 R^1 が「炭素数4のシクロアルキルアルキル」である「シクロプロピルメチル」を表し、 R^2 及び R^3 が「ヒドロキシ」を表し、Aが「- X C (= Y) - | であって、X が「N R^4 | を表し、

Yが「O」を表し、R⁴が「炭素数1の直鎖アルキル」である「メチル」を表し、Bが「2重結合を1個含む炭素数2の直鎖の非環状不飽和炭化水素」である「-CH=CH-」を表し、R⁵が であって、Qは「O」を表す有機基である「フラン-3-イル」を表し、R⁶とR⁷が一緒になって「-O-」を表し、R⁸が「水素」を表す、次の構造の化合物に相当する。

イ 塩基性の医薬化合物とその酸付加塩の関係について

塩基性の医薬化合物の溶解性や安定性を向上させるために塩酸等により付加塩を形成することは、医薬品分野の技術常識であり、塩化薬物では、投与後の生体内で、酸付加塩から遊離塩基が解離し、遊離塩基の形態で粘膜に吸収され、薬効・薬理作用を奏することも、医薬品分野の技術常識である。

ウ ナルフラフィンとナルフラフィン塩酸塩について

15

20

ナルフラフィン塩酸塩は、ヒトに投与されると体内で直ちに遊離塩基であるナルフラフィンと塩化物イオンに解離し、ナルフラフィンは吸収され、作用部位である中枢神経系に到達してオピオイド κ 受容体と結合し薬効薬理作用を奏する一方、塩酸部分は薬効の存否や薬理作用には影響を及ぼさず、原薬の溶解性や安定性等の物性の改善のために付されたものである。このことは、本件承認の申請がされた平成28年3月31日までには当業者には広く知られており、本件承認の審査もそのことを前提とする。レミッチの解説においても、 κ 受容体作動薬であるナルフラフィンがかゆみを

抑制する成分であることが記載されている。

エ 本件発明1の実施をするための本件処分の必要性について

以上から、本件医薬品は、ナルフラフィンのオピオイド κ 受容体作動薬 という性質を利用して止痒剤の用途に用いられるものである。

そうすると、本件医薬品は、請求項1の一般式(I)で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤であるという、本件発明1の発明特定事項の全てを備えているといえるから、本件発明1の実施に本件処分を受けることが必要であったと認められる。

オ よって、本件延長登録は、無効理由1により無効とすべきものではない。

(2) 無効理由3 (特許法125条の2第1項3号該当性)

15

- ア 本件処分は、薬機法14条1項に規定する医薬品製造販売承認であり、 医薬品の製造販売については、行政処分である医薬品製造販売承認を受け なければ、特許発明を実施することができず、存続期間の延長登録制度の 趣旨を踏まえると、延長登録における特許発明の実施をすることができな かった期間は、承認申請から承認までの期間のほか、承認申請に必要な評 価資料として提出する資料を得るための試験期間を含むと解される。
- T 販売名を「レミッチOD錠 2.5 μg」とする医薬品(本件医薬品)の医薬品製造販売承認申請書資料CTD第1部「行政情報及び添付文書に関する情報」の目次(甲126 [審決乙84])、以下「CTD目次」という。)には、本件医薬品の承認申請が「剤形追加に係る医薬品」を申請区分とするものであることが記載されており、薬食発1121第2号平成26年11月21日厚生労働省医薬食品局長通知(甲123 [審決乙81]。以下「本件局長通知」という。)によれば、「剤形追加に係る医薬品」とは、既承認医薬品等と有効成分、投与経路、効能・効果及び用法・用量は同一であるが、剤形又は含量が異なる医薬品であること及び「生物学的同等性に関する資料」の提出が求められていることが記載されている。また、本件医薬

品の承認申請時に提出された書類を示す前記CTD目次の記載により、本件医薬品の承認申請時には、「既承認医薬品に係る資料」として、既承認医薬品であるレミッチカプセル2.5 μgについての医薬品製造販売承認書(写し)、審査報告書、資料概要、添付資料一覧や添付文書(案)等が提出されたことが認められる。そして、この「レミッチカプセル2.5 μg」の審査報告書(甲127[審決乙85])によれば、その承認申請時には、臨床薬理試験である820CPC01試験等が評価資料として提出され、それら評価試料が審査の対象とされて、「血液透析患者におけるそう痒症の改善(既存治療で効果不十分な場合に限る)」の効能・効果で承認されたことが認められる。

本件医薬品は、その承認申請の際に、「レミッチカプセル2.5µg」の申請時に提出された臨床薬理試験の評価資料が提出され、当該評価資料が審査の対象となって、「次の患者におけるそう痒症の改善(既存治療で効果不十分な場合に限る)血液透析患者、慢性肝疾患患者」の効能・効果で承認(本件処分)を受けたのであるから、少なくとも本件特許設定登録日以降に当該試験が行われた期間は、本件処分を受ける必要があるために特許発明の実施をすることができなかった期間に含まれるというべきである。

ウ よって、本件延長登録は、無効理由3により無効とすべきものではない。

第3 審決取消事由に関する当事者の主張

1 取消事由1 (無効理由1 [特許法125条の2第1項1号該当性]の判断の誤り)

(1) 原告の主張

10

15

20

25

ア 判例(最高裁平成21年(行ヒ)第326号同23年4月28日第一小 法廷判決・民集65巻3号1654頁[以下「平成23年最判」という。]、 最高裁平成26年(行ヒ)第356号同27年11月17日第三小法廷判 決・民集69巻7号1912頁[以下「平成27年最判」という。])によ れば、延長登録制度は、延長登録出願が特許発明を「実施」しているものであることを要するものとし、特許・実用新案審査基準「IX部第2章 医薬品等の特許権の存続期間の延長」も同様とするから、本件では、本件処分の対象となった本件医薬品(レミッチOD錠2.5 μg)が本件発明の技術的範囲に属するものでなければ無効な延長登録となる。

イ 本件において、本件発明全体から発明特定事項の用語の意義を解釈し、 出願経過も参酌すれば、本件発明1の一般式(I)で表されるオピオイド κ受容体作動性化合物の薬理学的に許容される酸付加塩を有効成分とする 止痒剤は、本件発明の技術的範囲には含まれないものと解される。

10

15

20

25

すなわち、本件発明では、「オピオイド κ 受容体作動薬」は、フリー体と その薬理学的に許容される酸付加塩が明確に区別されており、本件特許発 明における有効成分とは、医薬品の投与前に原薬の形態で含まれるこの区 別された化合物と理解され、投与後に体内に吸収された薬効を奏する形態 と捉えることはできないから、双方の形態を区別しつつ双方を含むとする ことはできない。

仮に、本件特許請求の範囲の文言解釈上、① 投与前のナルフラフィン塩酸塩、② 投与前のナルフラフィン(フリー体)、③ 投与後に体内で吸収されるナルフラフィン(フリー体)が含まれるとしても、平成13年7月16日付け手続補正(以下「本件補正」という。)により、一般式(I)で表される化合物の場合(請求項1)のみ、薬理学的に許容される塩を有効成分とする止痒剤が特許請求の範囲から削除され、外形的・意識的に除外されているから、出願経過参酌の原則(禁反言)から、①は除外され、①に起因し服用・投与により付加塩から解離し薬効及び薬理作用を奏する③も、信義則により除外されることとなる。そうすると、① ナルフラフィン塩酸塩ではなく、② ナルフラフィン(フリー体)だけの原薬が本件発明1の技術的範囲に属することになり、①が本件発明1の発明特定事項

を全て備えるとする本件審決の判断には誤りがある。

- ウ 本件発明1の発明特定事項である「止痒剤」は、「剤」の用語の意義(各種の薬を調合したもの)から投与前の医薬品を前提とする。米国特許法上も、医薬品は、患者に投与する前の最終剤形にみられる有効成分を意味するとされる(甲25)。本件明細書等で、有効成分の薬効等が説明されるとしても、用途の有用性を根拠づけるための説明にすぎず、投与後に体内で吸収されるフリー体を「剤」の技術的範囲に含める根拠にはならない。「止痒剤」は投与前の医薬であり、体内での効果は、特許請求の範囲の解釈や承認申請書の記載とは切り離されなければならない。
- エ 平成27年最判が製造販売承認書の「有効成分」の記載のみから形式的に判断すべきでないとするのは、先行処分と後行処分の包含関係であり、処分対象物と発明の技術的範囲の属否の関係ではない。処分内容を実質的に捉えても、処分対象物が本件発明の技術的範囲に属さないという結論は変わらない。フリー体と酸付加塩とが別々に承認されているのが実務の運用であるし、後発医薬品の承認申請において、先発医薬品と異なる塩形態の有効成分を含有することは認められない(甲177、179)。薬機法14条1項、9項の承認(処分)では、処分対象物と用途と形とで出願・登録されるから、特許法67条2項の関係では、出願・登録された「有効成分」の記載が第1に重視されるべきである。承認に当たっては、製造販売の対象医薬品に原薬として含まれる成分に着目して承認が与えられるから、処分対象物の有効成分も、製造販売の対象医薬品に原薬として含まれる成分に着目して承認が与えられるから、処分対象物の有効成分も、製造販売の対象医薬品に原薬として含まれる成分に着目して承認が与えられるから、処分対象物の有効成分も、製造販売の対象医薬品に原薬として含まれる成分と捉えるべきである。薬機法の承認の観点からも、処分対象物の有効成分はナルフラフィン塩酸塩である(甲178、180)。

(2) 被告の主張

15

20

25

ア 延長登録出願に係る医薬品は、当該延長登録出願に係る特許発明の発明 特定事項を全て備える必要があるところ、本件医薬品は本件発明1の発明 特定事項の全てを備えている。

イ 本件明細書の記載からすると、本件発明1における「有効成分」は、オピオイド κ 受容体作動性という属性に基づき、投与対象において止痒という薬効を生ずるものとして本件明細書に記載される物質と理解し得る。用途発明である本件発明における「有効成分」との文言につき、本件発明の止痒剤を組成する際に用いられる原料形態(原薬)、製剤中の存在形態、製剤投与後にオピオイド κ 受容体作動性を発揮する際の形態等のうちのいずれか特定のものに限定・特定するものと解すべき事情はない。

そして、本件明細書の記載等によれば、一般式(I)で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする本件発明1の止痒剤は、それを組成する際においては上記化合物のフリー体を用いてもその酸付加塩を用いても提供され得るもので、そのフリー体がオピオイド κ 受容体作動性という属性に基づき投与対象において止痒という薬効を生ずる止痒剤である。よって、本件発明1における上記化合物を有効成分とする止痒剤の構成は、ナルフラフィン(フリー体)が原薬として配合されている場合だけでなく、ナルフラフィン塩酸塩が原薬として配合されナルフラフィン(フリー体)が体内で止痒作用を発揮する場合も含む。

- ウ 包袋禁反言については、本件明細書の記載等から、本件発明1における 上記化合物を有効成分とする止痒剤という構成が原薬としてはナルフラ フィン塩酸塩が配合され、ナルフラフィン(フリー体)が体内で止痒作用 を発揮する場合も含むと一応解されるにもかかわらず、ナルフラフィン塩 酸塩を原薬とする場合が本件発明1の構成に含まれると特許権者が主張 することが信義に反するというべき事情はない。
- 2 取消事由2 (無効理由3 [特許法125条の2第1項3号該当性]の判断の誤り)
 - (1) 原告の主張

10

15

20

ア 審査基準は、実施することができなかった期間の算定について、3要件 ●処分を受けるために必要不可欠であること、②その試験の遂行に当た って方法、内容等について行政庁が定めた基準に沿って行う必要があるた め企業の試験に対する自由度が奪われていること、❸処分を受けることに 密接に関係していること)を定め、裁判例も「特許発明を実施する意思及 び能力があってもなお、特許発明を実施することができなかった期間」な どとする。そして、臨床試験では、治験薬の有効性や安全性だけでなく、 投与剤形の妥当性等も評価されるから、カプセル投与を定めた臨床試験に おいて、計画書に記載のないOD錠(カプセル以外の剤形)は、処分を受 けるための試験とは関係がなく、企業は計画書に拘束されず自由に研究を することができる。そうすると、先行剤形の承認から剤形追加の本件承認 までの間も、継続して、2企業の試験に対する自由度は奪われていない。 イ 本件では、OD錠に限り実施することができない期間の回復の必要があ ったことを要するところ、被告がOD錠として実施する意思や能力があり ながら、実施することができなかった期間の開始日は、OD錠として初め ての試験である生物学的同等性試験の開始日とすべきである。OD錠の承 認に伴う本件延長登録に軟カプセル剤の臨床試験期間を再度算定するこ とは、実質的に2重に臨床期間を回復することになり制度趣旨に反する。

(2) 被告の主張

10

15

20

25

ア 「剤形追加に係る医薬品」で提出を求められる生物学的同等性試験とは、 投与経路、効能・効果及び用法・用量を同じくする既承認医薬品と同様の 有効成分血中濃度推移を示すことを確認することができれば、「剤形追加に 係る医薬品」の医薬品としての有効性及び安全性は、既承認医薬品と同等 であると評価するための試験である。「剤形追加に係る医薬品」の製造販売 承認申請で、「生物学的同等性に関する資料」(及び品質に関する一部資料) の提出のみが求められている(甲123)、「剤形追加に係る医薬品」の有 効性及び安全性を確認するに際し、既承認医薬品に係る臨床試験成績及び その確認結果を用いることが制度上予定されているためであり、それが存 在しなければ、「剤形追加に係る医薬品」の製造販売承認は、され得ない仕 組みとなっている。したがって、当該臨床試験は、「剤形追加に係る医薬品」 に係る処分を受けるのに必要な試験であり、当該臨床試験を開始した日が 「その特許発明の実施をすることができない期間」の始期となり、当該臨 床試験に要した期間が実施することができない期間に算入される。

イ 被告は、本件処分に係る製造販売承認申請に際し、厚生労働省の通知に 従い(甲123、125)、既承認医薬品(軟カプセル剤)に関する審査報 告書やCTDの概要(サマリー)、本件医薬品の添付文書(案)等を提出し、 これらには、軟カプセル剤の臨床試験の概要・成績が記載されており、厚 生労働省及びPMDAにおける本件処分の承認審査の対象となっている。

10

15

20

- ウ 本件処分を受けるためには、軟カプセル剤を用いた健康成人を対象とする経口単回投与試験(C82001試験)から始まる複数の試験が必要であり、C82001試験は「血液透析患者におけるそう痒症」及び「慢性肝疾患患者におけるそう痒症」を適応症とする臨床開発における第1相臨床試験として位置づけられる。したがって、本件処分を受けるために必要であった試験の開始日は、C82001試験の治験計画変更届書(甲144)記載の平成10年3月17日であり、その後の必要な試験に要した期間だけでも4年11月26日を超えるから、本件特許発明の実施をすることができなかった期間はこれを下らない。
- エ 本件医薬品の延長登録期間に軟カプセル剤の臨床試験期間を算入することは、薬事制度、特許延長登録制度とも整合する。すなわち、延長登録要件である「特許発明の実施をすることができなかった期間」は、「処分」ごとに、当該処分を受けるために必要と認められる試験の期間が認定されるべきところ、OD錠の承認審査では、軟カプセル剤に係る臨床試験成績が

存在しなければ、承認され得なかったものであるから、軟カプセル剤に係る臨床試験期間は、OD錠の処分を受けるために必要と認められる試験の期間となる。当該試験に要する期間は、特許発明の実施をすることができなかった期間であるから、これを算入することは延長登録制度の趣旨に適う。

オ 審査基準における3要件は、存続期間延長の期間の判断を直ちに妨げる ものにはならない。既承認医薬品に係る前記の臨床試験なくして「剤形追 加に係る医薬品」に係る承認を受けることはできないから、本件医薬品の 延長登録において、軟カプセル剤の臨床試験は、i) 本件処分を受けるた めに必要不可欠であり、臨床試験であるから、iii) 本件処分を受けること に密接に関係したものであり、また、その軟カプセル剤の臨床試験は、厚 生労働省令に基づく基準に従って収集され、作成されたものでなければな らない治験であったため、ii) 企業の試験に対する自由度が奪われている ものであるといえる。

また、特許発明を実施することができない期間は、政令で定める処分を受けるのに必要な試験を開始した日又は特許の設定登録の日のうちのいずれか遅い方から、処分の効力が発生した日の前日までの期間を意味するから、「特許発明を実施する意思及び能力」自体を延長登録要件充足のメルクマールとする必要はないし、前記薬事制度からすると、本件の軟カプセル剤等の臨床試験は、剤形追加に係る本件医薬品の承認取得を行うために必要な試験であるから、上記意思及び能力は否定されていない。

第4 当裁判所の判断

15

- 1 当裁判所は、本件審決に判断の誤りはなく、原告の請求は理由がないものと 判断する。その理由は、次のとおりである。
- 2 取消事由1 (無効理由1 [特許法125条の2第1項1号該当性] の判断の 誤り) について

(1) 特許権の存続期間の延長制度は、特許法67条2項の政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかった期間を回復することを目的とし、特許権の存続期間の延長登録出願は、その特許発明の実施に特許法67条2項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないときは拒絶査定がされ、延長登録についても無効理由となるから(同法67条の3第1項1号、125条の2第1項1号参照)、特許権の存続期間の延長が認められるためには、延長登録出願の理由となった当該処分の対象が、延長登録出願に係る特許権の請求項に係る特許発明を実施するものであること、すなわちその技術的範囲に属することを要するものと解される(平成23年最判、平成27年最判参照)。

本件では、延長登録出願の理由となった本件処分の対象である本件医薬品が、延長登録出願に係る特許権の請求項に係る特許発明の技術的範囲に属しているか、具体的には、「ナルフラフィン塩酸塩」を成分に含む「本件医薬品(レミッチOD錠)が、「一般式(I)で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤」であり、本件発明の技術的範囲に属し、その製造販売が本件発明の実施となるのかどうかが問題となる。なお、本件処分に係る医薬品製造販売承認申請書添付資料の添付文書案(甲131)の【薬効薬理】の2「作用機序」によれば、ナルフラフィン塩酸塩は、選択的なオピオイド κ 受容体作動薬と記載されていることが認められ、甲127及び弁論の全趣旨によれば、「ナルフラフィン」は、本件発明1の一般式(I)で表される「オピオイド κ 受容体作動性化合物」に該当することが認められる。以下、これを前提に検討する。

(2) 本件発明

15

ア 特許請求の範囲の記載

前記第2の3(1)のとおり、本件特許の特許請求の範囲のうち請求項1の記載は、一般式 (I) で表される「オピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤」とするものである。請求項1には、「オピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩」との表現は用いられていない。

イ 本件明細書(甲2)の記載

本件明細書(甲2)の発明の詳細な説明には、次の記載がある。

(7) 技術分野

10

15

20

25

「本発明は、各種の痒みを伴う疾患における痒みの治療に有用なオピオイド κ 受容体作動性化合物およびこれを含んでなる止痒剤に関する。」(本件明細書(甲2)の12頁9、10行目。以下、特に断らない限り、頁数及び行数は、本件明細書のものを指す。)

(4) 背景技術

「痒み(そう痒)は、皮膚特有の感覚で、炎症を伴う様々な皮膚疾患に多く見られるが、ある種の内科系疾患(悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、痛風、甲状腺疾患、血液疾患、鉄欠乏)や妊娠、寄生虫感染が原因となる場合や、ときには薬剤性や心因性で起きることもある。

痒みは主観的な感覚であるため数量的に客観的に評価することが難しく、痒みの発現メカニズムはまだ十分に解明されていない。

現在のところ、痒みを引き起こす刺激物質としては、ヒスタミン、サブスタンスP、ブラジキニン、プロテイナーゼ、プロスタグランジン、オピオイドペプチドなどが知られている。…

…そう痒の治療には、内服剤として抗ヒスタミン剤、抗アレルギー剤などが主に用いられ、また外用剤としては、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド外用剤、非ステロイド系抗消炎剤、カンフル、メントール、

フェノール、サリチル酸、タール、クロタミトン、カプサイシンなど保湿剤(尿素、ヒルドイド、ワセリンなど)が用いられる。しかし内服剤の場合、作用発現までに時間のかかることや、中枢神経抑制作用(眠気、倦怠感)、消化器系に対する障害などの副作用が問題となっている。一方、外用剤の場合では、止痒効果が十分でないことや特にステロイド外用剤では長期使用における副腎機能低下やリバウンドなどの副作用が問題となっている。

オピオイドと痒みについては、オピオイドが鎮痛作用を有する一方で痒みのケミカルメディエーターとしても機能することが知られていた。…その一方で、モルヒネの髄腔内投与によって惹起された痒みがモルヒネ拮抗薬であるナロキソンによって抑制されたこと…や肝障害の胆汁鬱血患者で内因性オピオイドペプチドの上昇によって惹起された強い痒みが、オピオイド拮抗薬であるナルメフェンによって抑制されたこと…も明らかとなり、統一的見解として、オピオイド系作動薬は痒みを惹起する作用があり、逆にその拮抗薬には止痒作用があるとされた。…

このように、従来よりオピオイド系作動薬は痒みを惹起し、その拮抗 薬が止痒剤としての可能性があるとされてきた。しかし、オピオイド系 拮抗薬を止痒剤として応用することは現在までのところ実用化されてい ない。

本発明の目的は、上記の問題点を解決した止痒作用が極めて速くて強いオピオイド を受容体作動薬およびこれを含んでなる止痒剤を提供することにある。」(12頁12行目~13頁23行目)

(ウ) 発明の開示

10

15

20

25

「本発明はオピオイド κ 受容体作動性化合物およびこれを有効成分とする止痒剤である。」(13頁25行目)

(エ) 発明を実施するための最良の形態

「本発明でいう κ 受容体作動薬はオピオイド κ 受容体に作動性を示す ものであればその化学構造的特異性にとらわれるものではないが、μお よび δ 受容体より も κ 受容体に高選択性であることが好ましい。より具 体的には、オピオイド κ 受容体作動性を示すモルヒナン誘導体またはそ の薬理学的に許容される酸付加塩が挙げられ、中でも一般式(I)…で 表されるオピオイドκ受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容さ れる酸付加塩であり、または一般式 (II) …で表されるオピオイド κ 受 容体作動性化合物であり、または一般式(III)…で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩である。 モルヒナン誘導体以外の止痒用途に用いる物質としては一般式(IV)… で表されるオピオイドκ受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容 される酸付加塩であり、または一般式 (V)…で表されるオピオイドκ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩であり、 または一般式 (VI) …で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物また はその薬理学的に許容される酸付加塩であり、または一般式(VII)…で 表されるオピオイドκ受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容さ れる酸付加塩である。これらκ受容体作動薬は一種のみならず数種を有 効成分として使用され得る。」(13頁35行目~17頁7行目)

10

15

20

25

「治療対象となる具体的なそう痒を伴う皮膚疾患としては、アトピー性皮膚炎、神経性皮膚炎、接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、自己感作性皮膚炎、毛虫皮膚炎、皮脂欠乏症、老人性皮膚そう痒、虫刺症、光線過敏症、蕁麻疹、痒疹、疱疹、膿痂疹、湿疹、白癬、苔癬、乾癬、疥癬、尋常性座瘡などが挙げられる。また、そう痒を伴う内臓疾患としては、悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、妊娠に起因するそう痒が特に対象として挙げられる。さらに、眼科や耳鼻咽喉科の疾患に伴うで痒みにも適用し得る。」(17頁8~13行目)

「上記κ受容体作動薬の中で、一般式(I)、(III)、(IV)、(V)、(VI) および(VII)で表される物質に対する薬理学的に好ましい酸付加塩としては、塩酸塩、硫酸塩、硝酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、リン酸塩等の無機酸塩、酢酸塩、乳酸塩、クエン酸塩、シュウ酸塩、グルタル酸塩、リンゴ酸塩、酒石酸塩、フマル酸塩、マンデル酸塩、マレイン酸塩、安息香酸塩、フタル酸塩等の有機カルボン酸塩、メタンスルホン酸塩、エタンスルホン酸塩、ベンセンスルホン酸塩、pートルエンスルホン酸塩、カンファースルホン酸塩等の有機スルホン酸塩等があげられ、中でも塩酸塩、臭化水素酸塩、リン酸塩、酒石酸塩、メタンスルホン酸塩等が好まれるが、もちろんこれらに限られるものではない。

これら κ 受容体作動薬は、医薬品用途にまで純化され、必要な安全性 試験に合格した後、そのまま、または公知の薬理学的に許容される酸、 担体、賦形剤などと混合した医薬組成物として、経口または非経口的に 投与することができる。」(51頁25~36行目)

「医薬組成物中の κ 受容体作動薬の含量は特に限定されないが、経口剤では1 服用あたり通常 $0.1 \mu g \sim 1000 m g$ 、外用剤では1 回塗布あたり通常 $0.001 n g/m^2 \sim 10 m g/m^2 となるように調製される。」(<math>52 1 3 \sim 15$ 行目)

(オ) 実施例

10

15

20

25

「実施例9

選択的な κ 受容体作動性オピオイド化合物である(一)-17-(シクロプロピルメチル)-3, 14β - ジヒドロキシ-4, 5α - エポキシ -6β - [N-メチル-トランス-3-(3-フリル)アクリルアミド] モルヒナン塩酸塩 7 を生理食塩水に溶解し、 40μ g/m ℓ 濃度の水溶液を調製した。この水溶液を成人男子下肢に生じた蕁麻疹の発赤部位 3 か所に、薬物濃

度 $0.2 \,\mu\mathrm{g/cm}$ で塗布した。

その結果、塗布前、中等度の痒み(グレードとして++と設定)を感じていたが、塗布5分で痒みを全く感じなくなった(グレードとして-と設定)。痒みのない状態は約5時間持続した。

実施例 10

表5. アトピー性皮膚炎の痒みに対する×受容体作動薬(化合物<u>7</u>)と インドメタシンの止痒作用

	痒みの程度(最大程度「+++」~なし「一」)				
使用薬剤	塗布前	盤布後 5分	塗布後 10分	逾布後 3時間	
化合物 7	+++	-	-	_	
インドメタシン クリーム	+++	+++	+	±	

その結果、表5のように、全塗布部分において、化合物7水溶液では 塗布後5分で痒みは完全になくなり、強力な止痒作用を有することが判 明した。また、痒みのない状態は少なくとも3時間は持続した。一方、 インドメタシン・クリームでは痒みが残る感じがあり、止痒作用は化合 物7の方が優れていることが判明した。」(58頁1~18行目、59頁)

「実施例12

15

5

…被験薬物あるいは溶媒のいずれかをマウスの吻側背部皮下に投与し、その 30 分後に生理食塩水に溶解した Compound48/80 (100 μ g/site) を 50μ 0 の用量で除毛部位に皮内投与した。その後直ちに観察用ケージ (10x7x16cm) に入れ、…マウスが後肢で Compound48/80 投与部位の近傍を引っかく行動の回数をカウントした。…引っかき行動を減らす作用を もって被験化合物の止痒効果の指標とした。」(59頁25~31行目)

「試験に用いた化合物は用いた用量で止痒効果を示した。」(化合物8~23略)(62頁1行目)

被験薬物 用量 (mg/kg) 抑制率 (%) 化合物 2 1.0 41 化合物 3 0.0057 64 化合物 0.016 55 化合物 0.005 45 化合物 7 0.005 58 化合物 8 10.0 72 化合物 1.8 52 化合物 10 0.46 14 化合物 1.1 0.0018 45 化合物 12 0.07 39 化合物 13 0.07 47 化合物 14 0.31 46 化合物 15 1.88 56 化合物 1.6 0.0046 14 化合物 17 0.0066 90 化合物 18 0.03 92 化合物 19 0.03 4() 化合物 20 0.006 62 化合物 21 0.0003 23 化合物 22 1.2 70 化合物 23 0.0069 46

表 6. 各種オピオイドκ作動薬の止痒効果

(カ) 産業上の利用可能性

「本発明の止痒剤は、オピオイド κ 受容体作動薬を有効成分とすることを特徴とし、各種の痒みを伴う皮膚疾患、例えばアトピー性皮膚炎、

神経性皮膚炎、接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、自己感作性皮膚炎、毛虫皮膚炎、皮脂欠乏症、老人性皮膚そう痒、虫刺症、光線過敏症、蕁麻疹、痒疹、疱疹、膿痂疹、湿疹、白癬、苔癬、乾癬、疥癬、尋常性座瘡など、および、痒みを伴う内臓疾患、例えば悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、妊娠などの痒みの治療に有用である。」(63頁2~7行目)

- (キ) 本件特許出願の日 (平成9年11月2日) において、請求項1の一般式 (I) に示す κ 受容体作動薬及びその酸付加塩は既に公知の物質であった (18頁41~42行目)。
- ウ 「有効成分」に関する文献の記載等

15

20

25

(ア) 「有効成分」の用語に関して、本件特許出願の日(平成9年11月2 1日)以前に頒布・刊行された文献等には、次のような記載がある。

すなわち、①「医薬品の有効性とは治療効果であり、治療効果は医薬品の臨床試験結果より評価されるのが通常であるが、臨床試験の前段階として、製剤より有効成分がどの程度生体内へ利用されているかを測定する必要がある。有効成分そのものがいかに利用率がよくても、製剤に加工する過程で利用されにくい形に変えられていれば、利用率が減少し、ひいては薬効の発現がおくれたり、小さくなったりするおそれがある。この生体への医薬品有効成分の利用率を、Bioavailabilityと称し、通常は投薬後一定時間おきに血液や尿を採取し、血清中や尿中に存在する(吸収され、代謝をうけ、また排泄された)有効成分の含量の時間的推移をしらべることにより測定され、いろいろのパラメータを用いて、もっとも吸収されやすい形で投与した場合(一般には、水溶液)や他の剤形との相対的比較で評価される。」(甲50、塩路雄作「続・医薬品工業と粉体工学」・粉体工学研究会誌 Vol. 14 No. 7(1977) 4 0 9 頁)、②「米国FDAの定義では、「生物学的利用能とは、活性を有する薬物成分あるいは治療有効成分が医薬品製剤から吸収され、薬の作用部位で利用され

るようになる速さや量である」とされている。具体的には、有効成分の 血中濃度、尿中排泄あるいは薬理効果を測定することが定められている が、前述の定義で血中濃度を指標にするとAUC (area under the concentration-time curve) の測定に他ならない。」(甲51、ファルマ シアレビュー編集委員会編「ファルマシアレビュー No.1 薬が世に出 るまで」社団法人日本薬学会(昭和53年)39頁)、3「薬が体に働い て効果を発揮するまでに、いくつもの問題がある。たとえば錠剤を内服 したとき、胃とか腸とかで崩れて、効きめをもった成分が放出されるこ とが第一段階になる。有効成分が吸収され、血流で体内に広く分布され、 一部は血中のタンパク質と結びつき、また脂肪組織などに貯えられるか もしれない。肝臓を通過するとき化学的な変化をうけて活性を失ったり、 ときに活性が強められるかもしれない。腎臓を通過するときその成分は 体外に排泄されるかもしれない。このような吸収、代謝、分布、排泄(A DME) といった体内での運命に関する面は、ファルマコキネティック ス、薬動態学と呼ばれ…る」(甲52、佐久間昭「薬の効果・逆効果 臨 床薬理学入門」ブルーバックス B-449、講談社(昭和56年)21~22 頁) 等の記載がある。

10

15

20

25

これらの文献の記載によれば、本件特許出願の日以前において、「有効成分」とは、体内(血中)で溶出し作用する物質の意味で用いられる場合等が一般的に見られたことが認められる。

(イ) 「有効成分」の用語に関して、本件特許出願の日(平成9年11月2 1日)以後に頒布・刊行された文献等には、次のような記載がある。

すなわち、**①**「有効成分〔医薬品の〕」「単体又は1種類以上の他の成分と組み合わせ、1つの医薬品の意図された作用を起こす物質。また、成分の中で薬効を示す成分。例えば生薬の薬効をもつ成分をいうことが多く、生薬中の有効成分の分離は新薬開発の一方法」(甲49、薬科学大

辞典編集委員会「廣川 薬科学大辞典〔第5版〕-普及版-」廣川書店 (平成25年第5版) 1584頁)、❷「製剤中に含まれている有効成分 は、投与された後に、製剤から放出あるいは溶出される必要があります。 そのため、試験管内での放出速度や溶出速度を比較検討することで、そ れら製剤を投与後の有効成分の血中濃度や作用発現部位中の濃度は推定 でき、ヒト試験の代わりになるのではと期待される面があります。」(甲 16、緒方宏泰「先発医薬品と臨床上の有効性・安全性が『同等』であ るジェネリック医薬品の評価~生物学的同等性を考える~」厚生労働省 医薬食品局審査管理課編集発行「後発医薬品質情報 No. 2」(平成 2 6 年) 3~4頁)、❸「レミッチ錠のようないわゆる低分子医薬品の経口剤にお いては、錠剤(OD錠)又はカプセルから溶け出した有効成分が消化管(主 に小腸)から吸収されて、循環血液中に移行し、薬効を発揮します。循 環血液中の有効成分が血流によって全身の組織・器官へ運ばれ、標的と なる細胞に存在する受容体などのタンパク質と結合し、それによって薬 効が現れます。このような医薬品の薬物動態は技術常識であり、この技 術常識のもとで、この薬効を発揮する有効成分の体内での存在状態を確 認するため、有効成分の血中濃度が測定され、また、有効成分の消化管 での溶出挙動を確認するために溶出試験が実施されます。これらの試験 は、医薬品の製造販売承認申請において重要な基礎データとなります。」 「一方、医薬品の製剤開発において、上記の有効成分を効率よく消化管 で吸収させ、薬効を発揮させるために、血中に移行する有効成分に対し て、原薬として溶解度を上げることが一般的によく行われています。例 えば、有効成分は脂溶性であることが多いですが、小腸で有効成分を効 率的に吸収させるためには、水に溶けやすくして、小腸に効率よく有効 成分を届ける必要があります。したがって、錠剤(OD錠)又はカプセ

10

15

20

25

24

ルのような経口剤とする場合には、そのままでは、水に溶けにくい有効

成分の場合には、これを解消するために、原薬として塩の形態とするこ とで水に対する溶解度を向上させ、効率よく体内に有効成分を届けるこ とが行われます。…このように有効成分の溶解度向上を目的とした塩種 の検討は一般的によく行われています。」「…最終的に、所望の溶解度、 安定性を得た塩などの有効成分の付加形態が医薬品における原薬となり ます。医薬品としての製造・販売を目的とした製剤の開発においては、 さらに、この原薬に、添加剤を加えて錠剤又はカプセル剤などの経口剤 として飲みやすさや安定性などの機能が付与されます。」「…有効成分、 原薬及び添加剤の関係については…体内に移行し薬効を発揮する化学物 質が有効成分であることを表し…原薬と添加剤との区別としては、有効 成分を含む原薬が有効成分として取り扱われることを説明しています。 すなわち、…有効成分を含み、溶解性・安定性を得るため塩などを付加 した形態が原薬であることから、…有効成分を含むことから効能、効果 に直接関係する原薬が、効能、効果として直接の関係のない添加剤と区 別されて取り扱われるものとされています。もっとも、上記で説明した 医薬品における技術常識からして、原薬中の、消化管から吸収され血流 に含まれ、受容体などと結合するものを有効成分として表していること は明らかです。」「したがって、医薬品における「有効成分」とは、消化 管から吸収され、循環血液に移行し、受容体などのタンパク質と結合す ることで薬理作用を発揮する化学物質を表すことが昭和49年から現在 に至るまでの技術常識です。」(甲116、A「鑑定意見書」令和2年6 月17日付け3~5頁。なお、同鑑定意見書4頁で言及する厚生省薬務 局編「逐条解説 薬事法」ぎょうせい(昭和58年3版)365頁〔甲 114〕は、同法50条7号に関して「「有効成分」とは、医薬品の目的 たる効能、効果を薬理的に生ぜしめる有効な成分を意味する。したがっ

10

15

20

25

25

て、効能、効果と直接の関係のない賦形剤、安定剤、溶剤等の製剤補助

剤は含まれない。」などと解説する。) 等の記載がある。

これらの文献の記載によれば、本件特許出願の日以後においても、「有 効成分」とは、前記(ア)と同様、体内(血中)で溶出し作用する物質の意 味で用いられてきていることが認められる。

エ 「塩基性薬物」に関する文献の記載等

10

15

20

25

(ア) 「塩基性薬物」に関して、本件特許出願の日(平成9年11月21日) 以前に頒布・刊行された文献等には、次のような記載がある。

すなわち、❶「有機酸、有機塩基である多くの薬物の溶解は、また液 の p Hによって著しく左右される…このように溶解度(飽和溶液の濃度) に影響をうけた薬物は、当然溶解速度にも変化が現れる。」「このような 薬物を塩として投与すると、その溶解特性はそれぞれもとの薬物とは違 ってくる。有機酸のNa塩やK塩はいずれのpHの液性からの溶解速度 も、遊離酸に比べて大きい。有機塩基の塩酸塩にように強酸による塩の 場合もこれと同様である。これらの塩を経口投与すると、血中濃度は著 しく速く最高が現れる。」(甲14、大塚昭信、池田憲、村西昌三編「製 剤学(改訂第2版)」南江堂(1992年)224頁)、❷「2.2薬物 の塩化」「薬物には中性・塩基性・酸性のものがあり、ことに塩基性の薬 物はなんらかの酸との塩にして用いられるものが多い。」「遊離塩基は通 常液体や低融点のものが多く、一般に空気酸化や光で分解されたり、空 気中の二酸化炭素と塩を形成したりして不安定である。また、塩の方が 再結晶などでの精製が容易である場合が多い。このような理由から塩基 が塩化されることが多いのであるが、薬物を塩にするとこれら以外にも 多くの利点が得られる。」「<薬物を塩化することの意味>1)水溶性に なる。2)結晶性となり取扱いやすくなる。3)光・空気・熱などに対 する安定性が増す。4)中和により殊に注射時の刺激性・疼痛を和らげ る。5) 矯味・矯臭」「塩に変えたからといっても、服用または投与後の

生体内でもなお塩のままで存在するわけではない。たとえば、塩基性薬物の希薄溶液では塩と遊離塩基の間に平衡関係がある。粘膜からは当然この遊離塩基が吸収されてゆく。」「塩基性物質を塩にするために用いる酸としては、塩酸が最も多く用いられる。」(甲73、太田俊作「薬品製造学」さんえい出版(1990年)235、236頁)等の記載がある。

これらの文献を含む多くの文献(甲66、68~71)の記載によれば、本件特許出願の日以前においても、製剤の技術分野において、「薬物の溶解性や安定性を向上させるために付加塩を構成すること」が紹介されていることが認められる。

(4) また、文献(甲85~92)によれば、3級アミン(第三級窒素)を 含む塩基性化合物についても、塩酸等により酸付加塩を形成したものが 原薬として医薬品に配合されていたことが開示されている。

オ 本件特許の出願経過

10

15

20

- (ア) 被告は、平成9年11月21日本件特許出願をしたところ、平成13年4月24日付けで拒絶理由通知(甲28)を受け、「発明の詳細な説明の記載からでは、オピオイドκ受容体作動薬活性を有するすべての化合物が止痒活性を奏するものと認めることはできない。よって、本願の発明の詳細な説明は、当業者が請求項1、2、12-21、23、26-29、40、41に係る発明を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されていない。」(理由2。なお、これらは一般式(Ⅱ)、(Ⅲ)、(V)に係る請求項である。)、「請求項2には「モルヒナン誘導体」と記載されているが…当該誘導体の意味する範囲が明らかでない。」(理由3)、「この拒絶理由通知書中で指摘した請求項以外の請求項に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。」などの指摘を受けた(甲28)。
- (イ) 被告は、平成13年7月16日付けで意見書(甲29)及び手続補正

書(甲30)を提出し、前記指摘を受けた請求項について削除又は補正等の意見を述べ、補正後の請求項を提示した。このうち、補正前の請求項1~3(甲27)においては、拒絶理由通知(甲28)で指摘を受けた請求項1及び2を削除し、これに伴い、請求項3を補正後の請求項1に改めるなどしたが、本件補正の補正後の請求項1においては、補正前の請求項3で引用していた補正前の請求項2の「またはその薬理学的に許容される酸付加塩」の文言が欠落している。

[補正前の請求項1~3] (甲27)

10

15

20

25

請求項1 オピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤 請求項2 オピオイド κ 受容体作動性化合物がモルヒナン誘導体または その薬理学的に許容される酸付加塩である請求項1記載の止痒剤

請求項3 モルヒナン誘導体が下記一般式 (I)…

[式中、…は…を表す。また、一般式(I) は(+)体、(-)体、(±)体を含む]で表されるものである請求項2記載の止痒剤

〔補正後の請求項1〕(甲30)

補正前の請求項1、2は削除され、補正前の請求項3の冒頭「モルヒナン誘導体が下記一般式 (I)」を「下記一般式 (I)」と、また、補正前の請求項3の末尾「で表されるものである請求項2記載の止痒剤。」を、「で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤。」としたものが、新たな請求項1とされた。

(ウ) 前記(ア)のとおり、拒絶理由通知(甲28)には、一般式(I)を含む補正前の請求項3に係る発明に対する拒絶理由は記載されていない。また、被告が提出した意見書(甲29)においても、一般式(I)を含む補正前の請求項3が拒絶の対象となっていることの認識は示されておらず、一般式(I)の化合物に対する言及を含め、補正後の請求項1において、「またはその薬理学的に許容される酸付加塩」の文言を欠落させ

たことについての説明はされていない。

カ 検討

10

15

20

- (7) 本件特許の特許請求の範囲請求項1には、「 κ 受容体作動性化合物又はその薬理学的に許容される酸付加塩」を有効成分とする止痒剤との表現は用いられていない。しかし、本件明細書の記載(前記イ(l)(r)(r)(r)(r)によれば、「オピオイドr)で要容体作動薬」は、「オピオイドr)で要容体作動性を示すモルヒナン誘導体またはその薬理学的に許容される酸付加塩」であり、「一般式(r)で表されるオピオイドr)の「酸付加塩」、「一般式(r)で表されるオピオイドr)の「酸付加塩」、「一般式(r)で表されるオピオイドr)の「酸付加塩」等とされている。また、本件明細書の実施例9においても、「選択的なr)で要体作動性オピオイド化合物である…モルヒナン塩酸塩7」と記載されており、化合物とその酸付加塩の形態とは厳密に区別されていない。
- (4) しかるところ、「有効成分」の用語は、前記ウのとおり、本件特許出願の日の前後を通じて、体内(血中)で溶出し薬理作用を発揮する化学物質の意味で用いられる場合が一般的に見られていたものであり、本件明細書において、これと異なる解釈をとるべき理由は見当たらない。確かに、製剤開発の観点から、最終的に所望の溶解度、安定性を得るために酸付加塩の形態にしたものを原薬とし、配合目的が添加剤(甲96参照)である構成成分と区別するために、酸付加塩の形態を含めて「有効成分」と呼ぶ取扱いが存在することは認められるが、付加された塩の部分が体内で薬理作用を発揮する化学物質になるわけではない。
- (ウ) もともと、本件発明の目的は、止痒作用が極めて速くて強いオピオイド κ 受容体作動薬及びこれを含んでなる止痒剤を提供することにある。 前記エによれば、製剤の技術分野において、本件特許の出願当時、薬物

の溶解性や安定性を向上させるために酸付加塩の形態をとることは、技 術常識であったと認められ、本件明細書の記載によっても、酸付加塩の 形態について、それ以外の技術的意義があることを認めるに足りない。 したがって、本件明細書をみた当業者は、本件発明の目的である止痒作 用を発揮する化学物質は「κ受容体作動性化合物」であって、「薬理学的 に許容される酸付加塩」の形態は、物質の止痒作用自体を変化させるた めのものではなく、薬としての溶解性や安定性を向上させるための形態 にすぎないことは容易に理解することができたはずである。そうすると、 製剤開発の分野で、添加剤と区別するため、化合物とその薬理学的に許 容される酸付加塩を含めて「有効成分」と呼ぶ場合があることを踏まえ たとしても、当業者において、請求項1に「オピオイドκ受容体作動性 化合物を有効成分とする止痒剤」とだけ記載されていることを理由に、 その趣旨が、「これと薬理学的に許容される酸付加塩」は、本件発明1で いう有効成分には当たらず、特許の技術的範囲外であると解釈するとは 考えられない。止痒剤に関する特許において、合理的理由もないのに、 わざわざ酸付加塩の形態という薬としての溶解性や安定性を向上させる ために通常よく用いられる構成を除外して、特許請求の範囲を決めるこ とは不自然だからであり、むしろ、本件明細書の前記各記載によれば、 「κ受容体作動性化合物の薬理学的に許容される酸付加塩」の形態は、 κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤の実施形態の一つである ことを容易に理解することができるというべきである。

10

15

20

25

(エ) 前記才の本件特許の出願経過を参酌しても、被告は、本件補正により、補正前の請求項3の一般式(I)を含む発明を補正後の請求項1に補正し、その際「またはその薬理学的に許容される酸付加塩」の文言を欠落させたことが認められるが、拒絶理由通知(甲28)においては、補正前の請求項3は拒絶の対象にされておらず、被告の意見書(甲29)に

おいても、一般式(I)の化合物に対する言及を含め、補正後の請求項 1において「またはその薬理学的に許容される酸付加塩」の文言を欠落 させたことについての説明はされていない。そうすると、本件特許の出 願経過において、被告が、本件補正の際に、補正後の請求項1から「酸 付加塩」の文言を意識的に除外したと認めることはできないというべき である。

(オ) 以上のとおり、特許請求の範囲及び本件明細書の記載、本件特許の出願経過及び本件特許出願日当時の技術常識によれば、本件発明1は、酸付加塩の形態をとるか否かにかかわらず、一般式(I)で表される化合物が、生体内において吸収され、そのオピオイド を受容体作動性という属性に基づき「有効成分」としての薬理作用を発揮するような止痒剤をいうものと解するのが相当である。

キ 原告の主張について

10

15

20

- (ア) 原告は、本件特許発明における有効成分とは、医薬品の投与前に原薬の形態で含まれる化合物と理解され、投与後に体内に吸収された薬効を奏する形態と捉えることはできないなどと主張する。しかしながら、前記のとおり、本件明細書の記載によれば、本件発明における「有効成分」の用語が、原薬としての化合物を指すものに限定されていると解することはできないから、原告の主張は前提を欠く。
- (イ) 原告は、本件補正により、請求項1の薬理学的に許容される塩を有効成分とする止痒剤が削除され、外形的・意識的に除外されているから、 出願経過参酌の原則(禁反言)及び信義則から、投与前のナルフラフィン塩酸塩の形態(投与後にナルフラフィン(フリー体)として体内で吸収される場合も含む。)は除外されるなどと主張する。しかしながら、前記のとおり、本件補正により、請求項1の薬理学的に許容される塩を有効成分とする止痒剤が意識的に除外されたものとはいえず、原告の主張

を採用することはできない。

- (ウ) 原告は、本件発明1の発明特定事項である「止痒剤」は、「剤」の用語の意義から投与前の医薬品を前提するなどと主張する。しかし、本件発明1における「有効成分」の用語の前記解釈を踏まえれば、「オピオイド で 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤」が医薬品の原薬それ自体に限定されるものとはいえず、原告の主張を採用することはできない。
- (エ) 原告は、医薬品の製造販売承認等における実務の運用からすると、製造販売の対象医薬品に原薬として含まれる成分に着目し、フリー体と酸付加塩は別々に承認されているなどとして、本件医薬品の処分対象物の有効成分はナルフラフィン塩酸塩であると主張する。しかしながら、そのような実務の運用があるとしても、それは薬機法の解釈運用の問題である。本件発明における前記の「有効成分」に関する解釈は、特許請求の範囲の解釈問題であり、あくまでも特許法の観点から検討すべきものであるから、原告の主張を採用することはできない。
- (3) 本件医薬品が本件発明1を実施するものか否か

ア 本件医薬品

10

15

20

- (ア) 本件医薬品は、第2の2(4)のとおり、平成29年3月30日付け医薬品製造販売承認(承認番号22900AMX00538000。本件処分)の対象となった医薬品であり、販売名を「レミッチOD錠2.5μg」、有効成分を「ナルフラフィン塩酸塩」(一般名称 INN nalfur a fine) とするものである(甲1、96)。
- (4) 本件医薬品の医薬品製造販売承認書(甲96)の「成分及び分量又は本質」欄には、配合目的が「有効成分」の成分としてナルフラフィン塩酸塩2.5μgが記載されている。また、「規格及び試験方法」欄では、溶出試験において、ナルフラフィンのピーク面積に基づいて、ナルフラフ

ィン塩酸塩の溶出率が算定されている。

10

15

20

25

- (ウ) 本件医薬品の添付文書(甲22)の「組成・性状」の項には、組成として、有効成分が1錠中「ナルフラフィン塩酸塩2.5 μ g(ナルフラフィンとして2.32 μ g)」との記載がある。
- イ 一方、ナルフラフィン塩酸塩は、ヒトに投与されると体液に溶解してナルフラフィンと塩化物イオンに解離し、解離してフリー体となったナルフラフィンは、消化管上皮細胞膜を透過して全身循環に移行し、作用部位である中枢神経系に到達する。中枢神経系では、フリー体のナルフラフィンがオピオイド κ 受容体に選択的に結合して薬効を奏するが、ナルフラフィンの受容体への結合に、塩は直接関わっておらず、止痒作用を発揮する有効成分はナルフラフィンであり、酸付加塩は薬効の存否に影響を及ぼさないことは技術常識である(甲93B「鑑定意見書」令和2年2月7日付け1頁、甲94C「鑑定意見書」同日付け1頁、甲116A「鑑定意見書」令和2年6月17日付け5頁)。

なお、ナルフラフィンが、本件発明1の一般式(I)で表される「オピオイド κ 受容体作動性化合物」に該当することは、前記のとおりである。ウ そうすると、本件医薬品は、生体内において吸収され、オピオイド κ 受容体作動性という属性に基づき止痒作用を及ぼし薬効を奏するナルフラフィンが、その酸付加塩であるナルフラフィン塩酸塩の形態で配合された医薬品であると認められるから、本件医薬品は、本件発明1の「一般式(I)で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤」の発明特定事項を備えるものと認められる。

(4) 以上によれば、本件医薬品は、本件延長登録出願に係る特許権の請求項1 に係る本件発明1の技術的範囲に属するものと認めるのが相当であり、かつ、 本件医薬品の製造販売という具体的な実施行為を行うためには、薬機法の定 めるところに従い、本件処分を受ける必要があったことが認められるから、 特許法67条2項(現4項)の延長登録の要件が満たされていたというべきである。そうすると、本件延長登録は、本件医薬品の製造販売による本件発明1の実施について、本件医薬品の製造販売承認(本件処分)を受けることが必要であったとは認められない場合の出願に対してされたものとは認められない(特許法125条の2第1項1号)。よって、この点に関する本件審決の判断に誤りはなく、原告の主張する取消事由1は理由がない。

- 3 取消事由 2 (無効理由 3 〔特許法 1 2 5 条の 2 第 1 項 3 号該当性〕の判断の 誤り) について
 - (1) 前記 2(1)のとおり、特許権の存続期間の延長制度は、特許法67条2項の 政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかった期間を回復することを目的とし、特許権の存続期間の延長登録出願は、その延 長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超え ているときは拒絶査定がされ、延長登録についても無効理由となる(同法6 7条の3第1項3号、125条の2第1項3号参照)。したがって、特許権の 存続期間の延長が認められるためには、延長登録出願において延長登録を求 める期間が、前記政令で定める処分を受けるために特許発明を実施すること ができなかった期間を超えないことを要するものと解される。

15

20

25

しかるところ、薬機法所定の製造等の承認を受けることが必要である医薬品の場合、申請者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に所定の資料を添付して申請しなければならないとされている(同法14条3項参照。なお、具体的には、本件局長通知(甲123)のほか、薬食審査発1121第12号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知[甲125。以下「本件課長通知」という。」、薬機法施行規則40条2項ただし書参照)。

そして、「特許発明の実施をすることができなかった期間」は、承認を受けるのに必要な試験を開始した日又は特許権の設定登録の日のうちのいずれか遅い方の日から、承認が申請者に到達することにより処分の効力が発生した

日の前日までの期間であると解される(最高裁平成10年(行ヒ)第43号 平成11年10月22日第二小法廷判決・民集53巻7号1270頁)、。本件において、原告は、前記政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかった期間は、OD錠に係る生物学的同等性試験の開始日から本件処分に係る承認日の前日までの1年11月26日であるなどと主張するので、以下、検討する。

(2) 本件処分に係る本件医薬品の承認申請時の提出資料等

15

20

25

ア 本件処分に係る本件医薬品 (レミッチOD錠 2.5 µg)等の承認申請は、「申請書等行政情報及び添付文書に関する情報」(甲126)によれば、「(8) 剤形追加に係る医薬品 (再審査期間中のもの)」の申請区分でされている。

本件局長通知によれば、承認申請にあたっては、その時点における医学 薬学等の学問水準に基づき、倫理性、科学性及び信頼性の確保された資料 により、申請に係る医薬品の品質、有効性及び安全性を立証するための十 分な根拠が示される必要があり、このことは、剤形追加に係る医薬品の承 認申請にも妥当する。そして、本件局長通知によれば、「剤形追加に係る医 薬品」とは、既承認医薬品等と有効成分、投与経路、効能・効果及び用法・ 用量は同一であるが、剤形又は含量が異なる医薬品を意味し、承認申請書 に添付すべき資料としては、「ホー吸収、分布、代謝、排泄に関する資料」 のうちの「5 生物学的同等性」 資料や、「チ 法第五十二条第一項に規定 する添付文書等記載事項に関する資料」等の提出が求められる一方、「ト 臨床試験の成績に関する資料」等の提出は求められていない。他方、本件 課長通知の「7 申請資料の編集方法等」によれば、既承認医薬品等の効 能追加、用法・用量の変更等に係る申請の場合には、承認時の資料(承認 書の写し、承認時の審査報告書、資料概要、添付資料一覧表等)を添付す ることとされている(その他、再審査期間中の新医薬品その有効成分、分 量、 用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められる医薬品に関

する薬機法施行規則40条2項ただし書参照)。

イ 実際に、本件処分に係る本件医薬品の承認申請時に提出された資料等については、「申請書等行政情報及び添付文書に関する情報」(甲126)に開示されているところ、これによれば、本件医薬品の承認申請時には、「【m1-08】添付文書(案)」が提出されるとともに、「【m1-13】その他」資料である「【m1-13-01】既承認医薬品に係る資料」として、既承認医薬品「レミッチカプセル2.5μg(初回承認:平成21年1月21日付承認)」及び「ノピコールカプセル2.5μg(初回承認:平成26年12月26日付承認)」に係る「医薬品製造販売承認書(写)」(初回申請)や「医薬品製造販売承認事項一部変更承認書(写)」(効能追加申請)、「審査報告書」(甲127、128)、「資料概要」、「添付資料一覧」、「申請添付資料」等が提出されたことが認められる。

このうち、【m1-08】添付文書(案)(甲131)には、OD錠と軟カプセル剤の生物学的同等性試験の成績とともに、カプセルで実施された血液透析患者や慢性肝疾患患者での臨床試験の成績の概要が、【薬物動態】及び【臨床試験】の項に示されている。また、【02】審査報告書(甲127)や【11】審査報告書(甲128)には、被告の行った臨床試験の概要や成績が記載されている。

- ウ 証拠(甲127、128、133から153の2まで)及び弁論の全趣 旨によれば、被告は、OD錠及び軟カプセル剤を包含する経口剤の開発の ため、
 - (ア) まず、軟カプセル剤を用いて健康成人を対象とした臨床試験(経口単回投与試験: C82001試験)を行い、
 - (イ) 以後、次の各試験を行った。

15

20

25

○健康成人を対象とした臨床試験(経口反復投与試験:820P1C01試験、食事の影響試験:820P1C02試験)、

- ○血液透析患者を対象とした臨床試験(臨床薬理試験:820UPC01試験)、第Ⅱ相試験:820UPC02試験、用量探索試験:820UPC03試験、検証的試験:820UPC04試験、長期投与試験:820UPC05試験、臨床薬理試験:820UPC06試験)、
- ○代償性肝硬変患者を対象とした試験(臨床薬理試験:820CPC0 1試験)、
- ○慢性肝疾患患者を対象とした臨床試験(第Ⅱ相試験:820HPC0 1試験、臨床薬理試験:820HPC02試験、検証的試験:820 HPC03試験、長期投与試験:820HPC04試験)
- (ウ) そして、これらの試験により、ナルフラフィン塩酸塩の軟カプセル剤の安全性、血液透析患者におけるそう痒症に対する有効性、慢性肝疾患におけるそう痒症に対する有効性が確認されたこと、その上で、健康成人を対象としたナルフラフィン塩酸塩の口腔内崩壊錠と軟カプセル剤との生物学的同等性を確認するための生物学的同等性試験(820BED01試験)が行われたことが認められる。

10

15

20

25

エ すなわち、本件処分に係る本件医薬品(レミッチOD錠2.5μg)の承認申請においては、「剤形追加に係る医薬品」の承認申請時に提出を求められる「生物学的同等性」資料だけでなく、既承認医薬品につき実施されたこれらの試験に関する記載のある添付文書(案)や、既承認医薬品(レミッチカプセル2.5μg等)に関する審査報告書等の資料が提出されたことで、被告の行った前記ウの各臨床試験が、本件処分に係る医薬品の有効性及び安全性を検証及び確認するために必要な資料として各審査時点で評価試料として審査に用いられ、その結果、本件医薬品について「次の患者におけるそう痒症の改善(既存治療で効果不十分な場合に限る)血液透析患者、慢性肝疾患患者」との用途で承認されたことが推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

(3) 延長登録を認めるべき期間について

15

20

25

- ア 「特許発明の実施をすることができなかった期間」は、承認を受けるのに必要な試験を開始した日又は特許権の設定登録の日のうちのいずれか遅い方の日から、承認が申請者に到達することにより処分の効力が発生した日の前日までの期間である(前掲最判平成11年10月22日)。
- イ 本件処分において、承認を受けるのに必要な試験は、前記(2)エの経緯を考え合わせると、前記(2)ウに示された各試験であり、よって、「承認を受けるのに必要な試験を開始した日」は、C82001試験の治験計画変更届出日の、平成10年3月17日である(甲143、144)。
- ウ その後、前記各試験が行われてきたところ、本件特許権設定登録日は平成16年3月12日であるので、本件特許権の設定登録日以降の前記各試験の試験期間を考慮すると、本件延長登録を認めることが可能な期間は、以下の①から⑤までの各期間の合計となる(甲127、128、133から153の2まで。なお、前記(2)ウの各試験のうち、以下の①から⑤までに言及されていない試験は、本件特許権の設定登録日前に終了している試験又は以下の各期間内にその一部又は全部が包含されており、始期や終期を区切る指標としなかったものである。)。
 - ①本件特許権の設定登録日から820CPC01試験の終了届出日まで (10月13日)。
 - ②820UPC04試験の治験計画届出日から820UPC05試験の 治験終了届出日まで(2年8月22日)。
 - ③820HPC01試験の治験計画届出日から治験終了届出日まで(2年3月10日)。
 - ④820HPC04試験の治験計画届出日から治験終了届出日まで(3年4月19日)。
 - ⑤820BED01試験の治験依頼日から本件医薬品製造販売承認日の

前日まで(1年11月26日)。

エ そうすると、本件延長登録によって延長された期間(4年11月26日) は、前記ウの各期間を合計した期間を超えるものではないから、当該延長された期間は、前記政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかった期間を超えるものということはできない。

(4) 原告の主張について

10

15

20

25

- ア 原告は、被告がOD錠として実施する意思や能力がありながら実施することができなかった期間の開始日は、OD錠として初めての試験である生物学的同等性試験の開始日とすべきであるなどと主張するが、本件において、被告は、当初からカプセル剤とOD錠を包含する経口剤の開発を企図していたことが推認され、前記生物学的同等試験の開始日まではOD錠として特許発明を実施する意思及び能力がなかったものと認めることはできないから、原告の主張を採用することはできない。
- イ 原告は、カプセル投与を定めた臨床試験の計画書には、OD錠(カプセル以外の剤形)の記載はなく、企業は計画書に拘束されず自由にその研究をすることができるから、カプセルに関する試験期間を、OD錠に係る処分を受けるための試験期間に算入することはできないなどと主張する。しかしながら、カプセル剤に関する臨床試験は、OD錠である本件医薬品と内容を同じくする有効成分について、その薬理作用に関する試験として実施されたものであり、本来、当初からカプセル剤ではなく、OD錠の承認を求める場合には、当然に必要とされていたはずのものである。現に、カプセル剤に関する試験結果や効能・効果等に関する審査経過は、OD錠である本件医薬品に係る本件処分の承認申請手続においても資料が提出されて審査対象とされたことが認められる。そうすると、カプセル剤に関する臨床試験は、本件処分を受けるためにも必要なものであったと評価し得る一方、本件において、その試験期間を「前記政令で定める処分を受ける

ために特許発明を実施することができなかった期間」に算入することが不 合理であることを窺わせるような個別具体的な事情は見当たらない。よっ て、原告の主張を採用することはできない。

- ウ 原告は、OD錠の承認に伴う本件延長登録に軟カプセル剤の臨床試験期 間を再度算定することは、実質的に2重に臨床試験期間を回復することに なり制度趣旨に反するなどと主張する。しかしながら、医薬品における「前 記政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかっ た期間」は、薬機法に基づく当該医薬品の承認手続の内容、承認による禁 止解除の範囲についての解釈を踏まえ、特許法の観点から個別に判断され るものであるから、本件医薬品の延長登録に関し、およそ既承認の医薬品 の臨床試験期間を考慮することが許されないなどということはできない。 軟カプセル剤の承認による禁止解除の範囲は当該軟カプセル剤の剤形に限 定され、直ちにはOD錠には及ばないのであり、原告において、同じ有効 成分・分量、用法・用量及び効能・効果であっても、軟カプセル剤の承認 を受けただけで、本件処分等を受けることなくOD錠の剤形で本件特許を 実施することができるわけではない。少なくとも、本件の事実関係に照ら すと、前記(2)ウに示された各試験が「承認を受けるのに必要な試験」であ ったと認められることは、前記(3)イのとおりである。よって、原告の主張 を採用することはできない。
- (5) 以上によれば、本件延長登録によって延長された期間が、前記政令で定める処分を受けるために特許発明を実施することができなかった期間を超えるものと認めることはできない。よって、この点に関する本件審決の判断に誤りはなく、原告の主張する取消事由2は理由がない。

4 小括

15

20

25

以上によれば、本件延長登録に無効理由は認められないとして本件審判請求 を不成立とした本件審決の判断に誤りはない。

第5 結論

20

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のと おり判決する。

知的財產高等裁判所第2部

(令和7年7月9日付け更正決定により、上記判決の6頁及び15頁の表記を一部 更正)

関連法令

5 1 平成28年法律第108号(平成30年12月30日施行)による改正前の 特許法(旧特許法)の条文

(存続期間)

第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。

- 2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。
- 15 (延長登録無効審判)

20

- 第百二十五条の二 特許権 の 存続期間 の延長登録が次の各号のいずれかに該当 するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求す ることができる。
- 一 その延長登録が その特許発明の実施 に 第六十七条第二項 の政令で定める 処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対して され たとき。
 - 二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権につい て の専用実施権若 しくは通常実施権を有する者が 第六十七条第二項 の政令で定める処分を受け て いない場合の出願に対してされたとき。
- 25 三 その延長登録により延長された期間がその特許 発明 の 実施をす る こと ができなかつた 期間を超えているとき。

- 四 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。
- 五 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出 願に対してされたとき。

 $2 \sim 4$ (略)

5

2 平成28年法律第108号附則

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、第二条の規定による改正後の特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年法律第63号による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保に関する法律
- 5 (医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認)
 - 第十四条 医薬品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。)、医薬部外品(厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。)又は厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

20 2 (略)

25

3 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、 申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

 $4 \sim 11$ (略)

4 特許法施行令2条(平成30年政令第326号による改正前のもの)

(延長登録の理由となる処分)

- 第二条 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分は、次のとおりとする。
 - (略)
- 二 次に掲げる処分
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」とい う。)第十四条第一項に規定する医薬品に係る同項の承認、同条第九項 (医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含 む。)の承認及び医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認

口~二 (略)

以上

【公報種別】特許公報の訂正

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年5月27日(2009.5.27)

【特許番号】特許第3531170号(P3531170)

【登録日】平成16年3月12日(2004.3.12)

【特許公報発行日】平成16年5月24日(2004.5.24)

【出願番号】特願平10-524506

【訂正要旨】発明者の氏名の誤載により下記のとおり全文を訂正する。

【国際特許分類】

A 6	1 K	31/54	(2006.01)
A 6	1 K	31/40	(2006.01)
A 6	1 K	45/00	(2006.01)
A 6	1 P	17/04	(2006.01)
C 0	7 D	279/12	(2006.01)
C 0	7 D	295/14	(2006.01)
C 0	7 D	491/08	(2006.01)

C O 7 D 491/08 [FI] A 6 1 K 31/54 A 6 1 K 31/40 A 6 1 K 45/00 A 6 1 P 17/04 C 0 7 D 279/12 Z C O 7 D 295/14 C O 7 D 491/08

【記】別紙のとおり

(19) 日本国特許庁(JP)

(12)特 許 公 報(B1)

(11)特許番号

特許第3531170号

(P3531170)

(45) 発行日 平成16年5月24日(2004.5.24)

(24) 登録日 平成16年3月12日 (2004.3.12)

(51) Int.Cl. ⁷	FI	
A 6 1 K 31/54	A 6 1 K 31/54	
A61K 31/40	A 6 1 K 31/40	
A 6 1 K 45/00	A 6 1 K 45/00	
A61P 17/04	A 6 1 P 17/04	
CO7D 279/12	CO7D 279/12	
	00.2,	護灾頃の数 36 (全 64 頁)

(21) 出願番号 特願平10-524506

(86) (22) 出願日 平成9年11月21日 (1997.11.21)

(86) 国際出願番号 PCT/JP1997/004267 (87) 国際公開番号 W01998/023290

(87) 国際公開日 平成10年6月4日 (1998.6.4) 審査請求日 平成10年10月19日 (1998.10.19)

(31) 優先権主張番号 特願平8-313476

(32) 優先日 平成8年11月25日 (1996.11.25)

(33) 優先権主張国 日本国(JP)

(73) 特許権者

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号

(72) 発明者 長瀬 博

神奈川県鎌倉市梶原2-10-4

(72) 発明者 内海 潤

神奈川県横浜市保土ケ谷区初音ケ丘 17-

1-606

(72) 発明者 遠藤 孝

神奈川県茅ケ崎市萩園1586-4

|(72) 発明者 田中 利明

神奈川県逗子市沼間1-11-24

|(72) 発明者 亀井 淳三

神奈川県横浜市金沢区柴町394 マリ

ンシティー金沢文庫C-504

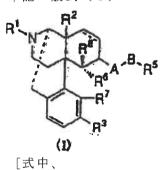
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】止痒剤

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

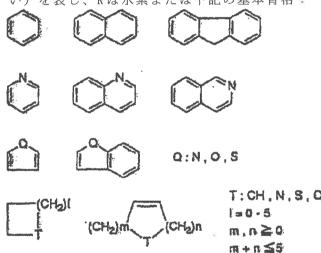
下記一般式(I)



...

は二重結合又は単結合を表し、R は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 の シクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 12 のアリール、炭素数 1 から 13 のアラルキル、炭素数 1 から 13 のアラルキル、炭素数 1 から 13 のアラルキル、炭素数 1 から 13 のアラルキル、炭素数 1 から 13 のアルケニル、アリル、炭素数 1 から 13 のアルクニュー・アリル・炭素数 1 から 13 のアルクニュー・アリル・炭素数 13 から 13 のアルカノイルオキシ、炭素数 13 から 13 のアルコキシ、炭素数 13 から 13 のアルコキシ、炭素数 13 から 13 のアルキルを表し、13 のアルキルを

(= O) R'' -を表し、R''は、水素、フェニルまたは炭素数 1 から 5 のアルキルを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のア ルコキシを表し、Aは-XC(=Y)-、-XC(=Y)Z-、-X-または-XS0:- (ここ でX、Y、Zは各々独立してNR'、SまたはOを表し、R'は水素、炭素数1から5の直鎖 もしくは分岐アルキルまたは炭素数 6 から12のアリールを表し、式中R'は同一または異な っていてもよい)を表し、Bは原子価結合、炭素数1から14の直鎖または分岐アルキレン (ただし炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキ シ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、トリフルオロメチル およびフ ェノキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよ く、1から3個のメチレン基がカルボニル基でおきかわっていてもよい)、2重結合およ び/または3重結合を1から3個含む炭素数2から14の直鎖もしくは分岐の非環状不飽和 炭化水素(ただし炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、 ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、トリフルオロメチル およびフェノキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されて いてもよく、1から3個のメチレン基がカルボニル基でおきかわっていてもよい)、また はチオエーテル結合、エーテル結合および/もしくはアミノ結合を1から5個含む炭素数 1から14の直鎖もしくは分岐の飽和もしくは不飽和炭化水素(ただしヘテロ原子は直接A に結合することはなく、1から3個のメチレン基がカルボニル基でおきかわっていてもよ い)を表し、Riは水素または下記の基本骨格は



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表し、 R^i は水素、 R^i は水素、 R^i は水素、 R^i は水素、 R^i と R^i と

【請求項2】

ーであり、R'が水素であるものである請求項1記載の止痒剤。

【請求項3】

前記一般式(I)において、A が-XC(= Y)- または-XC(= Y)Z - (ここ で、X は NR'を表し、Y は O を表し、Z は O を表し、R'は炭素数 1 から 5 のアルキルを表す) であるものである請求項 2 記載の止痒剤。

【請求項4】

前記一般式(I)において、R'が水素または下記の基本骨格:





Q=0.S

のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)で表されるものである請求項2記載の止痒剤。

【請求項5】

前記一般式(I)において、Aが-XC(= Y)-または-XC(= Y)Z -(ここで、X t NR'を表し、Y はO を表し、Z はO を表し、Z はD を表し、Z はD を表し、Z がらZ のである請求項Z 名記載の止痒剤。

【請求項6】

前記一般式(I)において、R'がメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、アリル、ベンジルまたはフェネチルであり、R'およびR'が各々独立して水素、ヒドロキシ、アセトキシまたはメトキシであり、Aが一XC (= Y) ー(ここで、X はNR'を表し、Y はO を表し、R'は炭素数 1 から 5 のアルキルを表す)であり、B が -C $H=CH-、-C\equiv C-、-CH_0O-、または-CH_0S-であり、<math>R'$ が水素であるものである請求項 1 記載の止痒剤。

【請求項7】

前記一般式(I)において、Riが水素または下記の基本骨格:





Q=0.5

のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)で表されるものである請求項6記載の止痒剤。

【請求項8】

前記一般式 (I) において、Bが一CH=CH-またはーC=C-のものである請求項 6 記載の止痒剤。

【請求項9】

前記一般式(I)において、Rⁱが水素または下記の基本骨格:





Q=0.S

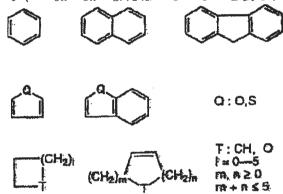
のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)で表されるものである請求項8記載の止痒剤。

【請求項10】

下記一般式(II)

....式中、

は二重結合又は単結合を表し、 R^1 は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、または炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、1 な水素、炭素数 1 から 1 の直鎖もしくは分枝アルキル、または炭素数 1 から 1 のアリールを表し、1 は炭素数 1 から 1 のアルキレン、1 の 1 の



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表し、R'は炭素数 1 から 5 のアルキル、アリルであり、X はその薬理学的に許容される対イオン付加塩を表す。また、一般式(II)は(+)体、(-)体、(\pm)体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤。

【請求項11】

前記一般式(II)において、R'がメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、アリル、ベンジルまたはフェネチルであり、R'およびR'が各々独立して水素、ヒドロキシ、アセトキシまたはメトキシであり、R'が水素または炭素数 1 から 5 の直鎖または分枝アルキルであり、A が-CH=CH-、または $-C\equiv C$ -であり、R'がメチルであるものである請求項 10記載の止痒剤。

【請求項12】

前記一般式(II)において、R'がメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルであるものである請求項11記載の止痒剤。

【請求項13】

前記一般式 (II) において、Riが下記の基本骨格:



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキ

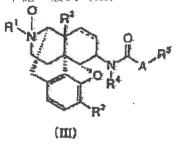
シ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トルフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されてもよい)で表されるものである請求項11記載の止痒剤。

【請求項14】

前記一般式 (II) において、R'がメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルであるものである請求項13記載の止痒剤。

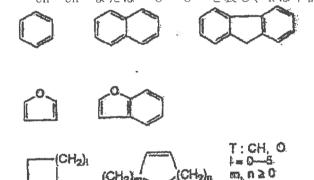
【請求項15】

下記一般式(III)



[式中、

は二重結合又は単結合を表し、 R^1 は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、1 は水素、炭素数 1 から 1 の直鎖もしくは分岐アルキルまたは炭素数 1 から 1 のアリールを表し、1 は炭素数 1 から 1 のアルキレン、1 の 1 の



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表す。また、一般式(III)は(+)体、(一)体、(土)体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩を有効成分とする止痒剤。

【請求項16】

前記一般式 (III) において、R'がメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、アリル、ベンジルまたはフェネチルであり、R'およびR'が各々独立して水素、ヒドロキシ、アセトキシまたはメトキシであり、R'が水素、炭素数 1 から 5 の直鎖または分枝アルキルであり、A がーCH=CHーまたはーC=C ーで表されるものである

請求項15記載の止痒剤。

【請求項17】

前記一般式 (III) において、R'がメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルであるものである請求項16記載の止痒剤。

【請求項18】

前記一般式 (III) において、R⁵が下記の基本骨格:





のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トルフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されてもよい)で表されるものである請求項16記載の止痒剤。

【請求項19】

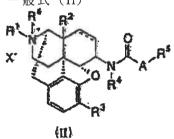
前記一般式(III)において、R'がメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルであるものである請求項18記載の止痒剤。

【請求項20】

そう痒が皮膚疾患あるいは内蔵疾患に伴うものである、請求項1ないし19のいずれかに記載の止痒剤。

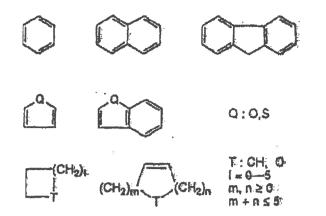
【請求項21】

一般式(II)



...式中、

は二重結合又は単結合を表し、R'は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 の シクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、R'は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルキルを表し、R'は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、R'は水素、炭素数 1 から 5 の直鎖もしくは分枝アルキル、または炭素数 6 から 12 のアリールを表し、1 は炭素数 1 から 1 のアルキレン、1 の 1



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表し、R は炭素数 1 から 5 のアルキルまたはアリルであり、X はその薬理学的に許容される対イオン付加塩を表す。また、一般式(II)は(+)体、(-)体、(\pm)体を含む〕で表されるモルヒナン 4 級アンモニウム塩誘導体。

【請求項22】

R'がメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、アリル、ベンジルまたはフェネチルであり、R'およびR'が各々独立して水素、ヒドロキシ、アセトキシまたはメトキシであり、R'が水素または炭素数 1 から 5 の直鎖または分枝アルキルであり、R'がメチルである請求項21記載のモルヒナン 4 級アンモニウム塩誘導体。

【請求項23】

R'がメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルである請求項22 記載のモルヒナン 4 級アンモニウム塩誘導体。

【請求項24】

一般式(II)において、Rが下記の基本骨格:





Q:0.S

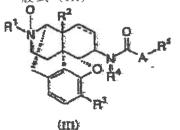
のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トルフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されてもよい)である請求項22記載のモルヒナン4級アンモニウム塩誘導体。

【請求項25】

一般式(II)において、R[']がメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルである請求項24記載のモルヒナン4級アンモニウム塩誘導体。

【請求項26】

一般式(III)

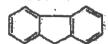


...式中、

は二重結合又は単結合を表し、 R^i は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、 R^i は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、 R^i は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、1 は水素、炭素数 1 から 1 の直鎖もしくは分岐アルキルまたは炭素数 1 から 1 のアリールを表し、1 は炭素数 1 から 1 のアルキレン、1 の 1

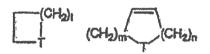












T: CH, © I=0-5 m, n≥0 m+n≤5

のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表す。また、一般式(III)は(+)体、(一)体、(±)体を含む]で表されるモルヒナン-N - オキシド誘導体またはその薬理学的に許容される酸付加塩。

【請求項27】

R'がメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、アリル、ベンジルまたはフェネチルであり、R'およびR'が各々独立して水素、ヒドロキシ、アセトキシまたはメトキシであり、R'が水素または炭素数 1 から 5 の直鎖もしくは分枝アルキルであり、A が-CH=CH-または $-C\equiv C-$ である請求項26記載のモルヒナン-N-オキシド誘導体またはその薬理学的に許容される酸付加塩。

【請求項28】

Rがメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルである請求項27記載のモルヒナン-N-オキシド誘導体またはその薬理学的に許容される酸付加塩。

【請求項29】

一般式 (III) において、R'が下記の基本骨格:





【請求項30】

一般式(III)において、Rがメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチルまたはイソブチルである請求項29記載のモルヒナン-N-オキシド誘導体またはその薬理学的に

許容される酸付加塩。

【請求項31】

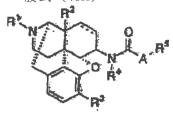
請求項21ないし25記載のモルヒナン4級アンモニウム塩誘導体を含んでなる医薬。

【請求項32】

請求項26ないし30記載のモルヒナン-N-オキシド誘導体またはその薬理学的に許容される酸付加塩を含んでなる医薬。

【請求項33】

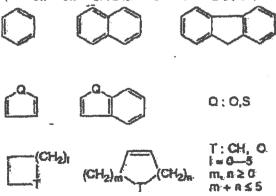
一般式 (VIII)



(VIII)

で表される3級アミンを、アルキル化剤を用いて4級アンモニウム塩化することを特徴とする一般式(II)

(上記一般式 (VIII) および (II) において、



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレ

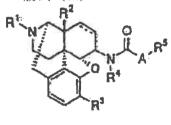
ンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表す。)で表される化合物の製造法。

【請求項34】

アルキル化剤が炭素数 1 から 5 のヨウ化アルキル、炭素数 1 から 5 の臭化アルキル、炭素数 1 から 5 の塩化アルキル、炭素数 1 から 5 のメタンスルホン酸アルキル、炭素数 1 から 5 のジアルキル硫酸、ヨウ化アリル、臭化アリルまたは塩化アリルである請求項 33記載の製造法。

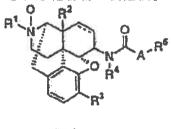
【請求項35】

一般式 (IX)



(IX)

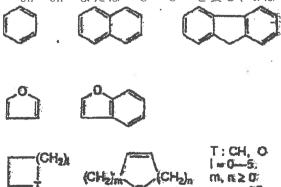
で表される3級アミンを、酸化剤を用いて酸化することを特徴とする一般式(III)で表される化合物の製造法。



(III)

(上記一般式 (IX) および (III) において、

は二重結合又は単結合を表し、 R^1 は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、 R^3 は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、1 は水素、炭素数 1 から 1 の直鎖もしくは分岐アルキルまたは炭素数 1 から 1 のアリールを表し、1 は炭素数 1 から 1 のアルキレン、1 の 1 の



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニ

トロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表す。)

【請求項36】

酸化剤が有機カルボン酸の過酸化物、過酸化水素、第3ブチルヒドロペルオキシド、クメンヒドロペルオキシドまたはオゾンである請求項35記載の製造法。

【発明の詳細な説明】

技術分野

本発明は、各種の痒みを伴う疾患における痒みの治療に有用なオピオイド κ 受容体作動性 化合物およびこれを含んでなる止痒剤に関する。

背景技術

痒み(そう痒)は、皮膚特有の感覚で、炎症を伴う様々な皮膚疾患に多く見られるが、ある種の内科系疾患(悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、痛風、甲状腺疾患、血液疾患、鉄欠乏)や妊娠、寄生虫感染が原因となる場合や、ときには薬剤性や心因性で起きることもある。

痒みは主観的な感覚であるため数量的に客観的に評価することが難しく、痒みの発現メカニズムはまだ十分に解明されていない。

現在のところ、痒みを引き起こす刺激物質としては、ヒスタミン、サブスタンス P、ブラジキニン、プロテイナーゼ、プロスタグランジン、オピオイドペプチドなどが知られている。痒みとしての知覚は、これらの痒み刺激物質が表皮—真皮境界部に存在する多刺激対応性の神経終末(痒み受容器)に作用し、生じたインパルスが脊髄視床路→視床→大脳皮質の順に達することで起こると考えられている(宮地良樹著、皮膚そう痒治療へのアプローチ、p.22、1996、先端医学社)。

痒みは患者本人にとっては非常に不快な症状であり、重度の場合には日常生活を営むのにも重大な障害となってくる。痒みの治療には、まず第一に皮膚炎や原因となる基礎疾患の治療が必要となるが、特に皮膚疾患の場合には、掻破によってその症状が悪化するため、痒みそのものに対する治療も同時に行う必要がある。

掻破は、それによって皮膚が傷つけられて皮膚のバリヤー機能が障害されて、物理的刺激や化学的刺激に対する侵襲や細菌感染を受けやすくなるということで、皮膚炎の最大の増悪因子となる。また、皮膚表皮は薄く弱くなってしまうため、神経が過敏となって、さらに痒みを感じやすくなり、その結果、また掻破を繰り返すという悪循環に陥ることも多い

たとえば、就寝中に痒みを感じて皮膚を掻く時間は、健常人では全睡眠時間の0.1%に過ぎないものの、重症のアトピー性皮膚炎患者では平均24%にも達している。仮に 8 時間睡眠とすると、約 2 時間も皮膚を掻きむしっていることになり、この就寝中の掻破がアトピー性皮膚炎を増悪させ、アトピー皮疹形成の一因になっていることが明らかになってきた(日経メディカル、1996年 7月10日号、p13)。

このように、特に強い痒みを伴う皮膚疾患においては、そう痒を治療すること自体がその まま根本治療にもつながると考えられる。

そう痒が治療対象となる具体的な皮膚疾患としては、アトピー性皮膚炎、神経性皮膚炎、接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、自己感作性皮膚炎、毛虫皮膚炎、皮脂欠乏症、老人性皮膚そう痒、虫刺症、光線過敏症、蕁麻疹、痒疹、疱疹、膿痂疹、湿疹、白癬、苔癬、乾癬、疥癬、尋常性座瘡などが挙げられる。また、そう痒を伴う内臓疾患としては、悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、妊娠が特に問題となる。

このようなそう痒の治療には、内服剤として抗ヒスタミン剤、抗アレルギー剤などが主に用いられ、また外用剤としては、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド外用剤、非ステロイド系抗消炎剤、カンフル、メントール、フェノール、サリチル酸、タール、クロタミトン、カプサイシンなど保湿剤(尿素、ヒルドイド、ワセリンなど)が用いられる。しかし内服剤の場合、作用発現までに時間のかかることや、中枢神経抑制作用(眠気、倦怠感)、消化器系に対する障害などの副作用が問題となっている。一方、外用剤の場合では、止

痒効果が十分でないことや特にステロイド外用剤では長期使用における副腎機能低下やリバウンドなどの副作用が問題となっている。

オピオイドと痒みについては、オピオイドが鎮痛作用を有する一方で痒みのケミカルメデ ィエーターとしても機能することが知られていた。β-エンドルフィンやエンケファリン のような内因性オピオイドペプチドが痒みを起こすことが報告された(B.FjellerActa,De rmato-Venereol..6! (suppl.97) .1-34,1981) のを始めとして、モルヒネやオピオイド 化合物を硬膜外や髄腔内に投与した場合も副作用として痒みが惹起されることが明らかと なった (J.H.Jaffe and W.R.Martin,Goodman and Gilman's Pharmacological Ba sis of Theraputics, Macmillan, New York, 1985)。その一方で、モルヒネの髄腔内投 与によって惹起された痒みがモルヒネ拮抗薬であるナロキソンによって抑制されたこと(J.Bernstein et al., J.Invest.Dermatol., 78,82-83,1982) や肝障害の胆汁鬱血患者で 内因性オピオイドペプチドの上昇によって惹起された強い痒みが、オピオイド拮抗薬であ るナルメフェンによって抑制されたこと(J.R.Thornton and M.S.Losowsky, Br. Med. J., 297.1501-1504.1988) も明らかとなり、統一的見解として、オピオイド系作動薬は痒み トピー性皮膚炎の子供の血清中のβ-エンドルフィン濃度が健常児のそれより有意に高い ことが見いだされ、オピオイド拮抗薬がアトピー性皮膚炎の痒みに有効であろうことが報 告された (S.Georgala et al., J.Dermatol.Sci., 8,125-128,1994)。

このように、従来よりオピオイド系作動薬は痒みを惹起し、その拮抗薬が止痒剤としての可能性があるとされてきた。しかし、オピオイド系拮抗薬を止痒剤として応用することは現在までのところ実用化されていない。

本発明の目的は、上記の問題点を解決した止痒作用が極めて速くて強いオピオイド κ 受容体作動薬およびこれを含んでなる止痒剤を提供することにある。

発明の開示

本発明はオピオイド κ 受容体作動性化合物およびこれを有効成分とする止痒剤である。 図面の簡単な説明

図1は実施例11の結果を示したものである。

発明を実施するための最良の形態

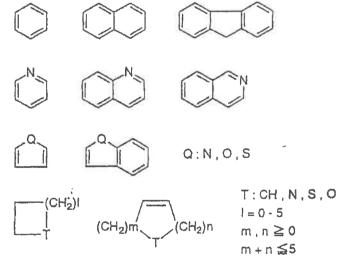
オピオイド受容体には、 μ 、 δ 、および κ 受容体の存在が知られており、それぞれを選択的に刺激する内因性オピオイドペプチドが既に発見されている。即ち、先に述べた μ および δ 受容体作動薬として同定された β - エンドルフィンやエンケファリン、および κ 受容体作動性の内因性オピオイドペプチドとして同定されたダイノルフィンである。しかし、ダイノルフィン自体を含め、 κ 受容体作動薬の痒みに対する作用は何ら明らかにされておらず、本発明によって初めて明らかにされた。

本発明でいう κ 受容体作動薬はオピオイド κ 受容体に作動性を示すものであればその化学構造的特異性にとらわれるものではないが、 μ および δ 受容体よりも κ 受容体に高選択性であることが好ましい。より具体的には、オピオイド κ 受容体作動性を示すモルヒナン誘導体またはその薬理学的に許容される酸付加塩が挙げられ、中でも一般式(I)

[式中、

は二重結合又は単結合を表し、R¹は炭素数1から5のアルキル、炭素数4から7のシクロアルキルアルキル、炭素数5から7のシクロアルケニルアルキル、炭素数6から12のアリ

ール、炭素数7から13のアラルキル、炭素数4から7のアルケニル、アリル、炭素数1か ら5のフラン-2-イルアルキルまたは炭素数1から5のチオフェン-2-イルアルキル を表し、Riは水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、炭素数 1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルキルまたは−NR'R"を表し、R'は水素また は炭素数1から5のアルキルを表し、R[®]は水素、炭素数1から5のアルキルまたは-C (= O) R"を表し、R"は、水素、フェニルまたは炭素数 1 から 5 のアルキルを表し、 R^{1} は水素、ヒドロキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシまたは炭素数1から5のアル コキシを表し、Aは-XC(=Y) -、-XC(=Y) Z -、-X - または $-XSO_1$ - (ここで X、Y、Z は各々独立して NR^{t} 、S またはOを表し、 R^{t} は水素、炭素数 1 から 5 の直鎖も しくは分岐アルキルまたは炭素数6から12のアリールを表し、式中R'は同一または異なっ ていてもよい)を表し、Bは原子価結合、炭素数1から14の直鎖もしくは分岐アルキレン (ただし炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキ シ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、トリフルオロメチルおよびフ ェノキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよ く、1から3個のメチレン基がカルボニル基でおきかわっていてもよい)、2重結合およ び/または3重結合を1から3個含む炭素数2から14の直鎖もしくは分岐の非環状不飽和 炭化水素(ただし炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、 ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、トリフルオロメチル およびフェノキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されて いてもよく、1から3個のメチレン基がカルボニル基でおきかわっていてもよい)、また はチオエーテル結合、エーテル結合および/もしくはアミノ結合を1から5個含む炭素数 1から14の直鎖もしくは分岐の飽和もしくは不飽和炭化水素(ただしヘテロ原子は直接 A に結合することはなく、1から3個のメチレン基がカルボニル基でおきかわっていてもよ い)を表し、Riは水素または下記の基本骨格:

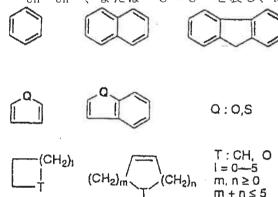


のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表し、 R^i は水素、 R^i は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、もしくは、 R^i と R^i は一緒になって- O- 、- C H_i - 、- S- を表し、 R^i は水素、炭素数 1 から 5 のアルカノイルを表す。また、一般式(I)は(I)体、(I)は(I)体を含む]で表されるオピオイド I で要容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩であり、または一般式(II)

$$R^{1}$$
 R^{2}
 R^{1}
 R^{2}
 R^{3}
 R^{4}
 R^{3}
 R^{3}

〔式中、

は二重結合又は単結合を表し、R'は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、R'は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1 から 5 のアルキルを表し、R'は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、1 な水素、炭素数 1 から 1 の直鎖もしくは分枝アルキルまたは炭素数 1 から 1 のアリールを表し、1 は炭素数 1 から 1 のアルキレン、1 のよっと、1 のよっと、1 のアルキレン、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のアルキレン、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のよっと、1 のアルキレン、1 のよっと、1 のように、1 のように、



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表し、 R^1 は炭素数 1 から 5 のアルキルまたはアリルであり、X はその薬理学的に許容される対イオン付加塩を表す。また、一般式(II)は(+)体、(-)体、(\pm)体を含む〕で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物であり、または一般式(III)

$$R^1$$
 R^2
 R^3
 R^5
(III)

.中た]

は二重結合又は単結合を表し、 R^1 は炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 4 から 7 の シクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 7 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニルまたはアリルを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、ニトロ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシまたは炭素数 1

から 5 のアルキルを表し、 R^1 は水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシまたは炭素数 1 から 5 のアルコキシを表し、 R^1 は水素、炭素数 1 から 5 の直鎖もしくは分岐アルキルまたは炭素数 6 から 12 のアリールを表し、A は炭素数 1 から 6 のアルキレン、-CH=CH-または $-C\equiv C-$ を表し、 R^1 は下記の基本骨格:



$$CH_2$$
 CH_2 CH_2 CH_2 CH_3 CH_2 CH_3 CH_4 CH_5 CH_6 CH_6

のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)を表す。また、一般式(III)は(+)体、(一)体、(±)体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩である。モルヒナン誘導体以外の止痒用途に用いる物質としては一般式(IV)

$$Ar = -X \quad Or \quad Z$$

$$(IV)$$

[式中、Rは2つの水素または $-O-CH_CH_CH_CH_CH_C$ ーであり、X および Y は水素または塩素であり、Z はO または S を表す。また、- 般式(IV)は(+)体、(-)体、(\pm)体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩であり、または- 般式(V)

[式中、Xは水素、塩素またはトリフルオロメチルであり、Yは水素または塩素であり、ZはCH、-0CH:CH:0-またはNCO:CH:を表す。また、-般式(V)は(+)体、(-)体、(\pm)体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩であり、または一般式(VI)

[式中、X,Yは水素または塩素であり、ZはCH、OまたはSを表す。また、一般式(VI)は (+)体、 (-)体、 (\pm) 体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性 化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩であり、または一般式(VII)

[式中、X,Yは水素または塩素を表す。また、一般式(YII)は(+)体、(-)体、(\pm)体を含む]で表されるオピオイド κ 受容体作動性化合物またはその薬理学的に許容される酸付加塩である。これら κ 受容体作動薬は一種のみならず数種を有効成分として使用され得る。

治療対象となる具体的なそう痒を伴う皮膚疾患としては、アトピー性皮膚炎、神経性皮膚炎、接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、自己感作性皮膚炎、毛虫皮膚炎、皮脂欠乏症、老人性皮膚そう痒、虫刺症、光線過敏症、蕁麻疹、痒疹、疱疹、膿痂疹、湿疹、白癬、苔癬、乾癬、疥癬、尋常性座瘡などが挙げられる。また、そう痒を伴う内臓疾患としては、悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、妊娠に起因するそう痒が特に対象として挙げられる。さらに、眼科や耳鼻咽喉科の疾患に伴うで痒みにも適用し得る。

本 κ 受容体作動薬の一般式(I)に示す化合物中、R としては炭素数 1 から 5 のアルキル 、炭素数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素 7 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニル、アリル、炭素数 1 から 5 のフランー 2 ーイルーアルキル、炭素 1 から 5 のチオフェンー 2 ーイルーアルキルが好ましく、特にメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、アリル、ベンジル、フェネチル、フランー 2 ーイルーメチル、チオフェンー 2 ーイルーメチルが好ましい。

R'としては、水素、ヒドロキシ、ニトロ、アセトキシ、メトキシ、メチル、エチル、プロピル、アミノ、ジメチルアミノ、アセチルアミノ、ベンゾイルアミノが好ましく、さらに水素、ヒドロキシ、ニトロ、アセトキシ、メトキシ、メチル、ジメチルアミノ、特に水素、ヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましい。

R'としては、水素、ヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましく、特にヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましい。

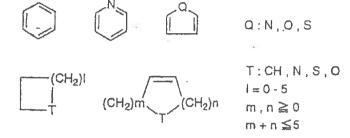
A としては、具体的には、-NR'C(=O) -、-NR'C(=S) -、-NR'C(=O) O - 、-NR'C(=O) NR' - 、-NR'C(=O) NR' - 、-NR'C(=O) NR' - 、-NR'C(=O) - 、-OC(=O) - 、-OC(=O) - 、-OC(=O) - 、-OC(=O) - 、-OC0(=O) - 、-OC0(=O0) - 、-OC0 (=O0) - 、-OC0 \cdots \

R'としては、水素、炭素数 1 から 5 の直鎖または分枝アルキルが好ましく、特に炭素 1 から 5 の直鎖または分枝アルキル、中でもメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチルが好ましい。

 $\begin{array}{l} B \succeq \text{LTW}, - \text{(CHi)} \ n - \text{(} n = 0 \sim 10 \text{)}, - \text{(CHi)} \ n - \text{C} \ \text{(} = \text{O} \text{)} - \text{(} n = 1 \sim 4 \text{)} \\ , - \text{CH} = \text{CH} - \text{(CHi)} \ n - \text{(} n = 0 \sim 4 \text{)}, - \text{C} \equiv \text{C} - \text{(CHi)} \ n - \text{(} n = 0 \sim 4 \text{)}, - \text{CH} \end{array}$

 $_{i}$ -O - 、 - CH_i-S - 、 - (CH_i) $_{2}$ -O - CH_i- 、 - CH=CH-CH=CH-(CH_i) n - (n = 0 ~ 4) が好ましく、特に - (CH_i) n - (n = 1 ~ 3) 、 - CH=CH-(CH_i) n - (n = 0 ~ 4) 、 - C = C - (CH_i) n - (n = 0 ~ 4) 、 - CH_i-O - 、 - CH_i-S - が好適な例として挙げられる。中でも炭素数 1 から 3 の直鎖アルキレン、 - CH=CH-、 - C = C - 、 - CH_iO - 、または - CH_iS-がさらに好ましい。特に - CH=CH-または - C = C - が好ましい。(もちろん、これら好ましい例には上述の各種置換基による置換、置き換えがあるものも含まれる。)

R'としては、水素または下記の基本骨格:



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)が好ましく、また上記Rの中でも水素、フェニル、チエニル、フラニル(ただしこれら有機基は炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキシ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、アミノ、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)が好ましい。

より具体的な例としては水素、フェニル、2-メチルフェニル、3-メチルフェニル、4-メチルフェニル、3,4-ジメチルフェニル、3,5-ジメチルフェニル、2-メトキシフェニル、3-メトキシフェニル、4-メトキシフェニル、3-メトキシフェニル、4-アドロキシフェニル、4-アドロキシフェニル、4-アルオロフェニル、4-アルオロフェニル、4-アルオロフェニル、4-アルオロフェニル、4-アルオロフェニル、4-7ルオロフェニル、4-7ルオロフェニル、4-7ルオロフェニル、4-7ルオロフェニル、4-7ルオロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロモフェニル、4-7ロモフェニル、4-7ロモフェニル、4-7ロエフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロエフェニル、4-7ロエフェニル、4-7ロロフェニル、4-7ロエロンエニル、4-7ロロフェニル、4-7ロロ

R'、R'としては、一緒になって-O-、-CH-、-S-が好ましく、特に一緒になって-O-が好ましい。

R'としては、水素、炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルカノイルが好ましく、中でも水素、メチル、エチル、プロピルが好適な例として挙げられ、特に水素が好ましい。

これら一般式 (I) に示す κ 受容体作動薬は、日本特許第2525552号に示される方法に従って製造することができる。

また、一般式 (II) に示す化合物は、モルヒナン系の新規な 4 級アンモニウム塩誘導体で、オピオイド κ 受容体作動薬である。式中、R'としては炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素

数 4 から 7 のシクロアルキルアルキル、炭素数 5 から 7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数 4 から 13 のアラルキル、炭素数 4 から 7 のアルケニル、アリルが好ましく、特にメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、シクロブ チルメチル、シクロペンチルメチル、シクロペンテニルメチル、シクロペキセニルメチル、ベンジル、フェネチル、トランスー 2 ーブテニル、2 ーメチルー 2 ーブテニル、アリルが好ましい。さらに好適にはメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、ベンジル、フェネチル、アリルである。

R'としては水素、ヒドロキシ、ニトロ、アセトキシ、メトキシ、メチル、エチル、プロピルが好ましく、特に水素、ヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましい。

 R^2 としては水素、ヒドロキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、炭素数 1 から 5 のアルコキシが好ましく、特に水素、ヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましい。 R^4 としては、水素、炭素数 1 から 5 の直鎖または分岐アルキル、炭素数 6 から 12 のアリールが好ましく、特に炭素数 1 から 5 の直鎖または分岐アルキル、中でもメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチルが好ましい。

A としては、炭素数 1 から 6 のアルキレン、-CH=CH-、-C=C-が好ましく、中でも-CH=CH-、-C=C-が好ましい。

R'としては、下記の基本骨格:





Q:0.S

のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数1から5のアルキル、炭素数1から5のアルコキ シ、炭素数1から5のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニ トロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレ ンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていても よい)が好ましく、特にフェニル、2-クロロフェニル、3-クロロフェニル、4-クロ ロフェニル、3,4-ジクロロフェニル、2-フルオロフェニル、3-フルオロフェニル、 4 ーフルオロフェニル、3.4ージフルオロフェニル、2 ーブロモフェニル、3 ーブロモフ ェニル、4-ブロモフェニル、2-ニトロフェニル、3-ニトロフェニル、4-ニトロフ ェニル、2-トリフルオロメチルフェニル、3-トリフルオロメチルフェニル、4-トリ フルオロメチルフェニル、2ートリフルオロメトキシフェニル、3ートリフルオロメトキ シフェニル、4-トリフルオロメトキシフェニル、2-メチルフェニル、3-メチルフェ ニル、4-メチルフェニル、3,4-ジメチルフェニル、2-メトキシフェニル、3-メト キシフェニル、4-メトキシフェニル、3,4-ジメトキシフェニル、2-ヒドロキシフェ ニル、3-ヒドロキシフェニル、4-ヒドロキシフェニル、3,4-ジヒドロキシフェニル 、3-フラニル、2-フラニル、3-チエニル、2-チエニル、シクロペンチル、シクロ ヘキシルが好ましいが、もちろんこれらに限られるものではない。

R'としては、炭素数 1 から 5 のアルキル、アリルが好ましく、特にメチルが好ましい。 薬理学的に好ましい対イオン付加塩Xとしては、ヨウ化物イオン、臭素化物イオン、塩素 化物イオン、メタンスルホナート等が好まれるが、もちろんこれらに限られるものではな い。

一般式 (II) の化合物の具体例を表1に示す。なお、一般式 (II) の化合物は (+) 体、 (-) 体、 (±) 体を包含する。

表1

L	Q	R1	R2	R3
	0	H	H	H
[.	O	CH3	H	H
[.	O	H	CH3	H
L	0	H	Ĥ	CH3
	Ō	F	Ĥ	Ĥ
	O	H	F	Ĥ
1.	<u> </u>	H] #	le l
1.	0	<u>Cl</u>	H	H
L.	0	H	Cl	H
1_	0]	H	H	Cl
1_	0	Br	H	H
Ļ.	0	H	Br	H
L.	0	H	H	Br
L.	0	CF3	H	H
L	0	H	CF3	H
	0	H	H	CF3
	0	CN	H	H
	0	H]	CN	H
	0	H	H	ĊŃ

- 11		THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN	-	
	Q	RI	R2	R3
į	S	H	H	H
1	S	CH3	H	H
1	\$ \$ \$ \$	H	CH3	H
I	S	H	H	CH3
I	S.	F	H	H
	S	H	F	H
I	S	H	H	F
L	<u> </u>	CI	H	H
1	S	H	Cl	H
L	<u> </u>	H	H	CI
L	S	Br	H	H
ŀ	S	H	Br	H
L	S	H	H	Br
L	S	CF3	H	H
L	S	H	CF3	H
L	S S	H	H	CF3
		CN	H	H
	S	H	CN	H
	S	H	H	CN
			and the owner of the	-

表1の続き

Q R1 R2 R3 O H H H O CH3 H H O H CH3 H O H H CH3 O F H H O H H F O CI H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O H H H O <td< th=""><th></th><th>-</th><th>-</th><th>-</th></td<>		-	-	-
O CH3 H H O H CH3 H O H CH3 H O H H CH3 O F H H O H F H O H H F O CI H H O H H CI H O H H CI O Br H H O H Br H O H Br H O CF3 H O H CF3 H O H H CF3	PERSONAL PROPERTY AND INCOME.	RI	R2	R3
O H CH3 H O H H CH3 O F H H O H F H O H H F O CI H H O H CI H O H H CI H O H H CI O Br H H O H Br H O H Br H O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3		H	H	H
O H H CH3 O F H H O H F H O H F H O CI H H O H CI H O H H CI O H H H O H Br H O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 H	E.	CH3	H	Ĥ
O F H H O H F H O H H F O CI H O H CI H O H H CI O H H H O H Br O H Br O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H H O H CF3 H O H H O H H		ا ا	CH3	Ĥ
O H F H O H H F O Cl H H O H Cl H O H H Cl O H H H O H Br H O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3	No.		Ĥ	CH3
O H H H F O Cl H H O H Cl H O H Cl H O Br H H O H Br H O H Br H O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3		L		
O CI H H O H CI H O H CI H O H H CI O Br H H O H Br H O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 H O H H CF3		DV	F	H
O H CI H O H H CI O Br H H O H Br H O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 H O H H CF3	O I	Ĥ	Ĥ	F
O H H H Cl O Br H H O H Br H O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 H O H H CF3 H O H H CF3	0	Cl	H	H
O Br H H O H Br H O H H Br H O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 H O H H CF3	0	H	Cl	H
O H Br H O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 O CN H H O H CN H	0	H	H	Cl
O H H Br O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 O CN H H O H CN H	0	Br	H	H
O CF3 H H O H CF3 H O H H CF3 O CN H H O H CN H	0	Н	Br	H
O H CF3 H O H H CF3 O CN H H O H CN H	0		H	Вг
O H H CF3 O CN H H O H CN H	0	CF3	H	H
O CN H H O H CN H	0	H	CF3	H
O H CN H	0		H	CF3
F = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	0	CN	H	H
O H H CN	0	H	CN	H
	0	H	H	CN

		The Person of th	The same of the sa
Q	RI	R2	R3
S	H	H	H
S	CH3	H	H
S S	H	CH3	H
S	H	H	CH3
	F	H	H
·S	H	F	H
<u> </u>	H	H	F
S	<u>Cl</u>	_H	H
S	_H	Cl	H
<u> </u>	H	Н	Cl
<u> </u>	Br	H	H
S	H	Br	H
S S	H	H	Br
S	CF3	H	H
S	H	CF3	H
S	H	H	CF3
S	CN	H.	H
	H	CN	H
S	H	H	CN

	-	STATE OF THE PERSON	-
Q	RI	R2	R3
0	H	H	H
Õ	CH3] Ĥ	H
0	Ĥ	CH3	Ĥ
Ö	H	Ĥ	CH3
0	F	H	H
	Ĥ	F	H
O	H	H	F
0	Cl	H	H
0	H	-C1	H
0	H	H	Cl
0	Br	H	H
0	H	Br	H
0	H	H	Br
0	CF3	H	H
0	H	CF3	H
0	H	Ĥ	CF3
0	CN	H	H
Ö	H	CN	Ĥ
Ö	Ĥ	H	CN

Q	R1	R2	R3
S	H	H	H
S	CH3	H	H
S S S	H.	CH3	H
S	H	H	CH3
S	F	H	-H
3	H	F	H
S	H	H	F
S S	Cl	H	H
S	H	Cl.	H
S	H	H	Cl
S	Br	H	H
S	H	Вг	H
S	Н	H	Br
S	CF3	H	H
S	H	CF3	H
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	H	H	CF3
S	CN	H	H
S	H	CN-	H
S	H	H	CN

The same of the same of		WHITE PARTY NAMED IN	-
Q	R1	R2	R3
0	H	H	H
Ö	CH3	H	Ĥ
Ö	H	CH3	H
Ō	H	H	CH3
0	F	Ĥ	Ĥ
Ō	Ĥ	Fire	Ĥ
Ő	Ĥ	H	F
0	Cl	H	H
O	H	Cl	H
0	H	H	Cl
0	Br	H	H
Ö	H	Br	H
0	H	H	Br
0]	CF3	H	H
0	H	CF3	H
Ō	Ĥ	Ĥ	CF3
Ö	CN	Ĥ	Н
Ö	Ĥ	CN	Ĥ
0	H	Ĥ	CN

Name and Address of the Owner, where the Owner, which the		Market and the second	
Q	RI	R2	R3
Q S S	H	H	H
S	CH3	H	H
S	H	CH3	H
S	H	H	CH3
S	F	H	H
S	H	F	H
S	H	H	F
S	Cl	H	H
S	H	C1	H
S S	H	H	Cl
S	Br	H	H
S	H	Br	H
S S	H	H	Br
S	CF3	H	H
S]	H	CF3	H
S	H	H	CF3
S	CN	H	H
S	H	CN	H
S	H	H	CN

R1	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	CH3
C3H5CH2	OH	H	CH3
C3H5CH2	OAc	OH	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	OH	CH3
C3H5CH2	OCH3		CH3
C3H5CH2	OCH3	OCH3	
C3H5CH2	OCH3	H	CH3
C3H3CH2	ŎĦ	ОH	C2H5
C3H5CH2	ÖH	OH	n-C3H7
C3H5CH2	ÖH	OH	i-C3H7
C3H5CH2	ÖH	OH	n-C4H9
C3H5CH2	OH	OH.	i-C4H9
CH3	OH	OH.	CH3
CH3	OH	OAc	CH3
CH3	OH	OCH3	,
CH3	OAc	OH.	CH3
CH3	OAc	OAc	CH3
CH3	OAc	OCH3	
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3		
CH3	OH	OH	C2H5
CH3	OH	ОН	n-C3H7
CH3	OH	ОН	i-C3H7
CH3	ОН	ОН	n-C4H9
CH3	OH	ОН	i-C4H9

R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	OH	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH-	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i-C4H9
CH2CHCH2	OH	OAc	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	CH3
PhCH2CH2	OH	OAc_	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	ОН	OH	i-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	n-C4H9
PhCH2CH2	OH	ЮH	i-C4H9
PhCH2CH2	OH	OAc	C2H5
	-	A	4

表しの続き

RI	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	ОСН3	CH3
C3H5CH2	OH	H	CH3
C3H5CH2	OAc	OH	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	OH	CH3
C3H5CH2	OCH3	OAc	CH3
C3H5CH2	OCH3	OCH3	CH3
C3H5CH2	OCH3	H.	CH3
C3H5CH2	OH	OH	C2H5
C3H5CH2	OH	OH	n-C3H7
C3H5CH2	OH	ОH	i-C3H7
C3H5CH2	OH		n-C4H9
C3H5CH2	OH		i-C4H9
CH3	OH		CH3
CH3	OH		CH3
CH3	OH	OCH3	CH3
CH3	OAc		CH3
CH3	OAc		CH3
CH3	OAc		CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OH		C2H5
CH3	OH		n-C3H7
CH3			-C3H7
CH3			n-C4H9
CH3	OH .	OH [i	-C4H9

	-	7	y
RI	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	OH	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH.	ОН	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i-C4H9
CH2CHCH2	OH	OAc	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH]	CH3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	ОН	9-2	-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH T	n-C4H9
PhCH2CH2	ОH		-C4H9
PhCH2CH2	OH T		C2H5

R1	R2	R3	R4
H	H	H	CH3
Ĥ	H	Ĥ	C2H5
			C112
CH3	H	H	CH3 CH3
H	CH3	H	CH3
H	H	CH3	CH3
H	CH3	CH3	CH3
H	CH3	H	C2H5
H	CH3	H	n-C3H7
H	CH3	H	1-C3H7
Ĥ	CH3	Ĥ	n-C4H9
H	CH3	#	i-C4H9
11		H	CH3
OCH:	H	1.7.7	CH3
H	OCH3	H	CH3
Ħ	H	OCH3	CH3
H	OCH3	OCH3	CH3
H	OCH3	H	C2H5
H	OCHS	H	n-C3H7
H	OCH3	H	1-C3H7
H	OCH3	H	n-C4H9
H	OCH3	H	i-C4H9
OH	H	H	CH3
H	ОН	H	CH3
Ĥ	H	OH	CH3 CH3 CH3
Ĉi	Ĥ	H	CH3
H	Ci Ci	H	CH3
			CH3
H	H	C1	
H	Cl	Ci	CH3
Ĥ	Ci	Cl	n-C3H7
H	Cl	Cl	n-C4H9
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
H	H	Br	CH3

R1	R2	R3	R4
H	Br ·	Br	CH3
Ĥ	Br	Br	C2H5
F	H	H	CH3
Ĥ	F	H	CH3
Ĥ	Ĥ	F	CH3
H	F	F	CH3
H	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
Ĥ	NO2	H	CH3
Ĥ	H	NO2	CH3
ĊF3	H	H	CH3
Ĥ	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
H	H	CF3	C2H5
H	Ĥ	CF3	n-C3H7
H	H	CF3	1-C3H7
H	H	CF3	n-C4H9
H	H	CF3	i-C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H	CH3
H	H	OCF3	CH3
H	OCF3	H	C2H5
H	OCF3	H	n-C3H7
H	OCF3	H	i-C3H7
H	OCF3	CF3	n-C4H9
H	OCF3	H	i-C4H9

表しの続き

F			1
R1	R2	R3	R4
H	H	H	CH3
H	H	H	C2H5
CH3	H	H	CH3
H	CH3	H	CH3
H	H	CH3	CH3
H	CH3	CH3	CH3
H	CH3	H	C2H5
H	CH3	H	n-C3H7
H	CH3	H	i-C3H7
Ħ	CĤ3	Ħ	n-C4H9
H	CH3	H	i-C4H9
OCH3	H	H	CH3
Ħ	OCH3	H	CH3
H	H	OCH3	CH3
H	OCH3	OCH3	CH3
H	OCH3	H	C2H3
H	OCH3	H	n-C3H7
H	OCH3	H	i-C3H7
H	OCH3	H	п-С4Н9
H	OCH3	H	1-C4H9
OH	H	H	CH3
H	OH	H	CH3
H	H	OH	CH3
Ci	H	H	CH3
H	Ci	H	CH3
H	H	Ci	CH3
H	Ĉ	Ci	CH3
H	Ci	Ci	n-C3H7
H	Ci	Čĺ	n-C4H9
Br	Ĥ	H	CH3
H	Br	H	CĤ3
H	Ĥ	Br	CH3
			-

o-favv			Water Street
RI	R2	R3	R4
H	Br	Br	CH3
H	Br	Br	C2H5
F	H	H	CH3
H	F	H	CH3
Ĥ	H	F	CH3
H	F	F	CH3
H	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
Ĥ	NO2	Ĥ	CH3
H	H	NO2	CH3
CF3	H	Ĥ	CH3
Ĥ	CF3	H	CH3
H	Ĥ	CF3	CH3
Ĥ	Ĥ	CF3	C2H5
H	H	CF3	n-C3H7
H	H	CF3	i-C3H7
H	H	CF3	n-C4H9
H	H	CF3	i-C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H	CH3
Ĥ	H	OCF3	CH3
H	OCF3	H	C2H5
H	OCF3	H	n-C3H7
H	OCF3	Ĥ	i-C3H7
H	OCF3	CF3	n-C4H9
H	OCF3	H	i-C4H9

表しの続き

R1	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	ОН	OCH3	CH3
СЗН5СН2	OH	H	CH3
C3H5CH2	OAc	ŎĦ	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2		OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	Н	CH3
C3H5CH2	OCH3		CH3
	OH	ОН	CH3
CH3	OH	OAc	CH3
CH3 CH3	OH	OCH:	P
CH3	OAc	ОН	CH3
CH3	OAc	OAc	CH3
	OAc	OCH:	
CH3.	OCH3	4	CH3
CH3	OCH3	*	CH3
CH3	OCH3	A	
CH3	OH	OH	C2H5
CH3		OH -	n-C3H7
CH3	OH	OH-	i-C3H7
CH3	OH	1	n-C4H9
CH3	OH	OH	
CH3	OH	OH	i-C4H9

R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	OH	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
	OAc	OCH3	СНЗ
77777777777	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCUS		222
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	CH3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	TOCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
	OAC.	10Ac	CH3
PhCH2CH2	OAC-	OCH3	
PhCH2CH2	1		CH3
PhCH2CH2	OCH?	4	4-22-4-4
PhCH2CH2	LOCH.		CH3
PhCH2CH2	LOCH:	OCH:	4
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	ОН	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	ОН	ОН	i-C3H7
PhCH2CH2	ОН	ОН	n-C4H9
PhCH2CH2	ОН	ЮН	li-C4H9
LIICUTCUTA	TOLL	10	1.0

表しの続き

RI	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	CH3
C3H5CH2	OH	H	CH3
C3H5CH2	OAc	OH -	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	ОН	CH3
C3H5CH2	OCH3	QAc	CH3
C3H5CH2	OCH3	OCH3	CH3
C3H5CH2	OCH3	H	CH3
CH3	OH	OH	CH3
CH3	OH-	OAc	CH3
CH3	OH	OCH3	CH3
CH3	OAc	ОН	CH3
CH3	OAc	OAc	CH3
CH3	OAc	OCH3	CH3
CH3	OCH3	OH	CH3
CH3	OCH3	OAc	CH3
CH3	OCH3	OCH3	CH3
CH3	OH	OH	C2H5
CH3	OH	OH	n-C3H7
CH3	OH	OH.	i-C3H7
ČH3	ОH	ОH	n-C4H9
CH3	OH	OH	i-C4H9

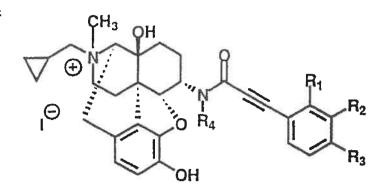
R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc.	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	OH .	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	CH3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	OH	ОН	i-C3H7
PhCH2CH2	ОН	ОН	n-C4H9
PhCH2CH2	ОН	OH	i-C4H9

表1の続き

H H H CH3 H CCH5 CH3 H H CH3 CH3 CH3 H CH3 H CCH5 H CH3 H CCH5 H CH3 H CCH7 H CH3 H CCH7 H CH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH CCH3 H CCH CCH3 H CCH3 H CCH3 H CCH CCH CCH CCH3 H CCH CCH CCH CCH CCH3 H CCH CCH CCH CCH CCH CCH CCH CCH CCH C	R1	R2	R3	R4
H CH3 H n-C3H7 H CH3 H i-C3H7 H CH3 H n-C4H9 H CH3 H i-C4H9 H CH3 H CH3 H OCH3 H CH3 H OCH3 H CH3 H OCH3 H CH3 H OCH3 H C2H3 H OCH3 H i-C3H7 H OCH3 H i-C3H7 H OCH3 H i-C4H9 OCH3 H i-C4H9 H OCH3 H i-C4H9 H OCH3 H i-C4H9 H OCH3 H i-C4H9 OH H CH3 H OH CH3 H CI CH3 H CH3 H CI CH3 H CH3 H CI CH3	H CH3 H H	H CH3 H CH3	H H H CH3 CH3	CH3 C2H5 CH3 CH3 CH3 CH3
H H OCH3 CH3 H OCH3 OCH3 CH3 H OCH3 H C2H3 H OCH3 H C2H3 H OCH3 H I-C3H7 H OCH3 H I-C4H9 H OCH3 H I-C4H9 OH H H CH3 H OH H CH3 H OH CH3 H CI H CH3 H CI CI CH3 H CI CI CH3 H CI CI CH3	H H H OCH	CH3 CH3 CH3 CH3 H	H H H H	n-C3H7 i-C3H7 n-C4H9 i-C4H9 CH3
H OCH3 H I-C4H9 OH H H CH3 H OH H CH3 H OH CH3 CI H H CH3 H CI H CH3 H CI H CH3 H CI CH3 H CI CH3 H CI CH3 H CI CH3	H H H	OCH3 OCH3	OCH3 OCH3 H	CH3 CH3 C2H5 n-C3H7
H Cl H CH3 H C CH3 H Cl CH3 H Cl Cl CH3 H Cl Cl n-C3H7	H OH H	OCH3 H OH H	H H OH	i-C4H9 CH3 CH3 CH3
	H H H	Cl H Cl	H Cl Cl Cl	CH3 CH3 CH3 n-C3H7

R1 R2 R3 R4 H Br CH3 H Br CH3 H H CH3 H F H CH3 H F H CH3 H F F CH3 H F F CH3 H H CH3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CC3H5 CH3 H H CC3H7 CH3 H H CC4H9 CC4H9 H H CC3H7 CH3 H H CC4H9 CC4H9	2		- Water and	
H Br Br C2H5 F H H CH3 H F H CH3 H F CH3 H F F CH3 H F F CH3 H F F CH3 H F F CH3 H CH3 H NO2 H CH3 H H CH3 H H CH3 H CH3 H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H CCH3	RI	R2	R3	R4
H F H CH3 H F F CH3 H CH3 H NO2 H CH3 H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H CCH3		Br	Br	
H F H CH3 H F F CH3 H CH3 H NO2 H CH3 H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H CCH3	H	Br	Br	
H H F F CH3 H F F CH3 H F F CH3 H F F CCH5 NO2 H H CH3 H NO2 H CH3 H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H CF3 CH3 H CF3 CH3 H CF3 C-C3H7 H CF3 C-C4H9 OCF3 H CH3 H CCH3	F	H		
H F F CH3 H F F C2H5 NO2 H H CH3 H NO2 H CH3 H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 CH3 H H CF3 T-C4H9 H H CF3 T-C4H9 OCF3 H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H C2H5	Ĥ	F	H	
H F F C2H5 NO2 H H CH3 H NO2 H CH3 H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H CF3 CH3 H CF3 C2H5 H H CF3 C2H5 H H CF3 C3H7 H H CF3 C-C3H7 H H CF3 C-C3H7 H H CF3 C-C3H7 H CCF3 H CCH3 H CCF3 H CCH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H C-C3H7 H OCF3 H C-C3H7 H OCF3 H I-C3H7 H OCF3 H I-C3H7		H	F	
NO2 H H CH3 H NO2 H CH3 H NO2 H CH3 H H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H H CF3 CH3 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7			F	
H NO2 H CH3 H H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H CF3 CH3 H H CF3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7	H	F		
H H NO2 CH3 CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H H CF3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7	NO2			
CF3 H H CH3 H CF3 H CH3 H H CF3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7	Ĥ			
H CF3 H CH3 H H CF3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7				
H H CF3 CH3 H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7		H		
H H CF3 C2H5 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 CF3 n-C4H9		CF3		
H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C3H7 H H CF3 n-C4H9 H H CF3 n-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 CF3 n-C4H9	B 1.41			
H H CF3 i-C3H7 H H CF3 i-C4H9 H H CF3 i-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H i-C3H7 H OCF3 CF3 n-C4H9	H	H		
H H CF3 n-C4H9 H H CF3 1-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H i-C3H7 H OCF3 CF3 n-C4H9				E
H H CF3 i-C4H9 OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H i-C3H7 H OCF3 CF3 n-C4H9	H	H	230	
OCF3 H H CH3 H OCF3 H CH3 H H OCF3 CH3 H OCF3 H C2H5 H OCF3 H n-C3H7 H OCF3 H i-C3H7 H OCF3 CF3 n-C4H9	H	H	11.	
H H OCF3 CH3 Н ОСF3 H C2H5 Н ОСF3 H п-С3H7 Н ОСF3 H i-C3H7 Н ОСF3 CF3 п-С4H9	H	H		G-C4H9
H H OCF3 CH3 Н ОСF3 H C2H5 Н ОСF3 H п-С3H7 Н ОСF3 H i-C3H7 Н ОСF3 CF3 п-С4H9	OCF3			CH3
Н ОСГЗ Н С2Н5 Н ОСГЗ Н n-С3Н7 Н ОСГЗ Н i-С3Н7 Н ОСГЗ СГЗ п-С4Н9	Н	OCF3		
H ОСБЗ Н п-СЗН7 Н ОСБЗ Н i-СЗН7 Н ОСБЗ СБЗ п-С4Н9		H	OCF3	
H OCF3 H i-C3H7 H OCF3 CF3 п-С4H9		OCF3		
H OCF3 CF3 n-C4H9				
			H	
H OCF3 H i-C4H9		1		E
	H	OCF3	H	i-C4H9

表1の続き



Di	R2	R3	R4
R1 H	H	H	CH3
뀨	Ĥ	H	C2H5
CH3	Ĥ	#	CH3
H	CH3	H	CH3
H	H	CH3	CH3
·유	CH3	CH3	CH3
H	CH3	H	C2H5
₩	CH3	Ĥ	n-C3H7
Ĥ	CH3	ਜ	n-C3H7 i-C3H7
H	CH3	H	n-C4H9
H	CH3	Ĥ	i-C4H9
OCH3		Ĥ	CH3
H	OCH3	H	CH3
Ĥ	H	OCH3	CH3
₩	OCH3		CH3
Ĥ	OCH3	H	C2R5
H	OCH3	H	n-C3H7
H	OCH3	150	1-C3H7
H	OCH3	100	n-C4H9
H	OCH3		i-C4H9
OH	H	H	CH3
H.	OH	H	CH3
₩	H	ОH	CH3
Či	错	H	CH3
H H	CI	H	CH3
}#	H	Ĉ	CH3
₩	i di	lci	CH3
 유	ci	ici	n-C3H7
H	Cl	tai	n-C4H9
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
H	H	Br	CH3
п.	171		10115

		THE RESERVE TO THE RE	
RI	R2	R3	R4
Н	Br	Br	CH3
H	Br	Br	C2H5
F	H	H	CH3
H	F	H	CH3
H	H	F	CH3
Ĥ	F	F	CH3
H	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
Ĥ	NO2	H	CH3
Ĥ	H	NO2	CH3
ĊF3	H	H	CH3
Ħ	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
H	H	CF3	C2H5
H	Ĥ	CF3	n-C3H7
H	H	CF3	1-C3H7
H	H	CF3	n-C4H9
H	H	CF3	G-C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H	CH3
H	H	OCF3	
H	OCF3	H	C2H5
H	OCF3	H	n-C3H7
H	OCF3	H	i-C3H7
Ĥ	OCF3	CF3	n-C4H9
H	OCF3	H	i-C4H9

表しの続き

R1 R2 R3 R4 C3H5CH2 OH OAc CH3 C3H5CH2 OH OH OCH3 C3H5CH2 OAc OH CH3 C3H5CH2 OAc OAc CH3 C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OA OCH3 CH3 CH3 OA OCH3 CH3 CH3 OA OCH3 CH3 CH3 OA OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 <		_	-	
C3H5CH2 OH OCH3 CH3 C3H5CH2 OH H CH3 C3H5CH2 OAc OH CH3 C3H5CH2 OAc OAc CH3 C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 C3H5CH2 OAc H CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OC	THE RESERVE THE PARTY NAMED IN	R2	R3	R4
C3H5CH2 OH H CH3 C3H5CH2 OAc OH CH3 C3H5CH2 OAc OAc CH3 C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 C3H5CH2 OAc H CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 <		OH	OAc	CH3
C3H5CH2 OAc OH CH3 C3H5CH2 OAc OAc OAc CH3 C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 CH3 C3H5CH2 OAc H CH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 CH3 O	*****	OH	OCH3	CH3
C3H5CH2 OAc OAc CH3 C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 C3H5CH2 OAc H CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3		OH	H	CH3
C3H5CH2 OAc OCH3 CH3 C3H5CH2 OAc H CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 <td></td> <td>OAc</td> <td>OH</td> <td>CH3</td>		OAc	OH	CH3
C3H5CH2 OAc H CH3 C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3	F355355555	OAc	OAc-	CH3
C3H5CH2 OCH3 OH CH3 C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3	C3H5CH2	OAc.	IOCH3	CH3
C3H5CH2 OCH3 OAc CH3 C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3	C3H5CH2	QAc_	H	CH3
C3H5CH2 OCH3 OCH3 CH3 C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH C2H5 CH3 OH OH C3H7 CH3 OH OH I-C3H7 CH3 OH OH I-C3H7 CH3 OH OH I-C4H9	_C3H5CH2	OCH3	OH_	CH3
C3H5CH2 OCH3 H CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH C2H5 CH3 OH OH In-C3H7 CH3 OH OH In-C3H7 CH3 OH OH In-C4H9	C3H5CH2	OCH3	QAc_	CH3
CH3 OH OH CH3 CH3 OH OAc CH3 CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH5 CH3 OH OH In-C3H7 CH3 OH OH In-C4H9	C3H5CH2	OCH3	OCH3	CH3
CH3 OH OAc CH3 CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH5 CH3 OH OH In-C3H7 CH3 OH OH In-C3H7 CH3 OH OH In-C4H9	C3H5CH2	OCH3	H	CH3
CH3 OH OCH3 CH3 CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH C2H5 CH3 OH OH I-C3H7 CH3 OH OH I-C4H9	CH3	OH	OH	CH3
CH3 OAc OH CH3 CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OH	OAc	CH3
CH3 OAc OAc CH3 CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH5 CH3 OH OH In-C3H7 CH3 OH OH In-C4H9	CH3	OH-	OCH3	CH3
CH3 OAc OCH3 CH3 CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH3 CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OAc	OН	CH3
CH3 OCH3 OH CH3 CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH C2H5 CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH i-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OAc	OAc	CH3
CH3 OCH3 OAc CH3 CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH5 CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH i-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OAc	OCH3	CH3
CH3 OCH3 OCH3 CH3 CH3 OH OH CH5 CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH i-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OCH3	ОН	CH3
CH3 OH OH C2H5 CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH i-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OCH3	OAc	CH3
CH3 OH OH n-C3H7 CH3 OH OH i-C3H7 CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OCH3	OCH3	CH3
CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OH	OH	C2H5
CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OH	OH	n-C3H7
CH3 OH OH n-C4H9	CH3	OH	ŌĦ	i-C3H7
" 역장으로 우른 모든 모든 이 원들은 모든 모든 모든 모든 모든 모든 그는 없으로 가능한다.	CH3	OH		
	CH3	OH		i-C4H9

P	-	1000	
R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	IOCH3	CH3
CH2CHCH2	QAc_	OH	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	ОН	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	CH3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	ОН	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH]	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc]	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH]	i-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH]	n-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	-C4H9

表1の続き

RI	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	CH3
C3H5CH2	ОH	Ĥ	CH3
C3H5CH2	OAc	ОH	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	_OAc_	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	OH	CH3
C3H5CH2	OCH3	OAc	CH3
C3H5CH2	OCH3	OCH3	CH3
C3H5CH2	OCH3	H -	CH3
CH3	OH	ОН	CH3
CH3		OAc	CH3
CH3		OCH3	CH3
CH3	OAc	ОН	CH3
CH3		~~~~	CH3
CH3	OAc	OCH3	CH3
CH3	OCH3	ОН	CH3
CH3	OCH3	OAc	CH3
CH3	OCH3	OCH3	CH3
CH3	OH	ОH	C2H5
CH3	OH	ОН	n-C3H7
CH3	OH	ŎĦ	i-C3H7
CH3	ÖH	ÔĦ	n-C4H9
CH3	ÖH	OH	i-C4H9

Ri	R2	R3	R4 -
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	OH	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	CH3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	ОН	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	i-C3H7
PhCH2CH2	ОН	ОН	n-C4H9
PhCH2CH2	OH	ОН	i-C4H9

本発明の一般式(II)の化合物は、具体的には以下の方法によって得ることができる。一般的にはチャート 1 に示すように、一般式(VIII)(R^i 、 R^i 、 R^i 、 R^i 、 R^i 、 R^i および A は一般式(II)の定義に同じ)で表される17位3級アミンをハロゲン化アルキル、メタンスルホン酸エステルなどのアルキル化剤で4級アンモニウム塩化することにより得ることができる。

 R^6X は、ハロゲン化アルキルを表し、 $CH_3SO_3R^6$ は、メタンスルホン酸アルキルを表す。

このアルキル化に用いる一般式 (VIII) の17位3級アミン体は、日本特許第2525552号に示される方法に従って製造することができる。

一般式 (VIII) の17位3級アミンを4級アンモニウム塩に転化するのに使用できるアルキ ル化剤は多数存在する。ヨウ化メチル、ヨウ化エチル、ヨウ化プロピル、ヨウ化ブチル、 ヨウ化アリル、メタンスルホン酸メチル、ジメチル硫酸は比較的、迅速に反応して4級ア ンモニウム塩を生成するので便利である。しかしながら、その他のアルキル化剤、例えば 臭化メチル、臭化エチル、臭化プロピル、臭化ブチル、臭化アリル、塩化メチル、塩化エ チル、塩化プロピル、塩化ブチルおよび塩化アリルなどを用いてもよい。溶媒としては、 メチレンクロリド、クロロホルム、テトラヒドロフラン、酢酸エチル、ジメチルホルムア ミド、アセトニトリル、メタノール、エタノール、プロパノール、第3ブタノールまたは アセトンを単独あるいは混合して反応媒質として用いてよい。反応温度は、0℃~溶媒の 沸点、より好ましくは室温~溶媒の沸点の温度で、1日間~14日間、より好ましくは1日 間~10日間、封管あるいは常圧で行う。前記アルキル化剤は3級アミン1当量に対し1当 量の割合で用いてもよく、あるいは例えば0.1当量~5.0当量過剰あるいはそれ以上の過剰 のアルキル化剤を用いてもよい。また、塩基として、炭酸水素カリウム、炭酸水素ナトリ ウム、炭酸カリウム、炭酸ナトリウムを3級アミン1当量に対して1当量の割合で用いて もよく、あるいは例えば0.1当量~5.0当量過剰あるいはそれ以上の過剰の塩基を用いても よい。

また、一般式(III)に示す化合物は、新規なモルヒナン17位N-オキシド誘導体で、オピオイド κ 受容体作動薬である。式中、R としては炭素数1 から5 のアルキル、炭素数4 から7 のシクロアルキルアルキル、炭素数5 から7 のシクロアルキルアルキル、炭素数5 から7 のシクロアルケニルアルキル、炭素数5 から7 のアルケニル、アリルが好ましく、特にメチル、スチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、シクロブチルメチル、シクロペンチルメチル、シクロペンテニルメチル、シクロペキセニルメチル、ベンジル、フェネチル、トランス-2-ブテニル、2-メチル-2-ブテニル、アリルが好ましい。さらに好適にはメチル、エチル、プロピル、ブチル、イソブチル、シクロプロピルメチル、ベンジル、フェネチル、アリルが挙げられる。

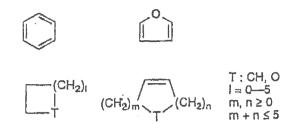
R'としては水素、ヒドロキシ、ニトロ、アセトキシ、メトキシ、メチル、エチル、プロピルが好ましく、特に水素、ヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましい。

Rとしては水素、ヒドロキシ、アセトキシ、メトキシが好ましい。

R'としては、水素、炭素数1から5の直鎖または分岐アルキル、フェニルが好ましく、特に炭素数1から5の直鎖または分岐アルキル、中でもメチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチルが好ましい。

A としては、炭素数 1 から 6 のアルキレン、-CH=CH-、 $-C\equiv C-$ が好ましく、中でも-CH=CH-、 $-C\equiv C-$ が好ましい。

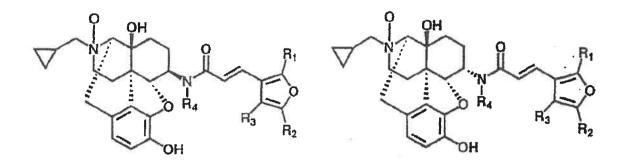
R'としては、下記の基本骨格:



のいずれかを持つ有機基(ただし炭素数 1 から 5 のアルキル、炭素数 1 から 5 のアルコキシ、炭素数 1 から 5 のアルカノイルオキシ、ヒドロキシ、弗素、塩素、臭素、ヨウ素、ニトロ、シアノ、イソチオシアナト、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、メチレンジオキシからなる群から選ばれた少なくとも一種以上の置換基により置換されていてもよい)が好ましく、特にフェニル、2- クロロフェニル、3- クロロフェニル、4- クロロフェニル、2- フルオロフェニル、3- ブロモフェニル、4- ブロモフェニル、2- ブロモフェニル、2- ブロモフェニル、2- ブロモフェニル、2- ブロモフェニル、2- ドリフルオロメチルフェニル、2- ドリフルオロメチルフェニル、2- ドリフルオロメチルフェニル、2- ドリフルオロメチルフェニル、2- ドリフルオロメトキシフェニル、2- ドリフルオロメトキシフェニル、2- ドリフルオロメトキシフェニル、2- メチルフェニル、2- メチルフェニル、2- メチルフェニル、2- メチルフェニル、2- メチルフェニル、2- メトキシフェニル、2- メチルフェニル、2- メトキシフェニル、2- メトキシフェニル、2- メトキシフェニル、2- メトキシフェニル、2- ストキシフェニル、2- ストキシフェニル、

一般式 (III) の化合物の具体例を表 2 に示す。なお、一般式 (III) の化合物は (+) 体、(-) 体、(±) 体を包含する。

表 2



R1	R2	R3	R4
H	H	H	CH3
HTT	H	'A	C2H5
H	H	H	n-C3H7
H	Ĥ	Ĥ	i- C3H7
H	H	H	n-C4H9
Ĥ	Ĥ	Ĥ	i- C4H9
CH3	Ĥ	A	CH3
H	CH3	H	CH3
H	H	CH3	CH3
CH3	H	'A	C2H5
ČĨ	H	H	CH3
H	CI	H	CH3
H	H	cī T	CH3
Ĥ	Ç	H	C2H5
Br	H	Ĥ	CH3
Ĥ	Br	Ĥ	CH3
H	H	Br	CH3
H	Br	H	C2H5
F	H	H	CH3
H	F	A	CH3
Ĥ	H	F	CH3
Ĥ	F	H	CŽHS
CF3	H	H	CHI
H	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
CF3	H	H	C2H5
CN	Ĥ	Ĥ.	CH3
H	CN	Ĥ	CH3
Ĥ	H	CN	CH3
CN	H	H	C2H5

H H H	H H H	H H	CH3 C2H5
H	H		
	. 003	"IF""	
	H	LLL	n-C3H7
n n		H	I-C3H7
H	H	H	n-C4H9
H	'H'''	H	I- C4H9
CH3	H	H	CH3
H	CH3	H	CH3
H	H	CH3	CH3
CI CI	H	H	C2H3
CI	H	H	CH3
H	CI	H	CH3
- H	H	a	CH3
H	Ci	H	C2H5
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
H	H	Br	CH3
H	Br	H	C2H3
F	H	H	CH3
Ĥ	F	H	CH3
H	H	F	CH3"
H	F	H	CZHS
CF3	H	H	CH3
H	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
CF3	H	H	C2H5
TONT	-H	H	CH3
H	CN.	H	CH3
H	H	CN	CH3
CN	.H	H	C2A3

$$R_1$$
 R_2
 R_3
 R_4
 R_3

Di	Ta		
R1	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	
C3H5CH2	OH	H	CH3
C3H5CH2	OAc	OH	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	OH	CH3
C3H5CH2	OCH3	OAc	CH3
C3H5CH2			CH3
C3H5CH2	OCH3	H[CH3
C3H5CH2	OH	OAc	C2H5
C3H5CH2		OAc [n-C3H7
C3H5CH2	OH		i- C3H 5
C3H5CH2	OH	OCH3	C2H5
C3H5CH2	OH		n-C3H7
CH3	OH	OH	CH3
CH3	OH	ÖAc	CH3
CH3		OCH3	ČĤ3
CH3	OAc	OH	CH3
CH3	OAc	ŌAc [CH3
CH3	OAc	OCH3	CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3	OAc (CH3
CH3	TOCH3	OCH3	CH3
CH3	OH (HC	C2H5
CH3		HC	n-C3H7
CH3	OH	ĎĦ T i	- C3H7
CH3	OH K		1-C4H9
CH3		OH [i	- C4H9
CH3	ÖH	DAc (C2H5

The second second	100		THE RESERVE OF THE PARTY OF THE PARTY.
R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	ОН	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3		CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H3
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i- C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i- C4H9
CH2CHCH2	OH	OAc	C2H5
PhCH2CH2	OH	ОН	CR3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2 PhCH2CH2	OH OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2 PhCH2CH2			
PhCH2CH2 PhCH2CH2	OAc		CH3 CH3
PhCH2CH2	OAc OCH3		CH3
PhCH2CH2	OCH3		CH3
PhCH2CH2	OCH3		CH3
PhCH2CH2	OLHS		C2H5
PhCH2CH2	OH -		n-C3H7
PhCH2CH2	OH -	~	-C3H7
PhCH2CH2	OH		
PhCH2CH2			n-C4H9
	OH	1000	- C4H9
PhCH2CH2	OH	OAc	C2H5]

-	_			
R1		R3	R4	
C3H5CH2 C3H5CH2 C3H5CH2 C3H5CH2	OH OH	OAc OCH3 H	CH3 CH3 CH3	The same of
C3H5CH2 C3H5CH2 C3H5CH2	OAc OAc	OH OAc OCH3	CH3 CH3 CH3	OF WHICH SPECIAL PROPERTY AND ADDRESS OF
C3H3CH2 C3H3CH2 C3H3CH2	OCH3 OCH3	OH OAc	CH3 CH3 CH3	
C3H5CH2 C3H5CH2 C3H5CH2	OCH3	H DAc	CH3 CH3 C2H5	
C3H5CH2 C3H5CH2 C3H5CH2	OH C	DAc i	i-C3A7 - C3H 5 C2H5 i-C3H7	
CH3 CH3 CH3	OH C)H (H3 H3 H3	
CH3 CH3 CH3	OAc C)H (H3 H3 H3	
CH3 CH3 CH3	OCH3 O	H C	H3 H3	
CH3 CH3 CH3		H C	2H5 C3H7	
ČH3 ČH3	ОН О	H n- H i-	C3H7 C4H9 C4H9	
J. 13	$O_{i1} = O_{i}$	Ac C	2H5	۰

R1		-	THE PERSON NAMED IN		
CH2CHCH2 OH OAc CH3 CH2CHCH2 OH OCH3 CH3 CH2CHCH2 OAc OH CH3 CH2CHCH2 OAc OCH3 CH3 CH2CHCH2 OAc OCH3 CH3 CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH3 CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH n-C3H7 CH2CHCH2 OH OH n-C4H9 CH2CHCH2 OH OH n-C4H9 CH2CHCH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3			R3	R4	
CH2CHCH2 OH OCH3 CH3 CH2CHCH2 OAc OH CH3 CH2CHCH2 OAc OAc CH3 CH2CHCH2 OAc OCH3 CH3 CH2CHCH2 OCH3 OH CH3 CH2CHCH2 OCH3 OAc CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH n-C3H7 CH2CHCH2 OH OH n-C4H9 CH2CHCH2 OH OH n-C4H9 CH2CHCH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 <			OH	CH3	
CH2CHCH2 OAc OH CH3 CH2CHCH2 OAc OAc CH3 CH2CHCH2 OAc OCH3 CH3 CH2CHCH2 OCH3 OH CH3 CH2CHCH2 OCH3 OAc CH3 CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OA CH3 PhCH2CH2 OH OA CH3 PhCH2CH2 OA OA CH3 PhCH2CH2 OA OA CH3 PhCH2CH2 OA OA CH3 PhCH2CH2 OCH3 OA CH3 PhCH2CH2 OH OH			OAc	CH3	~
CH2CHCH2 OAc OAc OAc CH3 CH2CHCH2 OAc OCH3 CH3 CH2CHCH2 OCH3 OH CH3 CH2CHCH2 OCH3 OAc CH3 CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH In-C3H7 PhCH2CH2 OH OH <td></td> <td></td> <td>TOCH</td> <td>GCH3</td> <td>-</td>			TOCH	GCH3	-
CH2CHCH2 OAc OCH3 CH3 CH2CHCH2 OCH3 OH CH3 CH2CHCH2 OCH3 OAc CH3 CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH In-C3H7 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OAc C2H5 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3			OH	CH3	7
CH2CHCH2			OAc	CH3	-
CH2CHCH2 OCH3 OAc CH3 CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH In-C3H7 CH2CHCH2 OH OH In-C3H7 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH CH3 CH2CHCH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3				3 CH3	-
CH2CHCH2				CH3	1
CH2CHCH2 OH OH C2H5 CH2CHCH2 OH OH In-C3H7 CH2CHCH2 OH OH In-C3H7 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH In-C4H9 CH2CHCH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OAC C2H5 PhCH2CH2 OH OAC CH3 PhCH2CH2 OH OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAC OH CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH In-C3H7 PhCH2CH2 OH OH In-C4H9 PhCH2CH2 OH OH In-C4H9				CH3	1
CH2CHCH2			3 OCH		1
CH2CHCH2 OH OH i-C3H7 CH2CHCH2 OH OH i-C3H7 CH2CHCH2 OH OH i-C4H9 CH2CHCH2 OH OH i-C4H9 CH2CHCH2 OH OAC C2H5 PhCH2CH2 OH OAC CH3 PhCH2CH2 OH OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAC OH CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9			OH.	C2H3	1
CH2CHCH2 OH OH n-C4H9 CH2CHCH2 OH OH i-C4H9 CH2CHCH2 OH OAc C2H5 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OH CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OAC CH3 PhCH2CH2 OAC OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		OH	OH	n-C3H7	1
CH2CHCH2 OH OH 1- C4H9 CH2CHCH2 OH OAc C2H5 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAC OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAC CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH I- C4H9	CH2CHCH2	JOH.	OH	1- C3H7	1
CH2CHCH2	CH2CHCH2	1	OH	n-C4H9	1
PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAc OH CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H3 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		1	OH	1- C4H9	i
PhCH2CH2 OH OAc CH3 PhCH2CH2 OH OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAc OH CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9			1	C2H5	1
PhCH2CH2 OH OCH3 CH3 PhCH2CH2 OAc OH CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9			OH	CH3	1
PhCH2CH2 OAc OH CH3 PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9			OAc	CH3	1
PhCH2CH2 OAc OAc CH3 PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		4-11	OCH3	CH3	1
PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3 PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H5 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		OAc	OH	CH3	1
PhCH2CH2 OCH3 OH CH3 PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3 PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3 PhCH2CH2 OH OH C2H3 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		OAc	OAc	CH3	
PhCH2CH2 ÖCH3 ÖAc CH3 PhCH2CH2 ÖCH3 ÖCH3 CH3 PhCH2CH2 ÖH ÖH C2H3 PhCH2CH2 ÖH ÖH n-C3H7 PhCH2CH2 ÖH ÖH i-C3H7 PhCH2CH2 ÖH ÖH n-C4H9 PhCH2CH2 ÖH ÖH i-C4H9		4		CH3	ĺ
PhCH2CH2 ÖCH3 ÖCH3 ÖH3 PhCH2CH2 ÖH ÖH ÖH ÖH PhCH2CH2 ÖH ÖH in-C3H7 PhCH2CH2 ÖH ÖH in-C4H9 PhCH2CH2 ÖH ÖH in-C4H9 PhCH2CH2 ÖH ÖH in-C4H9		1	1 ~ ~ ~	CH3	t
PhCH2CH2 OH OH C2H3 PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		OCH3	OAc	CH3	ſ
PhCH2CH2 OH OH n-C3H7 PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		OCH3	OCH3	CH3	
PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9	PhCH2CH2	OH	ŌН	C2H5	l
PhCH2CH2 OH OH i-C3H7 PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9	PhCH2CH2	OH	ОH	n-C3H7	
PhCH2CH2 OH OH n-C4H9 PhCH2CH2 OH OH i-C4H9		OH	OH		
PhCH2CH2 OH OH i- C4H9	PhCH2CH2	OH			
MYGRESS	PhCH2CH2				
7.10	PhCH2CH2	HO			

表2の続き

P.	Ta	T	T
R1	R2	R3	R4
Н	H	TH	LCH3
H	H	H	C2H5
H	H	H	_n-C3H7_
H.	H	TH.	i- C3H7
H	H	H	n-C4H9
HH	H	H	i- C4H9
CH3	H	H_	CH3
L_H	CH3	I.H.	CH3
L_H	H	CH3	CH3
CH3	H	H	C2H5
ci	LH.	I H	CH3
H	CI	H	CH3
H	H	ČĪ	CH3
ČĪ	H	H	C2H5
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
H	H	Br	CH3
Br	H	H	C2H5
E	H	H	CH3
H	F	Н	CH3
H	H	F	CH3
F	H	H	C2H5
CF3	H	H	CH3
H	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
CF3	Ĥ	H	C2H5
ÇN	Ĥ	H	CH3
H	CN	H	CH3
H	Ĥ	CN	ČH3
ČÑ	Ĥ	H	C2H5
CIT	1,1	17	CAN

	1		T
RI	R2	R3 ·	R4
H	H	H	CH3
H	H	[H]	I C2H5
H	H	H	n-C3H7
H	H	'H	1-C3H7
17TH	H	H	n-C4H9
H	H	H	i- C4H9
CH3	H	H	CA3
HH	CH3	H	CH3
Ĥ	H	CH3	CH3
CH31	H	H	C2H3
CH3 Cl	H	H	CH3
H	ā	H	CH3
H	H	CI	CH3
ĊĪ	H	H	C2H5
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CR3"
H	Н	Br	CH3
Br	H	H	C2H5
F	H	Ĥ	CH3
H	끝	Ĥ	CH3
ii	Ĥ	F	CH3
F	H+	• • • • • • •	C2A3
CF3	#	Ĥ	CH3
H	CF3	:#∤	CH3
	H FC3+	. 13	
CF3 *		CF3	CH3
	H	H	C2H5
CN	H.]	-盽	CH3
<u>H</u>	CN	H	CH3
Н	H	CN	CH3
ĊŇ	H	H	C2H5

	-		
RI	R2	R3	R4
H	H	H	CH3
THII	H	H	C2H5
CH3	H	Н	CH3
	127.22	12	CTT2
H	CH3	П	CH3
H	H	CH3	CH3
H	CH3	CH3	CH3
H	CH3	H	C2H5
H	CH3	H	n-C3H7
H	CH3	H	1-C3H7
Ĥ	CH3 CH3	Ħ	i- C3H7 n-C4H9
一	CH3	TT	i- C4H9
	4	<u></u>	
OCH3	H	H	CH3
H	OCH3	H	CH3
H	H	OCH3	CH3
H	OCH3	OCH3	CH3
H	OCH3	H	C2H5
H	OCH3	H	n-C3H7
Ĥ	ОСНЗ	H	1-C3H7
H		HIII.	n-C4H9
H	OCH3	H	i- C4H9
OH	H	H	CH3
H	OH	H	CH3
H	H	ОН	CH3
Ĉ	H	H	CH3
- 	Ĉi	급	CH2
	H	쓹	₩
<u> </u>		<u>니</u>	CH7
H	Cl	[CI]	CH3
H	Cl	Cl]	C2H5
H	CI	Ci I	n-C3H7
Н	Ci	ci i	n-C4H9

	A	The same	7
RI	R2	R3	R4
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
H	H	Br	CH3
H	Br	Br	CH3
H	Br	Br	C2H5
F	H	H	CH3
H	F	H	CH3
H	H	F	CH3
H	F	F	CH3
H	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
H	NO2	H	CH3
H	H	NO2	CH3
CF3	H	H	CH3
H	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
Ĥ	H	CF3	C2H5
H	H	CF3	n-C3H7
. Н Н	H	CH3	i- C3H7
H	H	CF3	n-C4H9
H	H	CF3	i- C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H	CH3
Н	H	OCF3	CH3
H	OCF3	H	C2H5
H	OCF3	H	n-C3H7
Ĥ	OCF3	H	i- C3H7
H	OCF3	H 1	n-C4H9
H	OCF3	H	7- C4H9

Di	R2	R3	R4
RI			
H	H	H	CH3
H	\mathbb{H}	H	C2H5
CH3	H	H	CH3
H	СНЗ	H	CH3
	<u> </u>	CX 72 "	CH3
<u>H</u>	<u>H</u>	CH3 CH3	CU3
_H	CH3		CH3
H	CH3	H	C2H5
H H	CH3	H	n-C3H7
Ĥ	CH3	H	i- C3H7
		Ĥ	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
H	CH3		i- C4H9
H	CH3	H	1- (4119
OCH3	H	H	CH3
H	OCH3	H	CH3
Ĥ	H	OCH3	CH3
Ĥ	OCH3	OCH3	7413 T
	,		C2H5
H	OCH3	H	
H	OCH3	H	n-C3H7
H	OCH3	H	i- C3H7
H	OCH3	H	n-C4H9
H	OCH3	H	i- C4H9
ОН	H	H	CH3
	1277 - ·	H	CH3
H	OH.		CH3
H	H	ОН	1223
L CI	H H	<u>H</u>	CH3
H	<u> ĉi</u>	H H	CH3
H	H	TCI	ICH3
ŀ-₩	1篇	127	CH3
ļ. <u>Ģ</u>	12d	사장	77745
ļ. <u>H</u>		ğ	TCZTI)
H	JCI	Ci Ci	n-C3H7
H	Ci Ci	CI	n-C4H9

Mary Control		-	
RI	R2	R3	R4
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
Ĥ	Ĥ	Br	CH3
H	Br	Br	CH3
"H""	Br	Br]	C2B3
F	H F	H	CH3
H		Ĥ	CH3
H	H	F	CH3
H	F	F]	CH3
Н	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
H	NO2	Ĥ	CH3
Ĥ	H	NO2	CH3
CF3	H	H	CH3
H H	CF3	H	CH3-
H	H	CF3	CH3 C2H5
H	H	CF3	
H	H	CF3	n-C3H7
<u>H</u>	H.	CH3	i- C3H7
H H	H	CF3	ローし4.ロフ
H	H	CF3	i- C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H.	CH3
H	H	OCF3	CH3
H	OCF3	H	C2H5
Ĥ	OCF3	H	n-C3H7
H	OCF3	H	i- C3H7
H	OCF3	H	n-C4H9
H	OCF3	H	7- C4H9

RI	R2		R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH.	OCH3	
C3H5CH2	OH	Ĥ	CH3
C3H5CH2 C3H5CH2	OAc	ОН	CH3
C3H5CH2		OAc	CH3
C3H5CH2		OCH3 H	CH3 CH3
C3H5CH2		OH	CH3
C3H5CH2	OCH3	~~~~	CH3
C3H5CH2			CHI
C3H5CH2			CH3
C3H5CH2			C2H5
C3H5CH2			n-C3H7
C3H5CH2			i- C3H 5
C3H5CH2		<u> </u>	C2H5
C3H5CH2 CH3			n-C3H7
			CHI
CH3 CH3		DAc DCH3	CH3
ČH3			CH3
CH3			CH3
CH3	~~~~~~~		CH3
CH3			CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3 C	CH3	CH3
CH3			C2H5
CH3			-C3H7
CH3)H	C3H7
CH3		H	-C4H9
CH3 CH3			C4H9
CUZ	UH : C	Ac C	2H5

	7	7	
R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	TOH	CH3
CH2CHCH2]OH	TOAc	CH3
CH2CHCH2]OH	TOCH	3 CH3
CH2CHCH2	OAc	OH	CH3
CH2CHCH2]OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH:	
CH2CHCH2	OCH		CH3
CH2CHCH2	OCH:		CH3
CH2CHCH2	OCH		1
CH2CHCH2	ОН	ОН	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH.	OH	[i- C3H7]
CH2CHCH2	OH.	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	1- C4H91
CH2CHCH2	OH	OAc	C2R5
PhCH2CH2	OH	OH	CAB
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	1
PhCH2CH2	OAc	ОН	CH3
PhCH2CH2	OAc_	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	i- C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	n-C4H9
hCH2CH2	ОН	OH	i- C4H9
水CH2CH2-	OH -	OAc	C2H5
THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN			

RI	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	
C3H5CH2	OH	Ĥ	CH3
C3H5CH2	OAc	ЮH	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	ŎН	CH3
C3H5CH2	OCH3	OAc	CH3
C3H5CH2	OCH3		CH3
C3H5CH2	OCH3		CH3
C3H5CH2		ÖAc	C2H5
C3H5CH2	OH	OAc	n-C3H7
C3H5CH2	OH	OAc	i- C3H 5
C3H5CH2			C2H5
C3H5CH2	OH	ÖCH3	n-C3H7
CH3 CH3	OH	OH	CH3
CH3	OH	ÖAc	CH3
CH3		OCH3	CH3
CH3		ОH	CH3
CH3	OAc.	ŎĀc	CH3
CH3	OAc	OCH3	CH3
CH3	OCH3		CH3
CH3	OCH3	ÖAc	CH3
CH3	OCH3	OCH3	CH3
CH3		OH	C2H5
CH3	OH	ОH	n-C3H7
CH3		OH	i- C3H7
CH3		ŎĦ	n-C4H9
CH3		ŌН	i- C4H9
CH3		OAc	C2H5

-			1
R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	OH	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH.	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	1- C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	1- C4H9
CH2CHCH2	OH	OAc	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	CA3
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	i- C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	n-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	i- C4H9
PhCH2CH2	OH	OAc	C2H3

$$R_2$$
 R_3
 R_4
 R_4
 R_4
 R_4
 R_4

		THE RESERVE TO THE PERSON NAMED IN	
RI	R2	R3	R4
Br	H	H	CH3
H	Br	H	TCH3
H	H	Br	CH3
H	Br	Br	CH3
H	Br	Br	TC2H5
IF	H	H	CH3
H	F	H	CH3
H	H	F	CH3
H	F	F	CA3
H	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
H	NO2	Ĥ	CH3
H	H	NO2	CH3
CF3	H	H	CR3
Н	CF3	H	CH3
H	H	CF3	CH3
H	H	CF3	C2H5
H	H	CF3	n-C3H7
H	H	CH3	1= C3H7 -
H	H	CF3	n-C4H9
H	H	CF3	i- C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H	CH3
H	H	OCF3	CH3
H	OCF3	H	C2H5
H	OCF3	Ĥ	n-C3H7
H	OCF3	H	i- C3H7
H	OCF3	H	n-C4H9
Н	OCF3	H	i- C4H9
	-	_	

R1 R2 R3 R4 H H H CH3 H CH3 H CH3 H CH3 H CH3 H CH3 CH3 CH3 H CH3 CH3 CH3 H CH3 H CC2H	5
H H H C2H CH3 H H CH3 H CH3 H CH3 H H CH3 CH3 H CH3 CH3 CH3	5
CH3 H H CH3 H CH3 H CH3 H CH3 CH3 CH3	
H CH3 H CH3 H CH3 CH3 CH3	5
H CH3 CH3 CH3	5
THTT CH3 CH3 CH3	5
	5
H CH3 H n-C3	H7
H CH3 H i- C3	
H CH3 H n-C4	H9
H CH3 H i- C4	H9
оснз н н снз	01
н оснз н снз	
н н оснз снз	1
н оснз оснз снз	1
H OCH3 H C2H	5 1
Н ОСНЗ Н п-С3	
	H7
	H9 1
	H9
ОН Н Н СНЗ	1
н он н снз	1
н н он снз	1
Ci H H CH3	1
H Ci H CH3	1
H H CH	1
H CI CI CH3	1
H CI CI C2H5	1
H CI CI n-C3I	
H Cl Cl n-C4I	

R1	R2	R3	R4
Br	H	H	CH3
H	Br	H	CH3
H	H	Br	CH3
H	Br	B	CH3
H	Br	Br	C2H5
F	H	H	CH3
H	F	H	CH3
H	H	F F	CH3
H	F	E	CH3
H	F	F	C2H5
NO2	H	H	CH3
H	NO2	H	CH3
H	H	NO2	CH3
CF3	H	H	CH3
H	CF3	Ĥ	CH3
H	H	CF3	CH3 CH3
H	H	ĊŦ3	C2H5
H	Ĥ	CF3	n-C3H7
H	H	CH3	1- C3H7
H	H	CF3	n-C4H9
H	H	CF3	i- C4H9
OCF3	H	H	CH3
H	OCF3	H	CH3
Н	H	OCF3	CH3
Ĥ	OCF3	Ĥ	C2H5
Ĥ	OCF3	Ĥ	n-C3H7
H	OCF3	Ĥ	i- C3H7
H		H	n-C4H9
H	OCF3	Ĥ	i- C4H9
H	OCF3	п	1- C4HY

$$R_1$$
 R_2
 R_3
 R_4
 CF_3

R1 R2 R3 P4	
CH2CHCH2 OH OH CH	3
CH2CHCH2 OH OAC CH	3
CH2CHCH2 OH OCH3 CH	
CH2CHCH2 OAC OH CH	
CH2CHCH2 OAC OAC CH	
CH2CHCH2 OAC OCH3 CH	_
CH2CHCH2 OCH3 OH CH	
CH2CHCH2 OCH3 OAc CH	
CH2CHCH2 OCH3 OCH3 CH	
CH2CHCH2 OH OH C2R	
CH2CHCH2 OH OH n-C	
CH2CHCH2 OH OH I	
CONTRACTOR OF THE CO	
CENTRAL OIL OIL IN-UA	
230020277777777	
10-00-00	2]
THE OF THE PARTY O]
C. A. C.	
PhCH2CH2 OAc OAc CH3	1
PhCH2CH2 OAc OCH3 CH3	1
PhCH2CH2 OCH3 OH CH3	
PhCH2CH2 OCH3 OAc CH3	
PhCH2CH2 OCH3 OCH3 CH3	1
PhCH2CH2 OH OH C2H5	1
PhCH2CH2 OH OH n-C3E	Ŧ71
hCH2CH2 OH OH I C31	771
hCH2CH2 OH OH n-C4F	
hCH2CH2 OH OH LC4F	
TICHICHI OH TOAC CIAS	
Cally	_

$$R_1$$
 R_2
 R_3
 R_4
 CF_3

-	purchase and	7	The state of the s
R1	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH		CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	
C3H5CH2	OH]H	CH3
C3H5CH2	OAc	OH	CH3
C3H5CH2	OAc	OAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3		CH3
C3H5CH2	OCH3		CH3
C3H5CH2	LOCH3		CH3
C3H5CH2	OCH3	Ĥ	CH3
C3H5CH2		UAC	C2H5
C3H5CH2	OH		n-C3H7]
C3H5CH2			i- C3H 5
C3H5CH2			C2H5
C3H5CH2		Acres and the second	n-C3H7
CH3 CH3 CH3 CH3			CH3]
CH3			CH3
CH3		OCH3	
1			CH3
CH3			CH3
CH3			CH3
CH3 CH3	OCH3		CH3
	100	- 1	CH3
CH3 CH3			CH3
CH3 CH3			C2H5
CH3			-C3H7
CH3	4		C3H7
			-C4H9
CH3			C4H9
CH3	OH (DAC (2H5

ľ		-	-	The second second second	-
I	RI	R2	R3	R4	
I	CH2CHCH2	OH	OH	CH3	
ж.	CH2CHCH2]OH	OAc	CH3	
	CH2CHCH2]OH	OCH		1
	CH2CHCH2	OAc	OH	CH3	•
	CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3	
ж-	CH2CHCH2	OAc	OCH		1
B.	CH2CHCH2	OCH	3 OH	CH3	
٠.	CH2CHCH2	OCH:	3 OAc	CH3]
	CH2CHCH2	OCH:			1
٠.	CH2CHCH2	OH	JOH.	C2H5]
L	CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7	1
L.	CH2CHCH2	OH	OH.	1- C3H7	1
L.	CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9	1
L"	CH2CHCH2	OH	OH	[i- C4H9	1
Ľ	CH2CHCH2	OH	OAc	[C2H3	1
т	hCH2CH2	OH	OH	CH3	1
-	hCH2CH2	OH	OAc	CH3	1
	hCH2CH2	OH	OCH:]
• •	hCH2CH2	OAc	OH	CH3	I
	hCH2CH2	QAc	OAc	CH3	1
	hCH2CH2	OAc	OCH:		l
	hCH2CH2	OCH3	OH	CH3	l
	hCH2CH2	OCH3	OAc	CH3	I
	hCH2CH2	OCH3	OCH3		Ĭ
	hCH2CH2	OH	OH	C2H5	
-	hCH2CH2	OH	OH	n-C3H7	
-	hCH2CH2	OH	OH	i- C3H7	l
-	hCH2CH2	OH	OH	n-C4H9	
	hCH2CH2	OH	OH	i- C4H9	
P	hCH2CH2"]	OH	OAc T	C2H5	
-			Marine and	-	

$$R_1$$
 N
 R_2
 N
 R_3
 R_4
 CH_3

T	1	
R2	R3	R4
		CH3
OH		CH3
OH		CH3
OAc		CH3
OAc	ŌAc	CH3
OAc	OCH3	CH3
OAc	H	CH3
OCH3	OH	CH3
OCH3	OAc	CH3
OCH3	OCH3	CH3
OCH3		
ОH	OAc	CH3 C2H5
OH	OAc	n-C3H7
OH	OAc	i- C3H 5
OH	OCH3	C2H5
OH	ÖCH3	n-C3H7
OH	OH -	CH3
ОH		CH3
OH	OCH3	CH3
OAc		CH3
ÖAc		CH3
	OCH3	CH3
OCH3	ŌН	CH3
OCH3	OAc	CH3
		CH3
		C2H5
		n-C3H7
		i- C3H7
		n-C4H9
		i- C4H9
		C2H5
	OH OH OAC OAC OAC OAC OCH3 OCH3 OCH3 OCH3 OCH OH	OH OAC OH OCH3 OH H OAC OH OAC OAC OAC OCH3 OAC H OCH3 OH OCH3 OAC OCH3 OCH3 OCH3 OCH3 OCH3 OCH3 OCH OAC OH OAC

R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	OAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	ОН	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i- C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	1- C4H9
CH2CHCH2	OH	OAc	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	CAB
PhCH2CH2	OH	OAc	CH3
PhCH2CA2	OH.	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	ОH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH	OH	n-C3H7
PhCH2CH2	OH	ŌН	i- C3H7
PhCH2CH2	OH		n-C4H9
PhCH2CH2	OH	OH	i- C4H9
PhCH2CH2	ਹਜ਼ -	UAC	C2H5

	T-10-2-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-1	7	-
R1 ~	R2	R3	R4
C3H5CH2	OH	OAc	CH3
C3H5CH2	OH	OCH3	CH3
C3H5CH2	ОH	H	CH3
C3H5CH2	OAc	ÓН	CH3
C3H5CH2	OAc	ŌAc	CH3
C3H5CH2	OAc	OCH3	CH3
C3H5CH2	OAc	H	CH3
C3H5CH2	OCH3	OH	CH3
C3H5CH2	OCH3	OAc	CH3
C3H5CH2		OCH3	CH3
C3H5CH2	OCH3	H_	CH3
C3H5CH2	OH	OAc	C2H5
C3H5CH2	ОH	ŌAc	n-C3H7
C3H5CH2	ОH	OAc	i- C3H 5
C3H5CH2	OH	OCH3	
C3H5CH2	OH	OCH3	n-C3H7
CH3		OH [CH3
CH3	W		CH3
CH3	ОH	OCH3[
CH3	OAc		CH3
CH3	OAc	ŎAc [CH3
CH3		OCH3	
CH3	OCH3	L	CH3
CH3			CH3
CH3			CH3
CH3			C2H5
CH3			n-C3H7
CH3			- C3H7
CH3		OH [n-C4H9
CH3		OH	- C4H9
CH3	OH	OAc (C2H5

		7	-
R1	R2	R3	R4
CH2CHCH2	OH	OH	CH3
CH2CHCH2	OH	ÖAc	CH3
CH2CHCH2	OH	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OAc	ОН	CH3
CH2CHCH2	OAc	OAc	CH3
CH2CHCH2	OAc	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OH	CH3
CH2CHCH2	оснз	OAc	CH3
CH2CHCH2	OCH3	OCH3	CH3
CH2CHCH2	OH	OH	C2H5
CH2CHCH2	OH	OH	n-C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	i- C3H7
CH2CHCH2	OH	OH	n-C4H9
CH2CHCH2	OH	OH	i- C4H9]
CH2CHCH2	OH	OAc	C2H3
PhCH2CH2	OH	OH	CH3
PhCH2CH2	ОН	OAc	CH3
PhCH2CH2	OH	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OAc	OH	CH3
PhCH2CH2	OAc	OAc	CH3
PhCH2CH2	OAc	OCH3	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OH	CH3
PhCH2CH2	OCH3	OAc	CH3
PhCH2CH2	OCH3		CH3
PhCH2CH2	OH	OH	C2H5
PhCH2CH2	OH		n-C3H7
PhCH2CH2	OH		i- C3H7
PhCH2CH2	OH	OH	n-C4H9
PhCH2CH2	OH		i- C4H9
PhCH2CH2	OH -	UAc	CZH5
	-		The same of the same of

本発明の一般式(III)で示される化合物は具体的には以下の方法で得ることができる。 一般的にはチャート 2 に示すように、一般式(IX)(R'、R'、R'、R'、R'、R'および A は一般式(III)の定義に同じ)で表される17位3 級アミンを、m ークロロ過安息香酸、過蟻酸、過酢酸、過安息香酸、トリフルオロ過酢酸、過マレイン酸および過フタル酸などの有機過酸で酸化することにより得ることができるがこれらに限られるものではない。

この酸化に用いる17位3級アミン体(IX)は、日本特許第2525552号に示される方法に従って製造することができる。17位3級アミン体(IX)を3級アミンNーオキシド体(III)に転化するのに使用できる酸化剤は多数存在する。mークロロ過安息香酸は一般的に迅速に反応してNーオキシドを生成するので便利である。しかしながら、その他の有機過でした。例えば過蟻酸、過酢酸、過安息香酸、トリフルオロ過酢酸、過マレイン酸および過フタール酸などを用いてもよい。あるいはまた、3級アミンを酸、例えば蟻酸、酢酸またはトリフルオロ酢酸に溶解し、そして3%~50%濃度、好ましくは30%~50%濃度の水性過酸化水素を添加することにより酸化剤を反応系内で生成させてもよい。溶媒としては、ハロゲン系溶媒、例えばメチレンクロリド、クロロホルム、または1,2-ジクロロエタン、あるいは芳香族系溶媒、例えばベンゼンまたはトルエン、あるいはエーテル系溶媒、例えばメチレンクロリド、クロロホルム、または1,2-ジクロロエタン、あるいは芳香族系溶媒、例えばベンゼンまたはトルエン、あるいはエーテル系溶媒、例えばメチルエーテルまたはテトラヒドロフラン、あるいはアルコール系溶媒、例えばメタノール、エタノール、プロパノール、または第3ブタノールを反応媒質として用いてもよい。

前述の如き有機過酸を用いる代わりに、過酸化水素などの過酸化物を用いてもよい。水性 過酸化水素を単独で3%~50%の濃度で用いてもよく、あるいは、それを前掲の例の如き 溶媒中で用いてもよい。使用し得るその他の酸化剤には、オゾン、第3ブチルヒドロペル オキシド、およびクメンヒドロペルオキシドが含まれる。

一般に、酸化剤は0 \mathbb{C} \sim 溶媒の沸点、より特定的には室温~溶媒の沸点の温度で、数分~3日間、より特定的には1時間~24時間用いられる。前記過酸化物は3 級アミン 1 当量に対し過酸化物 1 当量の割合で用いてもよく、あるいは例えば10%~100%過剰あるいはそれ以上の過剰の過酸化物を用いてもよい。反応終了時に過剰の過酸化物が存在している場合(ヨウ素・殿粉紙により極めて容易に検出される)には、無機還元剤例えば重亜硫酸ナトリウムまたは亜硫酸ナトリウム、金属触媒例えば炭素またはアルミナに担持した 5 %白金またはパラジウム、または有機還元剤、例えばジメチルスルフィドを添加することにより処理することができる。

3級アミンオキシドの製造に使用できるその他の酸化剤としては、溶媒(例えばクロロホルム、メチレンクロリド、フレオンまたはメタノール)中のオゾン、シリカゲルに吸着したオゾン、および所望により触媒例えばバナジウム化合物の存在下でのヒドロペルオキシド、例えば第3ブチルヒドロペルオキシドが挙げられる。

コストが重要となる場合、例えば工業規模で製造する場合、好ましい反応剤は第 3 ブタノールを溶媒とする30%~50%水性過酸化水素である。例えば数kgのモルヒナン誘導体(一般式 (IX)) は、それを沸騰第 3 ブタノール中の50%水性過酸化水素と2.5時間反応させることによりモルヒナン-N-オキシド誘導体(一般式 (III))に酸化することができる。

また、本 κ 受容体作動薬の一般式(IV)に示す化合物の中では、トランスー 2-(3,4-5) クロロフェニル)-N-メチル-N- [2-(1-ピロリジニル)シクロヘキシル]アセタミド、トランス-N-メチル-N- [2-(1-ピロリジニル)シクロヘキシル]ベンゾ [b] チオフェン-4-アセタミド、(5β , 7β , 8α)-3,4-ジクロロ-N-メチル-N- [7-(1-ピロリジニル)-1-オキサスピロ [4,5] デク-8-イル]ベンゼンアセタミド、(5β , 7β , 8α)-N-メチル-N- [7-(1-ピロリジニル)-1-オキサスピロ [4,5] デク-8-イル]ベンゾ [b] フラン-4-アセタミド、(5β ,

 7β ,8 α) -N-メチル-N-[7-(1-ピロリジニル) -1-オキサスピロ [4,5] デクー8-4ル] ベンゼンアセタミドが好ましい。これら一般式(IV)に示す κ 受容体作動薬は、J.Szmuszkovicz et al.,J.Med.Chem., κ 1125 (1982)、D.C.Horwell et al., U.S.Patent Appl.558737 (1983)、J.Szmuszkovicz et al.,Eur.Patent Appl.EP1266 12 (1984)、P.R.Halfpenny,D.C.Horwell et al.,J.Med.Chem., κ 3,286 (1990) に示される方法に従って製造することができる。

本 κ 受容体作動薬の一般式(V)に示す化合物の中では、メチル 4ー [(3.4ージクロロフェニル)アセチル] ー 3 ー [(1ーピロリジニル)メチル] ー 1ーピペラジンカルボキシレート、1ー [(4ートリフルオロメチルフェニル)アセチル] ー 2ー [(1ーピロリジニル)メチル] ピペリジン、1ー [(3.4ージクロロフェニル)アセチル] ー 2ー [(1ーピロリジニル)メチル] ピペリジン、1ー [(3.4ージクロロフェニル)アセチル] ー 4.4ーエチレンジオキシー 2ー [(1ーピロリジニル)メチル] ピペリジンが好ましい。これら一般式(V)に示す κ 受容体作動薬はA.Naylor et al.,J.Med.Chem., δ 6.207 5(1993)、V.Vecchietti et al.,J.Med.Chem., δ 6.397(1991)、ibid.Eur.Patent Ap pl.EP232,612(1987)、EP260,041(1988)、EP275,696(1988)、D.I.C.Scopes et al., J.Med.Chem., δ 6.490(1992)に示される方法に従って製造することができる。本 κ 受容体作動薬の一般式(VI)に示す化合物の中では、3ー(1ーピロリジニルメチル)ー4ー [5.6ージクロロー1ーインダンカルボニル] ーテトラヒドロー1,4ーチアジンが好ましい。これら一般式(VI)に示す κ 受容体作動薬は、WO 94/05646に示される方法に

本 κ 受容体作動薬の一般式 (VIII) に示す化合物の中では、 $2-(3,4-ジクロロフェニル)-N-メチル-N-[1-フェニル-2-(1-ピロリジニル) エチル] アセタミドが好ましい。これら一般式 (VII) に示す <math>\kappa$ 受容体作動薬は、J.J.Barlow et al.,J.Med: Chem.,34,3149 (1991) に示される方法に従って製造することができる。

従って製造することができる。

上記 κ 受容体作動薬の中で、一般式(I)、(III)、(IV)、(V)、(VI)および(V II)で表される物質に対する薬理学的に好ましい酸付加塩としては、塩酸塩、硫酸塩、硝酸塩、臭化水素酸塩、ヨウ化水素酸塩、リン酸塩等の無機酸塩、酢酸塩、乳酸塩、クエン酸塩、シュウ酸塩、グルタル酸塩、リンゴ酸塩、酒石酸塩、フマル酸塩、マンデル酸塩、マレイン酸塩、安息香酸塩、フタル酸塩等の有機カルボン酸塩、メタンスルホン酸塩、エタンスルホン酸塩、ベンセンスルホン酸塩、 pートルエンスルホン酸塩、カンファースルホン酸塩等の有機スルホン酸塩等があげられ、中でも塩酸塩、臭化水素酸塩、リン酸塩、酒石酸塩、メタンスルホン酸塩等が好まれるが、もちろんこれらに限られるものではない

これら κ 受容体作動薬は、医薬品用途にまで純化され、必要な安全性試験に合格した後、 そのまま、または公知の薬理学的に許容される酸、担体、賦形剤などと混合した医薬組成物として、経口または非経口的に投与することができる。

ル類等)、陽イオン性界面活性剤(好ましくは塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、塩化セチルピリジニウム等)、粉末類(好ましくは酸化亜鉛、亜鉛華デンプン、カオリン、次硝酸ビスマス、酸化チタン、二酸化チタン、イオウ、無水ケイ酸、タルク等)、保存剤(好ましくはパラオキシ安息香酸エステル、ソルビン酸、pークロローmーキシレノール、Irgasan,ヘキサクロロフェン等)、乳化剤(好ましくはアラビアゴム末、トラガント末、ベントナイト、カルボキシメチルセルロースナトリウム、メチルセルロース等)、湿潤剤(好ましくはグリセリン、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール、1,3ーブチレングリコール、ソルビトール、ポリピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、ヒアルロン酸ナトリウム、キチン誘導体、尿素、アミノ酸、糖アミノ酸等)を混合してベースとし、軟膏剤、クリーム剤、湿布剤、塗布剤、貼付剤等を調製するほか、外用液剤として用いることもできる。また、眼科用途としては点眼剤としても調製し得る

医薬組成物中の κ 受容体作動薬の含量は特に限定されないが、経口剤では 1 服用あたり通常 $0.1\,\mu$ g $\sim 1000\,\mathrm{mg}$ 、外用剤では 1 回塗布あたり通常 $0.001\,\mathrm{ng/m}^2\sim 10\,\mathrm{mg/m}^2$ となるよう に調製される。

【実施例】

以下、本発明を実施例に基づきより具体的に説明する。ただし、下記実施例は例示のためにのみ記載するものであり、いかなる意味においてもこれに限定されない。

実施例1

17-シクロプロピルメチル-3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α - エポキシ-17-メチル-6 β - (N-メチルートランス-3 - (3-フリル) アクリルアミド) モルヒナニウム・ヨウ化物塩 1

 $17-シクロプロピルメチルー3,14 \beta$ $-ジヒドロキシー4,5 \alpha$ - エポキシー6 β - (N-メチルートランスー3ー (3-フリル)アクリルアミド)モルヒナン2.0699g(4.3nmol)、酢酸エチル60ml、メタノール6ml、ヨウ化メチル1.3mlを封管容器に加え、100 $^{\circ}$ 、封管下4日間撹拌した。反応溶液にメタノール60mlを加え、析出した固体を溶解後、濃縮し、得られた残渣に蒸留水400mlを加えた。この水溶液をクロロホルム(100ml×7)で洗浄後、水層を濃縮し得られた残渣を酢酸エチルーメタノールで再結晶し、得られた結晶を蒸留水500mlで溶解した。この水溶液をクロロホルム(100ml×3)で洗浄後、水層を濃縮し得られた残渣をメタノールで3回の再結晶をおこない、表題の化合物102mgが得られた。

mp 202.40-207.9℃ (分解)

NMR (500MHz,DMSO-d6)

 $\delta = 0.38 \; (1\,\text{H,m}) \; , 0.60 \; (1\,\text{H,m}) \; , 0.70 \; (1\,\text{H,m}) \; , 0.78 \; (1\,\text{H,m}) \; , 1.23 \; (1.4\,\text{H,m}) \; , 1.32 \; (0.6\,\text{H,m}) \; , 1.40 - 1.62 \; (2\,\text{H,m}) \; , 1.73 \; (1\,\text{H,m}) \; , 1.97 - 2.22 \; (1\,\text{H,m}) \; , 2.63 \; (1\,\text{H,m}) \; , 2.75 \; (1\,\text{H,m}) \; , 2.84 - 2.95 \; (1\,\text{H,m}) \; , 2.87 \; (1.8\,\text{H,s}) \; , 3.02 - 3.20 \; (1\,\text{H,m}) \; , 3.10 \; (1.2\,\text{H,s}) \; , 3.22 - 3.3 \; (1\,\text{H,m}) \; , 3.44 - 3.70 \; (1.6\,\text{H,m}) \; , 3.58 \; (3\,\text{H,s}) \; , 3.85 \; (2\,\text{H,m}) \; , 4.18 \; (0.4\,\text{H,m}) \; , 4.80 \; (0.6\,\text{H,d,J} = 7.8\,\text{Hz}) \; , 4.88 \; (0.4\,\text{H,d,J} = 8.3\,\text{Hz}) \; , 5.86 \; (0.4\,\text{H,br} \; s) \; , 5.93 \; (0.6\,\text{H,br} \; s) \; , 6.36 \; (0.6\,\text{H,d,J} = 15.6\,\text{Hz}) \; , 6.63 \; (0.6\,\text{H,s}) \; , 6.71 \; (1\,\text{H,s}) \; , 6.77 \; (0.4\,\text{H,d,J} = 8.3\,\text{Hz}) \; , 6.84 \; (0.6\,\text{H,d,J} = 7.8\,\text{Hz}) \; , 6.89 \; (0.4\,\text{H,d,J} = 15.1\,\text{Hz}) \; , 6.99 \; (0.4\,\text{H,s}) \; , 7.23 \; (0.6\,\text{H,d,J} = 15.6\,\text{Hz}) \; , 7.36 \; (0.4\,\text{H,d,J} = 15.1\,\text{Hz}) \; , 7.66 \; (0.6\,\text{H,s}) \; , 7.72 \; (0.4\,\text{H,s}) \; , 7.92 \; (0.6\,\text{H,s}) \; , 8.03 \; (0.4\,\text{H,s}) \; , 9.33 \; (0.4\,\text{H,s}) \; , 9.72 \; (0.6\,\text{H,s}) \; . \\ \text{IR} \; (\,\text{KBr}) \;$

 ν 3460,1649,1595,1454,1410,1321,1158,1139,596cm

Mass (FAB)

m/z 491 (M+H) '.

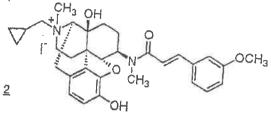
元素分析値 Ca.HaiNiOiL · 0.5HiOとして

計算值:C,55.51;H,5.78;N,4.46;I,20.22.

実測值:C,55.50;H,5.86;N,4.45;I,20.23.

実施例 2

17-シクロプロピルメチル-3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α -エポキシ-17-メチル-6 β - (N-メチル<math>-3-メトキシシンナムアミド) モルヒナニウム・ヨウ化物塩 2



17-シクロプロピルメチル-3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α -エポキシ-6 β - (N - メトー 3 - メトキシシンナムアミド)モルヒナン2.0014 g (3.9 m m o l) 、テトラヒドロフラン40 m l、ヨウ化メチル1.3 m lを封管容器に加え、 $100 \, ^{\circ} ^{\circ}$ 、封管下 8 日間撹拌した。反 応溶液にメタノール60 m lを加え、析出した固体を溶解後、濃縮し、得られた残渣をクロロホルムーメタノール混合液120 m l で溶解し、蒸留水 $200 m l \times 3$ で抽出した。水層を濃縮し得られた残渣をメタノール-蒸留水で 4 回の再結晶をおこない、表題の化合物295 m g が得られた。mp $176.0-183.0 \, ^{\circ} ^{\circ}$ (分解)

NMR (600MHz, DMS0 - d6)

 $\delta = 0.37 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 0.60 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 0.70 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 0.77 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 1.23 \ (1.4\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 1.35 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 1.43 - 1.63 \ (2\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 1.74 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 2.02 - 2.22 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 2.62 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 2.75 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 2.83 - 2.96 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 2.90 \ (1.8\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.04 - 3.19 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 3.15 \ (1.2\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.23 - 3.3 \ 5 \ (1\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 3.50 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.53 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.59 \ (3\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.68 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 3.78 \ (1.8\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.80 \ (1.2\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 3.85 \ (2\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 4.21 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 4.82 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=7.9\,\mathrm{Hz}) \ , 4.89 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=8.2\,\mathrm{Hz}) \ , 5.87 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{br}\ \mathrm{s}) \ , 5.94 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{br}\ \mathrm{s}) \ , 6.63 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=15.0\,\mathrm{Hz}) \ , 6.72 \ (0.8\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 6.76 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=8.2\,\mathrm{Hz}) \ , 6.81 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=8.2\,\mathrm{Hz}) \ , 6.92 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=8.2 \ \mathrm{and} \ 2.1\,\mathrm{Hz}) \ , 6.96 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{d},\mathrm{J}=8.2 \ \mathrm{and} \ 2.1\,\mathrm{Hz}) \ , 7.00 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 7.09 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=7.6\,\mathrm{Hz}) \ , 7.17 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=15.3\,\mathrm{Hz}) \ , 7.24 - 7.30 \ (2\,\mathrm{H},\mathrm{m}) \ , 7.33 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{t},\mathrm{J}=7.9\,\mathrm{Hz}) \ , 7.42 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{d},\mathrm{J}=15.3\,\mathrm{Hz}) \ , 9.35 \ (0.4\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ , 9.63 \ (0.6\,\mathrm{H},\mathrm{s}) \ .$

IR (KBr)

v 3410,1642,1595,1491,1460,1410,1321,1274,857,793cm

Mass (FAB)

m/z 531 (M+H).

元素分析値 C₁₁H₁₁N₁O₁・I₁・0.3H₂Oとして

計算值:C,57.89;H,6.01;N,4.22;I,19.11.

実測值:C,57.80;H,5.86;N,4.22;I,19.14.

実施例3

17-シクロプロピルメチル $-4,5\alpha$ - エポキシ $-3,14\beta$ - ジヒドロキシ -6β - [N- チルートランス-3- (3- フリル) アクリルアミド] モルヒナン- N- オキシド 3

17-シクロプロピルメチルー $4,5\alpha$ ーエポキシー $3,14\beta$ ージヒドロキシー 6β ー [Nーメチルートランスー3 ー (3 ーフリル) アクリルアミド] モルヒナン600mg (1.26mmol) をテトラヒドロフラン30mlに溶解し、この溶液に 0 ∞ にてm ークロロ安息香酸348mgをテトラヒドロフラン8mlに溶解した溶液を15分間かけて少量ずつ滴下した。滴下終了後、この反応溶液を室温で約 1 時間30分撹拌した後、クロロホルム/メタノール= (4:1) 混合液を加え、反応溶液中に析出した固体を溶解した。この溶液を濃縮し、得られた残渣をカラムクロマトグラフィー [塩基性アルミナ20g:クロロホルム/メタノール($10:0 \rightarrow 10:1$)] で精製後、酢酸エチルーメタノールで再結晶し、表題の化合物473mg(収率:76%)が得られた。

mp 238-239.8℃ (分解)

NMR (600MHz,CDCl₁)

 $\delta \quad 0.38 \ (1\,\text{H,m}) \ , 0.45 \ (1\,\text{H,m}) \ , 0.76 \ (2\,\text{H,m}) \ , 1.34 \ (1\,\text{H,m}) \ , 1.46 \ (1\,\text{H,m}) \ , 1.61 \ (2\,\text{H,m}) \ , 1.76 \ (1\,\text{H,m}) \ , 2.25 \ (0.2\,\text{H,m}) \ , 2.42 \ (0.8\,\text{H,m}) \ , 2.90 - 3.03 \ (1\,\text{H,m}) \ , 3.05 \ (2.4\,\text{H,s}) \ , \\ 3.06 - 3.22 \ (4.6\,\text{H,m}) \ , 3.41 \ (2\,\text{H,m}) \ , 3.72 \ (0.8\,\text{H,m}) \ , 3.79 \ (1\,\text{H,m}) \ , 4.58 \ (0.2\,\text{H,m}) \ , 4.6 \\ 7 \ (0.8\,\text{H,d,J} = 7.0\,\text{Hz}) \ , 4.75 \ (0.2\,\text{H,d,J} = 7.0\,\text{Hz}) \ , 6.35 \ (0.8\,\text{H,d,J} = 15.3\,\text{Hz}) \ , 6.59 \ (0.2\,\text{H}) \ , \\ d_J = 8.2\,\text{Hz}) \ , 6.61 \ (0.2\,\text{H,d,J} = 15.3\,\text{Hz}) \ , 6.64 \ (0.8\,\text{H,d,J} = 8.2\,\text{Hz}) \ , 6.68 \ (0.8\,\text{H,s}) \ , 6. \\ 83 \ (0.2\,\text{H,d,J} = 8.2\,\text{Hz}) \ , 6.91 \ (0.8\,\text{H,d,J} = 8.2\,\text{Hz}) \ , 7.32 \ (0.8\,\text{H,d,J} = 15.3\,\text{Hz}) \ , 7.33 \ (1\,\text{H,s}) \ , 7.38 \ (0.8\,\text{H,s}) \ , 7.43 \ (0.2\,\text{H,s}) \ , 7.55 \ (0.2\,\text{H,d,J} = 15.3\,\text{Hz}) \ , 7.62 \ (0.2\,\text{H,s}) \ , 9.49 \ (1\,\text{H,br s}) \ , 12.12 \ (1\,\text{H,br s}) \ . \\ \end{cases}$

IR (KBr)

ν 3420,1653,1605,1504,1408,1321,1160,872cm⁻¹

Mass (FAB)

m/z 493 (M+H).

元素分析値 CnHn:NiOi・0.2Ac0Etとして

計算值:C.67.80;H.6.64;N.5.49.

実測值:C.67.80;H,6.67;N,5.65.

実施例 4

17-シクロプロピルメチルー $4,5\alpha$ ーエポキシー $3,14\beta$ ージヒドロキシー 6β ー (N ーメチルー3 ーメトキシシンナムアミド) モルヒナンーN ーオキシド 4

17-シクロプロピルメチルー $4,5\alpha$ ーエポキシー $3,14\beta$ ージヒドロキシー 6β ー (N ーメチルー3 ーメトキシシンナムアミド) モルヒナン405mgをテトラヒドロフラン20mlに溶解し、0 ℃にてm ークロロ安息香酸225mgをテトラヒドロフラン5mlに溶解した溶液を10分間かけて少量ずつ滴下した。滴下終了後、この反応溶液を室温で約40分撹拌した後、反応溶液を濃縮し、残渣を塩基性アルミナ20gを用いてカラムクロマトグラフィーに付し、酢酸エチル/メタノールで再結晶し、表題の化合物329mg(収率:79%)を得た。

mp 234-236.8℃ (分解)

NMR (600MHz,CDCl₃)

 $\delta \quad 0.35 \ (1\text{H,m}) \ , 0.42 \ (1\text{H,m}) \ , 0.74 \ (2\text{H,m}) \ , 1.34 \ (1\text{H,m}) \ , 1.45 \ (1\text{H,m}) \ , 1.61 \ (2\text{H,m}) \ , 1.72 \ (1\text{H,m}) \ , 1.81 \ (2\text{H,m}) \ , 2.24 \ (0.3\text{H,m}) \ , 2.41 \ (0.7\text{H,m}) \ , 2.86 - 2.97 \ (1\text{H,m}) \ , 2.97 - 3.14 \ (2\text{H,m}) \ , 3.06 \ (2.1\text{H,s}) \ , 3.15 \ (0.9\text{H,s}) \ , 3.32 - 3.44 \ (2\text{H,m}) \ , 3.70 - 3.80 \ (1.7\text{H,m}) \ , 3.83 \ (3\text{H,s}) \ , 4.62 \ (0.3\text{H,m}) \ , 4.70 \ (1\text{H,d,J} = 7.9\text{Hz}) \ , 6.57 - 6.68 \ (0.7\text{H,m}) \ , 6.58 \ (0.3\text{H,d,J} = 7.9\text{Hz}) \ , 6.62 \ (0.7\text{H,d,J} = 8.2\text{Hz}) \ , 6.77 \ (0.7\text{H,dd,J} = 8.2 \ \text{and} \ 2.1\text{Hz}) \ , 6.82 \ (0.3\text{H,d,J} = 8.2\text{Hz}) \ , 6.84 \ (0.7\text{H,d,J} = 8.2\text{Hz}) \ , 6.86 \ (1\text{H,d,J} = 15.6\text{Hz}) \ , 6.91 \ (0.3\text{H,d,J} = 8.2 \ \text{and} \ 2.1\text{Hz}) \ , 6.94 \ (0.7\text{H,d,J} = 7.3\text{Hz}) \ , 7.03 \ (0.3\text{H,s}) \ , 7.11 \ (0.3\text{H,d,J} = 7.6\text{Hz}) \ , 7.15 \ (0.7\text{H,t,J} = 7.9\text{Hz}) \ , 7.29 \ (0.3\text{H,t,J} = 7.9\text{Hz}) \ , 7.40 \ (0.7\text{H,d,J} = 15.6\text{Hz}) \ , 7.62 \ (0.3\text{H,d,J} = 15.3\text{Hz}) \ , 9.00 \ (1\text{H,br s}) \ , 12.15 \ (1\text{H,br s}) \ .$

IR (KBr)

ν 3420,1647,1593,1495,1408,1321,1160,917,855cm.

Mass (FAB)

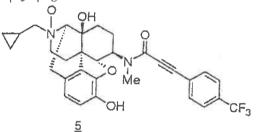
m/z 533 (M+H).

元素分析値 C₁₁H₁₁N₁O₁・0.3H₁Oとして

計算值:C.69.20;H,6.86;N,5.21.

実測值:C.69.11;H,6.87;N,5.21.

実施例5



17-シクロプロピルメチルー $4,5\alpha$ ーエポキシー $3,14\beta$ ージヒドロキシー 6β ー [N-メ チルー3 ー (4- トリフルオロメチルフェニル)プロピオルアミド] モルヒナン413mgをテトラヒドロフラン20mlに溶解し、0 ∞ にてm ークロロ安息香酸205mgをテトラヒドロフラン5mlに溶解した溶液を15分間かけて少量ずつ滴下した。滴下終了後、10 の反応溶液を室温で約 11 時間撹拌した後、反応溶液を濃縮し、残渣を塩基性アルミナ20gを用いてカラムクロマトグラフィーに付し、酢酸エチル/メタノールで再結晶、濾取、真空乾燥後、表題の化合物304mg(収率:74%)を得た。

mp 205-208℃ (分解)

NMR (600MHz,CDCl₁)

 $\delta \quad 0.37 \; (1\,\mathrm{H,m}) \; , 0.44 \; (1\,\mathrm{H,m}) \; , 0.76 \; (2\,\mathrm{H,m}) \; , 1.35 \; (0.2\,\mathrm{H,m}) \; , 1.47 \; (1.8\,\mathrm{H,m}) \; , 1.62 \; (2\,\mathrm{H,m}) \; , 1.75 \; (0.2\,\mathrm{H,m}) \; , 1.82 \; (0.8\,\mathrm{H,m}) \; , 2.27 \; (0.2\,\mathrm{H,m}) \; , 2.42 \; (0.8\,\mathrm{H,m}) \; , 2.92 \; (0.8\,\mathrm{H,m}) \; , 2.99 \; (0.2\,\mathrm{H,m}) \; , 3.02 - 3.12 \; (2\,\mathrm{H,m}) \; , 3.05 \; (2.4\,\mathrm{H,s}) \; , 3.12 - 3.22 \; (2\,\mathrm{H,m}) \; , 3.31 \; (0.6\,\mathrm{H,s}) \; , 3.40 \; (2\,\mathrm{H,m}) \; , 3.79 \; (1\,\mathrm{H,m}) \; , 4.22 \; (0.8\,\mathrm{H,m}) \; , 4.50 \; (0.2\,\mathrm{H,m}) \; , 4.74 \; (0.8\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=7.9\,\mathrm{Hz}) \; , 4.76 \; (0.2\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=7.9\,\mathrm{Hz}) \; , 6.00 - 7.20 \; (1\,\mathrm{H,br} \; \mathrm{s}) \; , 6.56 - 6.64 \; (1.8\,\mathrm{H,m}) \; , 6.83 \; (0.2\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=7.9\,\mathrm{Hz}) \; , 7.40 \; (1.6\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=7.9\,\mathrm{Hz}) \; , 7.55 \; (1.6\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=8.2\,\mathrm{Hz}) \; , 7.64 \; (0.4\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=8.5\,\mathrm{Hz}) \; , 7.66 \; (0.4\,\mathrm{H,d},\mathrm{J}=8.5\,\mathrm{Hz}) \; , 12.22 \; (1\,\mathrm{H,br} \; \mathrm{s}) \; .$

IR (KBr)

ν 3420,2224,1615,1506,1408,1325,1170,1129,1067cm⁻¹

Mass (FAB)

m/z 569 (M+H) .

元素分析値 C₁₁H₁₁N₁O₃F₁・0.2C₃H₁₁・0.1Ac0Etとして

計算值:C.65.89;H.5.80;N.4.71;F,9.59.

実測值:C,65.71;H,5.86;N,4.73;F,9.52.

実施例 6

17-シクロプロピルメチルー $4,5\alpha$ -エポキシー $3,14\beta$ -ジヒドロキシー 6β - [N-メチル-3-(3-メチルフェニル)プロピオルアミド]モルヒナン-N-オキシド6

17-シクロプロピルメチルー $4,5\alpha$ — エポキシー $3,14\beta$ — ジヒドロキシー 6β — [N-メ チルー 3 — (3-メチルフェニル)プロピオルアミド] モルヒナン408mgをテトラヒドロフラン20mlに溶解し、0 ∞ にてm — クロロ安息香酸224mgをテトラヒドロフラン5mlに溶解した溶液を15分間かけて少量ずつ滴下した。滴下終了後、この反応溶液を室温で約 1 時間撹拌した後、反応溶液を濃縮し、残渣を塩基性アルミナ20gを用いてカラムクロマトグラフィーに付し、酢酸エチル/メタノールで再結晶、濾取、真空乾燥後、表題の化合物269mg(収率:64%)を得た。

mp 192.0-202.0℃(分解)

NMR (600MHz,CDCl₃)

 $\begin{array}{l} \delta \quad 0.37 \ (1\text{H,m}) \ , 0.44 \ (1\text{H,m}) \ , 0.75 \ (2\text{H,m}) \ , 1.35 \ (0.3\text{H,m}) \ , 1.40-1.53 \ (1.7\text{H,m}) \ , 1.54-1.66 \ (2\text{H,m}) \ , 1.68-1.85 \ (2\text{H,m}) \ , 2.20-2.32 \ (0.3\text{H,m}) \ , 2.31 \ (2.1\text{H,s}) \ , 2.36 \ (0.9\text{H,s}) \ , 2.36-2.45 \ (0.7\text{H,m}) \ , 2.86-3.00 \ (1\text{H,m}) \ , 3.00-3.22 \ (3\text{H,m}) \ , 3.03 \ (2.1\text{H,s}) \ , 3.31 \ (0.9\text{H,s}) \ , 3.34-3.46 \ (2\text{H,m}) \ , 3.77 \ (0.3\text{H,m}) \ , 3.79 \ (0.7\text{H,m}) \ , 4.30 \ (0.7\text{H,m}) \ , 4.30 \ (0.7\text{H,m}) \ , 4.50 \ (0.3\text{H,m}) \ , 4.73 \ (0.7\text{H,d,J}=8.2\text{Hz}) \ , 4.75 \ (0.3\text{H,d,J}=8.5\text{Hz}) \ , 6.20-7.20 \ (1\text{H,m}) \ , 5.59 \ (0.3\text{H,d,J}=8.2\text{Hz}) \ , 6.60 \ (0.7\text{H,d,J}=8.2\text{Hz}) \ , 6.63 \ (0.7\text{H,d,J}=8.2\text{Hz}) \ , 6.82 \ (0.3\text{H,d,J}=8.2\text{Hz}) \ , 7.04 \ (0.7\text{H,s}) \ , 7.08 \ (0.7\text{H,d,J}=6.1\text{Hz}) \ , 7.13-7.20 \ (1.4\text{H,m}) \ , 7.23 \ (0.3\text{H,d,J}=7.6\text{Hz}) \ , 7.26 \ (0.3\text{H,t,J}=7.3\text{Hz}) \ , 7.35 \ (0.3\text{H,d,J}=7.6\text{Hz}) \ , 7.37 \ (0.3\text{H,s}) \ , 12.22 \ (1\text{H,br s}) \ . \end{array}$

IR (KBr)

ν 3410,2218,1622,1489,1439,1408,1377,1321,1125,1033,915,690cm

Mass (FAB)

m/z 515 (M+H) '.

元素分析値 C11H11N1O1:0.5H10として

計算值:C,71.11;H,6.74;N,5.35.

実測值:C,71.16;H,6.73;N,5.37.

実施例7

モルモット回腸摘出標本を用いるオピオイド活性試験

Hartley系の雄性モルモットを使用した。モルモットを撲殺後、回腸を摘出し、栄養液で管空内を洗浄し、縦走筋のみを剥離した。この縦走筋を37℃に保温したKrebes—Henselei t溶液(NaCl135mM;KCl4.8mM;CaCl3.4mM;KH:PO:1.2mM;NaHCO:8.3mM;MgSO:2.5mM;Glucose1 1mM) を満たし、5%二酸化炭素、95%酸素を通気したマグヌス管に懸垂した。電気刺激は上下の輪型の白金電極を介して、0.1Hz、0.5msで行なった。組織収縮はIsomeric tranceducerを用いてポリグラフ上に記録した。

 μ 拮抗薬であるナロキソンまたは κ 拮抗薬であるnor-BNIの存在あるいは非存在下、電気刺激による標本の収縮を50%抑制する濃度まで被験薬を累積的に添加し、各々IC50値を算出した。拮抗薬存在時および非存在時の効力差からKe値を以下の計算式で算出した。

Ke=[添加した拮抗薬濃度]/(ICn比-1)

IC₁比=拮抗薬存在時のIC₁/拮抗薬非存在時のIC₁

被験薬として化合物1,2,3,4,5,6を用いた結果、表 3 に示すように $Ke値(\mu)$ 、 $Ke値(\kappa)$ の比をとると、 $Ke(\mu)/Ke(\kappa) = 182 \sim \infty$ となり、本発明の化合物は κ 受容体に選択的な作動薬であることが示された。

表3. 化合物のモルモット回腸摘出標本を用いたオピオイド活性

	IC50 (nM)	Ke (nM)
		ナロキソン	nor-BNI
•		(100 nM)	(5 nM)
1	1. 94	16.67	0. 03
2	6. 71	98. 2	0. 54
3	1.06		0. 02
4	4. 09	28. 7	0.09
5	1. 55	29. 5	0. 19
6	11. 3	75. 1	0.89

実施例8

マウス輸精管摘出標本を用いるオピオイド活性試験

ddY系雄性マウスを実験に供した。37%に保温したKrebes—Henseleit溶液(NaCl120.7nM; KCl5.9mM;CaCl₁2.5mM;NaH;PO₁1.2mM;NaHCO₁15.5mM;Glucose11.5mM)を満たし、5%二酸化炭素、95%酸素を通気したマグヌス管に、動物より摘出した輸精管を懸垂した。電気刺激は上下の輪型の白金電極を介して0.1Hz、1.0msで行った。組織収縮はIsometric transducerを用いてポリグラフ上に記録した。

 μ 拮抗薬であるナロキソン、または δ 拮抗薬であるNTI、または κ 拮抗薬であるnor-BNI の存在あるいは非存在下、電気刺激による標本の収縮を50% 抑制する濃度まで被験薬を累積的に添加し、各々IC μ 値を算出した。拮抗薬存在時および非存在時の効力差から κ 0 以下の計算式で算出した。

Ke=「添加した拮抗薬濃度]/(ICu比-1)

IC』比=拮抗薬存在時のIC』値/拮抗薬非存在時のIC』値

被験薬として化合物1,2,3,4,5,6を用いた結果、表 4 に示すようにKe値(μ)、Ke値(κ) およびKe値(δ)、Ke値(κ)の比をとると、Ke(μ)/Ke(κ) = $18\sim\infty$,Ke(δ)/Ke0 κ 0 = $15\sim\infty$ となり、本発明の化合物は κ 0 受容体に選択的な作動薬であることが示された。

表 4.	化合物のマウス輸精管摘出標本を用いたオピオイド活性
3-4	ロログン・ノク制作与傾山係平を用りたオピオイド定性

	I C50 (nM)	¥	Ke (n M)	
		ナロキソン	NTI	nor-BNI
		(30 nM)	(10 nM)	(Mn 01)
1	4. 42	14. 18	11. 23	0.17
2	5. 9	100	25	-0. 45
3	2. 14	30. 48	~	0. 040
4	1.80	50 –	11	0. 67
5_	0.59	5. 9	5. 0	0. 33
<u>6</u>	4. 6		20	0. 26

実施例9

選択的な κ 受容体作動性オピオイド化合物である(一)-17-(シクロプロピルメチル) $-3,14\beta-$ ジヒドロキシ $-4,5\alpha-$ エポキシ $-6\beta-$ [N-メチルートランス-3-(3-フリル)アクリルアミド]モルヒナン塩酸塩 7

を生理食塩水に溶解し、40 μ g/ml濃度の水溶液を調製した。この水溶液を成人男子下肢に 生じた蕁麻疹の発赤部位3か所に、薬物濃度0.2 μ g/cm¹で塗布した。

その結果、塗布前、中等度の痒み(グレードとして++と設定)を感じていたが、塗布 5 分で痒みを全く感じなくなった(グレードとして-と設定)。痒みのない状態は約 5 時間持続した。

実施例10

女性アトピー性皮膚炎患者の腕および脚で強い痒み(グレードとして+++と設定)を感じる皮膚表面病巣に化合物 7 水溶液を塗布した。塗布部位は 5 ヶ所で、 10cm^3 に約50 μ 1 溶液で、塗布薬物濃度は $0.2\,\mu$ g/cm 3 であった。また比較として、インドメタシン・クリーム(薬物濃度7.5 mg/g)を同様に $75\,\mu$ g/cm 3 で塗布した。

その結果、表5のように、全塗布部分において、化合物7水溶液では塗布後5分で痒みは 完全になくなり、強力な止痒作用を有することが判明した。また、痒みのない状態は少な くとも3時間は持続した。一方、インドメタシン・クリームでは痒みが残る感じがあり、 止痒作用は化合物7の方が優れていることが判明した。

		- TO 1000		
	痒みの程度(最大程度「+++」~なし「一」)			
使用薬剤	塗布前	塗布後	塗布後	逾布後
		5分	10分	3時間
化合物7	+++			
水溶液	, , ,			_
インドメタシン	+++	1.1.1		
クリーム	T7T	+++	+	± ,

表5. アトピー性皮膚炎の痒みに対する x 受容体作動薬 (化合物<u>1</u>) と インドメタシンの止棄作用

実施例11

 κ 受容体拮抗薬であるnor-BNIをDDY系マウスの背頚部皮下に投与し、その際に生じる痒みに由来する引っ掻き回数を、 κ 受容体作動薬が抑制するか否かを検討した。尚、nor-B NIの代わりに $pH4\sim6$ に調整した緩衝液をマウス背頚部に皮下投与した場合、引っ掻き行動を示さないことを確認している。

選択的な κ 受容体作動性オピオイド化合物であるトランスー 2-(3,4-i)クロロフェニル)-N-iメチル-N-[2-(1-l)] アセタミド(U-50488Hと呼称)を生理食塩水に溶解し、この水溶液をマウスの腹空内に1,3,および 10mg/kgの用量で投与し、投与30分後、痒み誘発作用を有する1000-1 Norder Rough Rou

また、比較対照薬として抗ヒスタミン薬であるクロルフェニラミンを生理食塩水に溶解し、この水溶液をマウスの腹空内に0.3,1.0,および3.0mg/kgの用量で投与し、投与30分後、nor-BNIを同様に背頚部皮下に投与した。nor-BNI投与後60分間の引っ掻き回数を調査した。さらに対照群として生理食塩水投与群を設けnor-BNI投与後60分間の引っ掻き回数を調査した。上記試験は、全て1群10匹で実施した。

その結果、図1に示すように、生理食塩水投与群ではnor-BNIによる顕著な引っ掻き回数を示すが、U-50488H投与群では、nor-BNI投与による引っ掻き回数を有意に減少し、強力な止痒作用を有することが判明した。-方、クロルフェニラミン投与群でも、引っ掻き回数は減少したが、減少程度は弱く、止痒作用はU-50488Hの方が優れていることが判明した。

実施例12

ddY系雄性マウスを日本SLCより 4 週齢で入荷し、予備飼育をした後 5 週齢で使用した。実験の前日にマウスの吻側背部をバリカンを用いて除毛した。各化合物は 10% DMS0に溶解した。被験薬物あるいは溶媒のいずれかをマウスの吻側背部皮下に投与し、その 30 分後に生理食塩水に溶解した Compound 48/80 (100μ g/site)を 50μ Lの用量で除毛部位に皮内投与した。その後直ちに観察用ケージ(10x7x16cm)に入れ、以後 30 分間の行動を無人環境下にビデオカメラで撮影した。ビデオテープを再生し、マウスが後肢で Compound 48/80 投与部位の近傍を引っかく行動の回数をカウントした。 1 群 8 匹から 10 匹で実験を行った。各被検化合物による引っかき行動の抑制率は下式で計算した。引っかき行動を減らす作用をもって被験化合物の止痒効果の指標とした。

引っかき行動抑制率 (%) = $\{1 - (A - C/B - C)\}$ x100

A=被験薬物投与群の平均引っかき行動回数

B=被験薬物の代わりに溶媒を投与した群の平均引っかき行動回数

C=起痒剤の代わりに溶媒を投与した群の平均引っかき行動回数

被験化合物として、17ーシクロプロピルメチルー3,14 β ージヒドロキシー4.5 α ーエポキシー17ーメチルー6 β ー(Nーメチルー3ーメトキシシンナムアミド)モルヒナニウム・ヨウ化物塩2、17ーシクロプロピルメチルー3,14 β ージヒドロキシー4,5 α ーエポキシー

オキシド 3、17-シクロプロピルメチル-3.14 β - ジヒドロキシ-4.5 α -エポキ シー 6 $\beta-\lceil N-$ メチル-3-(4-トリフルオロメチルフェニル) プロピオルアミド] モルヒ ナン-N-オキシド 5、17-シクロプロピルメチル-3,14 $\beta-$ ジヒドロキシ-4,5 $\alpha-$ エ ポキシー6 B-[N-メチル-3-(3-メチルフェニル)プロピオルアミド]モルヒナ u-N-オキシド6、17-(シクロプロピルメチル) -3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α -エポキシー68- [N-メチルートランス-3-(3-フリル)アクリルアミド] モルヒ ナン塩酸塩 7、17ーシクロプロピルメチルー3,14 β - ジヒドロキシー4,5 α - エポキシー 6 g-(N-メチル-3-メトキシシンナムアミド)モルヒナン・酒石酸塩8、17-シク ロプロピルメチル-3.14 β - ジヒドロキシ<math>-4.5 α - エポキシ<math>-6 β - [N - (1.4 - ジオキソー4-メトキシートランス-2-ブテニル)-N-メチル]モルヒナン・メタンスル ホン酸塩 9、17-シクロプロピルメチル-3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α -エポキシ-6 β-(N-メチル-3,4-ジクロロフェニルアセタミド)モルヒナン・塩酸塩10、17-シ クロプロピルメチル -3.14β -ジヒドロキシ -4.5α -エポキシ -6β - (N-メチルシンナムアミド) モルヒナン・塩酸塩11、17-シクロプロピルメチル-3,14β-ジヒドロキ シー 4.5α ーエポキシー 6α ー (N ーメチルーN'ーベンジルウレイド) モルヒナン・酒石 酸塩12、17-シクロプロピルメチル $-3,14\beta$ -ジヒドロキシ $-4,5\alpha$ -エポキシー 6β -(N-メチルベンジルオキシカルバミド)モルヒナン・塩酸塩13、17-シクロプロピルメ チル -3.14β -ジヒドロキシ -4.5α -エポキシ -6β -(ベンジルオキシカルバミド) モルヒナン・塩酸塩14、17-シクロプロピルメチル-3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α -エ ポキシー 6α -(N-メチルフェニルメタンスルホンアミド)モルヒナン・塩酸塩15、17 $-(シクロプロピルメチル) -3.14 \beta - ジヒドロキシ-4.5 \alpha - エポキシ-6 \beta - [N-1]$ メチルートランスー3ー(4ーブロモー2ーチオフリル)アクリルアミド] モルヒナン・ 臭化水素酸塩16、17-シクロプロピルメチル-3,14 β -ジヒドロキシ-4,5 α -エポキシ -68-[N-x+u-3-(フェニル)]プロピオルアミド] モルヒナン・塩酸塩17、17 ーシクロプロピルメチル $-3,14\beta$ ージヒドロキシ $-4,5\alpha$ ーエポキシ -6β -[N-メチル-3-(3-メチルフェニル)プロピオルアミド]モルヒナン・塩酸塩18、17-シクロ プロピルメチルー $3,14\beta$ – ジヒドロキシー $4,5\alpha$ – エポキシー 6β – [N-メチルー3-(4-トリフルオロメチルフェニル)プロピオルアミド]モルヒナン・塩酸塩19、2-(3.4-ジクロロフェニル) - N - メチル- N - [1-フェニル-2-(1-ピロリジニル) エチル] アセタミド・塩酸塩20、3-(1-ピロリジニルメチル)-4-[5,6-ジクロロー1ーインダンカルボニル]ーテトラヒドロー1.4ーチアジン・塩酸塩21、トランス -N-メチル-N- [2-(1-ピロリジニル)シクロヘキシル]ベンゾ [b] チオフェ ンー4-アセタミド・塩酸塩22、(5 β ,7 β ,8 α)-N-メチル-N-[7-(1-ピロ リジニル) -1-オキサスピロ[4,5] デク-8-イル] ベンゾ[b] フラン-4-アセ タミド・塩酸塩23を用いた。

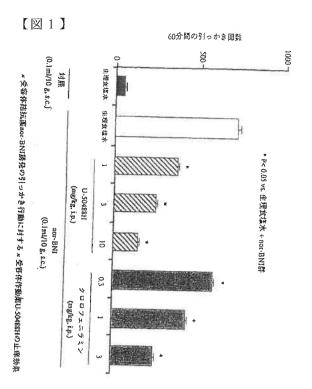
結果を表6にまとめる。試験に用いた化合物は用いた用量で止痒効果を示した。

表 6 . 各種オピオイド κ 作動薬の止痒効果

被験薬物	用量 (mg/kg)	抑制率 (%)
化合物 2	1.0	41
化合物 3	0.0057	64
化合物 5	0.016	55
化合物 6	0.005	45
化合物 7	0.005	58
化合物 8	10.0	72
_ 化含物 9	1.8	52
化合物 10	0.46	14
化合物 11	0.0018	45
化合物 12	0.07	39
化合物 13	0.07	47
化合物 14	0.31	46
化合物 15	1.88	56
化合物 16	0,0046	14
化合物 17	0.0066	90
化合物 18	0.03	92
化合物 19	0.03	4()
化合物 20	0.006	62
化合物 21	0.0003	23
化合物 22	1.2	70
化合物 23	0.0069	46

産業上の利用可能性

本発明の止痒剤は、オピオイド κ 受容体作動薬を有効成分とすることを特徴とし、各種の痒みを伴う皮膚疾患、例えばアトピー性皮膚炎、神経性皮膚炎、接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、自己感作性皮膚炎、毛虫皮膚炎、皮脂欠乏症、老人性皮膚そう痒、虫刺症、光線過敏症、蕁麻疹、痒疹、疱疹、膿痂疹、湿疹、白癬、苔癬、乾癬、疥癬、尋常性座瘡など、および、痒みを伴う内臓疾患、例えば悪性腫瘍、糖尿病、肝疾患、腎不全、腎透析、妊娠などの痒みの治療に有用である。



フロントページの続き

(72)発明者 川村 邦昭

神奈川県鎌倉市津西1-20-33-1-1

審査官 榎本 佳予子

(56)参考文献 国際公開95/21843 (WO, A1) 国際公開93/15081 (WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61K 31/54

A61K 45/00

CO7D 279/12

C07D 295/14

CO7D 491/08

BIOSIS(DIALOG)

CA(STN)

CAOLD(STN)

MEDLINE(STN)

REGISTRY(STN)